

令和 7 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 7 (2025) 年 6 月
九州医療科学大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的	6
基準 2. 内部質保証	11
基準 3. 学生	19
基準 4. 教育課程	36
基準 5. 教員・職員	52
基準 6. 経営・管理と財務	62
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	73
基準 A. 公私協力体制による地域活性化への取り組み	73
V. 特記事項	79
VI. 法令等の遵守状況一覧	80
VII. エビデンス集一覧	96
エビデンス集（データ編）一覧	96
エビデンス集（資料編）一覧	96

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

学校法人順正学園は、岡山県における初の女子教育機関として、明治 18 (1885) 年に創設された順正女学校に由来する教育の伝統の灯を後世に伝えたいという地域社会の強い要請を受け、「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する」という建学の理念のもと、昭和 42 (1967) 年に順正短期大学、順正高等看護専門学院が設置されたことに端を発する。九州医療科学大学（前：九州保健福祉大学）は、学校法人順正学園の設置校の 1 つとして、平成 11 (1999) 年に、宮崎県延岡市からの強い要望を受け、延岡市と本学園の公私協力方式により開学した大学である。

開学当初は、社会福祉学部 3 学科と保健科学部 3 学科の合計 2 学部 6 学科にて開学し、現在は、社会福祉学部 2 学科、臨床心理学部 1 学科、薬学部 2 学科、生命医科学部 1 学科、通信教育部社会福祉学部 2 学科の 5 学部 8 学科（ただし、募集停止となった社会福祉学部臨床福祉学科、及び通信教育部社会福祉学部臨床福祉学科を含む）に加え、通学制大学院医療薬学研究科及び通信制大学院社会福祉学研究科、保健医療学研究科を有する大学である。令和 6 (2024) 年 4 月には、開学 25 周年を機に、本学が目指す人材養成の特徴に加え、開学時とは大きく異なった現在の学部・学科体制をより適確かつ包括的に示すべく、それまでの「九州保健福祉大学」から九州医療科学大学へと名称変更を行った。

本学の建学の理念は、まさに教育の原点である、学生が潜在的に持っている能力を見出し、そして、その能力を引き出し社会に必要とされる人材へと養成することであり、本学の重要な使命を明確に表しているものである。さらに、「国際化社会に向けて、介護・福祉・医療・薬学に関する理論及び社会の諸問題を教育研究し、応用能力をもつ人格を陶冶する」を教育目的として掲げ、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに基づいて人材養成を行っている。

令和 2 (2020) 年には、建学の理念の内容を本学のステークホルダーに対して、より分かりやすく、かつ身近な言葉として届くよう、「あなたの学びをあなたのカタチに」というタグラインを用いて表現した。また、延岡の延 (en) と、本学で学ぶ学生との縁 (en) を大切にするという意味を掛け合わせ、九州医療科学大学ブランドビジョンとして 4 つの en (「学びを応援～en～する」、「学びをエン～en～ジョイする」、「出会い（縁～en～）をカタチに変える」、「地域のエン～en～ジンとして未来のカタチを創る」) を新たに策定した。このようにタグライン及びブランドビジョンにより、本学に可能性を見出し、本学で学ぶことを希望する学生と一緒に、一人ひとり、一つひとつの可能性をカタチに変えられるよう、学生に沿った学びを提供することを明確に定めている。

本学は、延岡市との公私協力方式により創設された地域密着型大学であり、延岡市と「大学を活かしたまちづくり」連携協力協定を締結するとともに、延岡市及び延岡商工会議所と「大学を活かした地域振興のための地域連携プラットフォーム」を構築している。こうした地域連携協定及び地域連携プラットフォーム等の枠組を通じて、地域社会の学術や文化活動など生涯学習の拠点の役割を担うと同時に、「東九州メディカルバレー構想」等の産学官連携の共同事業にも参加するなど、地域に開かれた大学として地域連携事業の促進に努めていることに大学としての特色を有している。

Ⅱ. 沿革

1. 本学の沿革

平成 10 (1998) 年

12 月 学校法人高梁学園 九州保健福祉大学設置認可
理事長・総長 加計 勉 学長 名東 孝二 就任

平成 11 (1999) 年

4 月 社会福祉学部 (東洋介護福祉学科・社会福祉計画学科・臨床福祉学科)
保健科学部 (作業療法学科・言語聴覚療法学科・視機能療法学科) の総合大
学として開学

平成 13 (2001) 年

1 月 学校法人高梁学園 理事長・総長に加計 美也子 就任

平成 14 (2002) 年

4 月 学長に田原 直廣 就任
通信教育部社会福祉学部 臨床福祉学科 開設
大学院 (通信制) 社会福祉学研究科社会福祉学専攻 修士課程 開設
大学院 (通信制) 保健科学研究科保健科学専攻 修士課程 開設

平成 15 (2003) 年

4 月 薬学部 薬学科 開設
大学院 社会福祉学研究科 修士課程 開設

平成 16 (2004) 年

4 月 大学院 (通信制) 社会福祉学研究科社会福祉学専攻 博士 (後期) 課程 開
設
大学院 (通信制) 保健科学研究科保健科学専攻 博士 (後期) 課程 開設
社会福祉学部 社会福祉計画学科をスポーツ健康福祉学科、福祉環境マネジ
メント学科に改組

平成 18 (2006) 年

4 月 学長に南嶋 洋一 就任
薬学部薬学科を 6 年制に移行、入学定員を 200 人に増員
12 月 社会福祉学部 東洋介護福祉学科・福祉環境マネジメント学科 募集停止

平成 19 (2007) 年

4 月 社会福祉学部臨床福祉学科に、臨床福祉専攻、臨床介護専攻、動物療法専攻
を設置
社会福祉学部 子ども保育福祉学科 開設
保健科学部 臨床工学科 開設

平成 20 (2008) 年

4 月 社会福祉学部臨床福祉学科に、福祉ビジネス専攻を設置
薬学部 動物生命薬科学科 開設
大学院 (通信制) 社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士 (後期) 課程を (通
信制) 連合社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士 (後期) 課程と名称変更
し、吉備国際大学大学院との連合研究科を開設

九州医療科学大学

平成 21 (2009) 年

- 1 月 フィリピン国立大学ロスバニョス校（フィリピン）と教育交流協定を締結
- 4 月 社会福祉学部臨床福祉学科臨床介護専攻を改編し、臨床心理専攻を開設
吉備国際大学大学院（通信制）国際協力研究科を（通信制）連合国際協力研究科と名称変更し、九州保健福祉大学との連合研究科を開設
- 5 月 九州保健福祉大学開学 10 周年記念式典挙行
創立者加計勉記念室を開設
石井記念友愛社・みその児童福祉会・高梁学園による「児童養護施設卒園者を支援する」連携協力協定を締結
延岡市・高梁市・高梁学園による「大学を活かしたまちづくり」連携協力協定を締結
- 9 月 宮崎大学と連携協力協定を締結

平成 22 (2010) 年

- 4 月 学長に和田 明彦 就任
学校法人高梁学園を学校法人順正学園に名称変更
視機能療法学別科 開設

平成 23 (2011) 年

- 12 月 神奈川歯科大学と教育・学術交流に関する連携協定を締結

平成 24 (2012) 年

- 4 月 大学院(通学制) 医療薬学研究科医療薬学専攻 博士課程(4 年) 開設
臨床工学別科 開設
延岡しろやま支援学校と連携協定を締結
- 12 月 延岡警察署と「災害時における警備活動の拠点提供に関する覚書」を締結

平成 25 (2013) 年

- 4 月 社会福祉学部スポーツ健康福祉学科に鍼灸健康福祉コースを開設

平成 26 (2014) 年

- 4 月 学長に迫田 隅男 就任
- 8 月 社会福祉学部 臨床福祉学科 動物療法専攻・福祉ビジネス専攻 募集停止

平成 27 (2015) 年

- 4 月 生命医科学部 生命医科学科 開設
- 5 月 社会福祉学部 子ども保育福祉学科 募集停止

平成 29 (2017) 年度

- 2 月 日本体育大学と包括連携協定を締結
- 11 月 九州保健福祉大学 20 周年記念式典挙行
- 12 月 延岡市と薬用作物等に関する連携協定を締結

平成 30 (2018) 年

- 4 月 学長に高崎 眞弓 就任
保健科学部 視機能療法学科 募集停止

令和 2 (2020) 年

- 4 月 学長に兒玉 修 就任

九州医療科学大学

臨床心理学部臨床心理学科に心理・福祉コース及び言語聴覚コースを開設
生命医科学部生命医科学科に臨床検査技師コース、臨床工学技士コース、ダブルライセンスコースを開設

6 月 学校法人順正学園 理事長・総長に加計 勇樹 就任

令和 4 (2022) 年

4 月 大学院（通信制）連合社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士（後期）課程を（通信制）社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士（後期）課程に名称変更
（通信制）社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程を（通信制）社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士（前期）課程へ名称変更

令和 5 (2023) 年

9 月 国士舘大学と包括連携協定を締結

令和 6 (2024) 年

4 月 九州保健福祉大学を九州医療科学大学へ校名変更
学長に池ノ上 克 就任
大学院（通信制）保健科学研究科を大学院（通信制）保健医療学研究科に名称変更
社会福祉学部スポーツ健康福祉学科に救急救命コース、スポーツ科学コース、鍼灸健康コース、ソーシャルワークコースを開設
通信教育部にハイブリッドコースを開設
九州医療科学大学開学 25 周年記念行事举行
社会福祉学部 臨床福祉学科 募集停止
通信教育部 社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科を開設
通信教育部 社会福祉学部 臨床福祉学科 募集停止

2. 本学の現況

・ 大学名 九州医療科学大学

・ 所在地 〒882-8508 宮崎県延岡市吉野町 1714-1

・ 学部構成

社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科 (入学定員 80 人、編入学定員 (3 年次) 2 人) 臨床福祉学科 (令和 6 年 4 月募集停止)
臨床心理学部	臨床心理学科 (入学定員 40 人)
薬学部	薬学科 (入学定員 100 人、編入学定員 6 人 (内 2 年次 3 人、 4 年次 3 人)) 動物生命薬科学科 (入学定員 40 人)

九州医療科学大学

生命医科学部	生命医科学科 (入学定員 40 人)
通信教育部社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科 (入学定員 300 人、編入学定員 162 人 (内 2 年次 2 人、3 年次 150 人、4 年次 10 人)) 臨床福祉学科 (令和 6 年 4 月募集停止)

・大学院構成

通信制 (博士 (前期) 課程)	社会福祉学研究科社会福祉学専攻 (入学定員 7 人) 保健医療学研究科保健医療学専攻 (入学定員 7 人)
通学制 (博士課程)	医療薬学研究科医療薬学専攻 (入学定員 4 人)
通信制 (博士 (後期) 課程)	社会福祉学研究科社会福祉学専攻 (入学定員 5 人) 保健医療学研究科保健医療学専攻 (入学定員 3 人)

・学生数、教員数、職員数

学生数

学部	通学制	男性	397 人	女性	502 人	合計	899 人
	通信制	男性	105 人	女性	314 人	合計	419 人
大学院	通学制	男性	4 人	女性	0 人	合計	4 人
	通信制	男性	10 人	女性	10 人	合計	20 人

教員数

社会福祉学部	教授	11 人 (2 人)	准教授	6 人 (3 人)		
	講師	6 人 (2 人)			合計	23 人 (7 人)
臨床心理学部	教授	7 人 (2 人)	准教授	2 人 (2 人)		
	講師	4 人 (3 人)			合計	13 人 (7 人)
薬学部	教授	22 人 (2 人)	准教授	12 人 (3 人)		
	講師	3 人 (1 人)			合計	37 人 (6 人)
生命医科学部	教授	12 人 (0 人)	准教授	3 人 (0 人)		
	講師	2 人 (0 人)			合計	17 人 (0 人)
がん細胞研究所	教授	1 人 (0 人)				
					総合計	91 人 (20 人)

職員数

正職員	34 人 (13 人)	嘱託職員	3 人 (0 人)	パート	11 人 (9 人)	
					合計	48 人 (22 人)

※ () は女性の内数 (令和 7 (2025) 年 5 月 1 日現在)

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①学内外への周知

大学・大学院の目的及び学部等の教育目的については、以下のとおり周知を図っている。

本学の学生に対しては、年度ごとに発行する学生便覧等において大学学則又は大学院学則を掲載することで、大学、大学院の目的及び学部・学科の教育目的又は研究科・専攻の教育目的を明示し、入学時のオリエンテーションや学科ガイダンスにおいて周知を図っている【1-1-a】。

また、毎年度見直しを行い、学内の教職員に対しても学生便覧等を毎年度配布（配信を含む）することで、改組やカリキュラム改正等により変更された本学の使命・目的を周知することに努めている。特に令和 7（2025）年度の改正では、学部組織の多くが一学部一学科体制となったことを鑑み、表記方法の改訂を行うことで、より分かりやすい周知を行うことができたと評価している【1-1-b】。

学外のステークホルダーに対しては、大学・大学院の目的を大学ホームページに掲載し広く一般に公開している【1-1-1】【1-1-2】【1-1-3】【1-1-4】。また、学部等の使命・目的、教育目標を中期目標・中期計画として策定し、大学ホームページ内の情報公開のページに掲載し公表している【1-1-5】。

【エビデンス集】

【1-1-1】九州医療科学大学の使命、目的等を示す URL

【1-1-2】九州医療科学大学大学院の使命、目的等を示す URL

【1-1-3】九州医療科学大学通信教育部の使命、目的等を示す URL

【1-1-4】九州医療科学大学通信制大学院の使命、目的等を示す URL

【1-1-5】第 3 期中期目標・中期計画書（使命、目的等含む）URL

【1-1-a】大学、大学院の目的等（学則及び大学院学則の該当箇所抜粋）

【1-1-b】学則変更新旧対照表の該当箇所

1-1-②中期的な計画への反映

建学の理念や本学の使命・目的を達成すべく、本学は平成 28 (2016) 年度から中期目標・中期計画を策定しており、現在、令和 5 (2023) 年度を 1 年目とする第 3 期中期目標・中期計画 (5 年間) 【1-1-c】に基づき事業を実施している。第 3 期中期目標・中期計画におけるビジョン (教育目標) は「医療・福祉についての魅力ある学び、協働による学び、地域での学びを通して、人びとの幸せを創り出すことのできる人材を育てる」としているが、これは、「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する」という本学の建学の理念の下、第 3 期において大学全体で取り組む共通目標である。なお、本学では、大学全体の中期目標・中期計画に基づいて、各学科でも中期目標・中期計画を策定しており、共通のビジョン (教育目標) の下、学科独自の目標・計画を策定している。

各年度における中期目標・中期計画の達成状況については、学科毎に自己点検・自己評価の結果として取り纏められ、年度始めに実施する「自己点検・自己評価委員会総会」において、教職員全員が共有する機会を設けている 【1-1-d】。

自己点検・自己評価委員会総会で共有された中期目標・中期計画の達成状況は、本学の内部質保証委員会において、適正に点検・評価されているかが確認・協議され、必要に応じて、内部質保証委員会からの改善指示という形で各学科等にフィードバックされている 【1-1-7】。

また、本学の全学的な方針の検討や改革の推進を行う教育開発・研究推進中核センター (以下「中核センター」という) でも、教育開発部門・研究推進部門・社会貢献部門の 3 部門が中心となり、建学の理念の実現、並びに、中期目標・中期計画に掲げる学科等の使命・目的が達成できるよう各種委員会組織とも連携しながら、大学の教育・研究活動の好循環が生まれるよう改善・改革を推進している 【1-1-e】 【1-1-f】。

【エビデンス集】

【1-1-7】九州医療科学大学内部質保証規程

【1-1-c】第 3 期中期目標・中期計画書 (2023 年度～2027 年度)

【1-1-d】令和 6 年度自己点検・自己評価委員会総会資料

【1-1-e】九州医療科学大学教育開発・研究推進中核センター規程

【1-1-f】2025 年度九州医療科学大学教育開発・研究推進中核センター構成員

1-1-③三つのポリシーへの反映

本学では、建学の理念に則り策定している、大学の使命・目的及び教育目的に基づき、大学の三つのポリシーを定めている。また、大学の三つのポリシーを考慮して学科ごとに三つのポリシーを策定し、学生の教育に取り組んでいる 【1-1-g】。

アドミッション・ポリシーについては、大学及び各学部・学科の使命・目的及び教育目的を反映し、「求める学生像」「入学までに修得すべき学力・能力」を明記することで、入学希望者に対して本学の考え方を浸透させることができるよう、入学前教育や入学前ガイダンス等にも関連付けながら取り組みを実施している。

入学後の動機づけについては、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを定め、本学の人材育成の理念を周知することで努めている。

カリキュラム・ポリシーについては、各学科で養成する医療・福祉等に精通した専門職の資格取得に基づいたカリキュラム構成を基本としつつ、建学の理念である「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する」を具現化することができるよう、基礎教養科目の目的を明確化させるため、シラバスにもポリシーナンバーを記載するなど、工夫に努めている【1-1-h】。

ディプロマ・ポリシーについては、シラバスにも明記すると共に、各科目との関連性を履修系統図（カリキュラムマップ）で提示することで、内外に一体となった周知と理解促進に努めている【1-1-i】。

教学マネジメントの根幹となる三つのポリシーについては、先述した中期目標・中期計画（第3期）の策定に際しても関連性を持たせ作成を行っている。そうすることで、常に検証・検討が行える体制を構築し、時代の変化と社会の要請に応じることができるようになっている。建学の理念のもと、毎年度見直しも行っており、本学が掲げる使命及び目的の達成に一貫して貢献できているものとする【1-1-j】。

【エビデンス集】

【1-1-g】 2025 年度学生便覧 pp. 3-14 九州医療科学大学 3 つのポリシー

【1-1-h】 2025 年度シラバス作成マニュアル

【1-1-i】 2025 年度履修系統図（カリキュラムマップ）

【1-1-j】 教学マネジメント体制図

1-1-④教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、組織図に示すとおり整備している【1-1-k】。大学・大学院の目的に掲げる人材養成の目的を達成するため、本学では教育組織として4学部5学科1研究科と通信教育における1学部1学科2研究科を設置している。本学の教育組織における規模（入学定員、収容定員、在籍学生数、教員組織）は、認証評価共通基礎様式1及び様式2【改正前】に示すとおりである。

大学・大学院の目的並びに学部等の教育目的の達成が、より円滑かつ効果的なものとなるよう、附属施設及びセンター等を配置している。

附属図書館には「ラーニング・コモンズ」を併設し、学生の自由な学びを提供できる環境整備を行っている【1-1-l】。また、土・日を問わず開館しており、広く一般の方にも開放し、利用できる体制を確立しており、学生はもとより地域住民に対しても開けた知の拠点として、強い役割を果たしている【1-1-m】。

その他、本学では地域社会のQOL（Quality Of Life：生活の質）の向上に資する研究を行っており、研究成果に基づく具体的な活用方法策を提案することができるよう、地域社会への貢献を目的としたQOL研究機構（社会福祉学研究所・薬学研究所）を設置している

【1-1-n】。また、近年の再生医療研究の進展に鑑み、がん細胞及びiPS細胞等を用いた再生医学分野の研究・教育に寄与し、国民の健康と地域医療へ貢献することを目的とした「が

ん細胞研究所」を設け、先端医療研究にも邁進している【1-1-o】。

さらには、附属はり灸治療所を開設し、近隣住民への施術サービスを提供することで、社会貢献を果たすための施設ともなっている【1-1-p】。

【エビデンス集】

【1-1-k】九州医療科学大学組織図

【1-1-l】大学ホームページ 附属図書館について

【1-1-m】大学ホームページ 附属図書館 利用案内

【1-1-n】九州医療科学大学クオリティ オブ ライフ研究機構規程

【1-1-o】九州医療科学大学がん細胞研究所規程

【1-1-p】九州医療科学大学附属はり灸治療所運営規程

1-1-⑤変化への対応

本学の使命・目的を果たすべく、毎年度自己点検・自己評価を行い、多様な社会情勢の変化にも対応できるよう、学長のリーダーシップのもと、改善・改革を行っている。

地方大学の現状が一層厳しくなる中、教職員が一丸となり、常に改善・改革を意識し、教育課程の改編や改組転換を行うことで、選ばれる大学の一つとなるよう取り組みを計画している【1-1-q】。その一つが外部の標準化されたアセスメントテスト『GPS-Academic (ベネッセ i-キャリア)』の導入である【1-1-r】。ステークホルダーたる学生が、三つのポリシーなど本学の理念を理解しつつ、自らの目的を達成できているのかを検証しており、初年次及び高学年次で受検することで、達成度の比較を計画している。

現在は実施2年目で、まだ高学年次の受検による検証評価の比較には至っていないが、「思考力」「姿勢・態度」「経験」の3指標の成長度合いと、カリキュラム・ポリシーに基づくディプロマ・ポリシーの整合、適正に学生教育が行われているかを検証する計画である。この検証により、本学の建学の理念や教育目標に沿った人材育成が適正に行われているかを客観的に判断し、同系他大学の受検結果と比較することで、ポリシーの見直しや点検・評価に活用していく計画である。

また、急速に変化する社会情勢に一丸となって対応するためには、FD (Faculty Development)・SD (Staff Development) 研修が大きな役割を果たすとの考えから、中核センター教育開発部門会議において機関決定し【1-1-s】、学部学科等で計画・実施する研修会を広く他学部教員及び事務職員にも周知することで、課題と変化への対応を共通理解することで、厳しい現状の打開につながる取り組みとして開始している【1-1-t】。

【エビデンス集】

【1-1-q】大学開学から現在までの組織等変遷表

【1-1-r】GPS-Academic の導入検討資料

【1-1-s】FD・SD 研修会の推進に係る議事録

【1-1-t】令和6年度研修会実施状況（教育改革部会報告書）

〔基準1の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学において、使命・目的の反映として成果が出ている取組は、本学で実施する教育・研究・地域貢献など、ほぼ全ての活動において、建学の理念を強く意識して実施されていることである。

本学園では、全ての教職員に対して、建学の理念の周知を徹底しており、先述のとおり中期目標・中期計画の策定時はもちろん、三つのポリシーや教育課程の編成などの教育活動、教員個々の知見や本学の学部学科の専門性を活かした研究活動、ボランティアセンターを中心に学園全体で取り組んでいる子ども支援などの社会貢献活動など、様々な活動において、建学の理念を強く意識し、個々の活動の基盤として実施している。

本学では、教職員のみに限らず、学生や一般の方々にも建学の理念を広く知ってもらう為、学生便覧をはじめ、パンフレットやホームページ、教職員の名刺の裏面などでも建学の理念を明示し周知している。また、学内の多くの教室に建学の理念を掲げたり、創立者加計勉記念室を開室したり、イベント時には印刷物や理事長・学長等の挨拶でも積極的に建学の理念を取り入れるなど周知に努めている。

長年にわたるこうした活動の積み重ねもあり、本学の教職員の中では、活動の基盤として建学の理念が広く浸透しており、教職員一人ひとりが使命・目的の意味・内容を理解した上で、具体的なイメージや明確性をもって活動できることは、本学の特色であり、使命・目的の反映として成果が出ている取組である。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学において、使命・目的及び教育研究上の目的を反映する上で、課題となっているのは、建学の理念に沿って策定された個々の目標や計画の実施に対する検証・改善である。先述のとおり、個々の活動における目標や計画において、建学の理念を意識して策定することは十分に行えているものと考えているが、それらを実施する上での組織や体制の見直しが必要となっている。

こうした状況は、本学の活動内容に合った自己点検・自己評価の組織化や体制づくりが必要であり、PDCA サイクルが十分に機能していない部分があるのではないかと考えられる。その為、自己点検・自己評価委員会による点検・評価と、内部質保証委員会による見直し、改善をもっと連動させ、機能性を確立させていくことが課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学では、種々の活動の管理・統括を行いスムーズに活動を実施する為の組織として各種委員会を設けている。一方で、各種委員会を関連する分野毎に纏めて統括し、点検・評価する為の組織として、自己点検・自己評価委員会に各種部会を設けている。

前述の課題における改善の施策として、本学自己点検・自己評価委員会では、令和7(2025)年度中を目処に自己点検・自己評価委員会の各種部会を見直し、改編することを検討している。より実際の活動（各種委員会）に則した部会に組織改編することで、自己点検・自己評価の確度を高め、内部質保証委員会と連動することで、更に機能性を高めることができ、本学の現状により合った改善の実施が可能となる。

更には、今回受審する外部評価の結果（評価）を踏まえ、協議・検討することで、令和 8（2026）年度からの効果的な活動実施に取り組む予定である。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、大学における教育の開発及び研究の推進をおこなうことにより、全学的な教育・研究活動の活性化を図り、併せて社会貢献に寄与することを目的として、平成 17(2005) 年に教育開発・研究推進中核センター（以下「中核センター」という）を設立した【2-1-a】。中核センターには教育開発部門、研究推進部門、社会貢献部門の 3 部門が設置されており、自己点検・自己評価委員会の各部会が取りまとめる報告内容（点検・評価の結果）を踏まえ、各種委員会とも連携しながら、本学の教育・研究等の改善に取り組んできた【2-1-b】【2-1-c】。

その後、平成 24（2012）年の中央教育審議会において大学教育の質的転換が提起されたことを契機として大学における IR（Institutional Research）活動の機運が高まる中、平成 25（2013）年には大学内に IR 推進委員会を設置し、続いて平成 29（2017）年には法人本部に IR 推進室を設置した。IR 推進室では、学内のさまざまなデータを収集・分析し、客観的なデータ（エビデンス）として、改善施策の立案・実行・検証を行う取り組みを行っている。さらに、令和 2（2020）年に中央教育審議会において「教学マネジメント指針」が策定されたことを踏まえて、令和 3（2021）年 4 月には、教学 IR 及び学修成果の可視化を推進するための専門部署として、スチューデントサポートセンター教務部に新たに教育イノベーション課を設置した。

これを機に、これまでの自己点検・自己評価の在り方の適切性を見直すべく、令和 5（2023）年に「内部質保証委員会」を新たに設置して、内部質保証委員会を中心に、自己点検・自己評価委員会とも連携した内部質保証体制を構築した【図 2-1-2】。

また、これに合わせて、「九州医療科学大学内部質保証の方針」【2-1-1】及び「九州医療科学大学内部質保証規程」【2-1-3】を制定し、内部質保証の基本方針、組織体制、協議事項等について明示した。

なお、新たな内部質保証体制については、以下に示すとおり、学長のリーダーシップのもと、内部質保証委員会が自己点検・自己評価委員会による点検・評価の結果を再評価し、必要に応じて改善指示を行うことにしており、教育イノベーション委員会では、収集したデータ分析結果を内部質保証委員会と共有することで、本学の点検・評価・改善の PDCA サイクル循環の一助とすることで、責任体制を明確にしている。

九州医療科学大学 内部質保証体制図

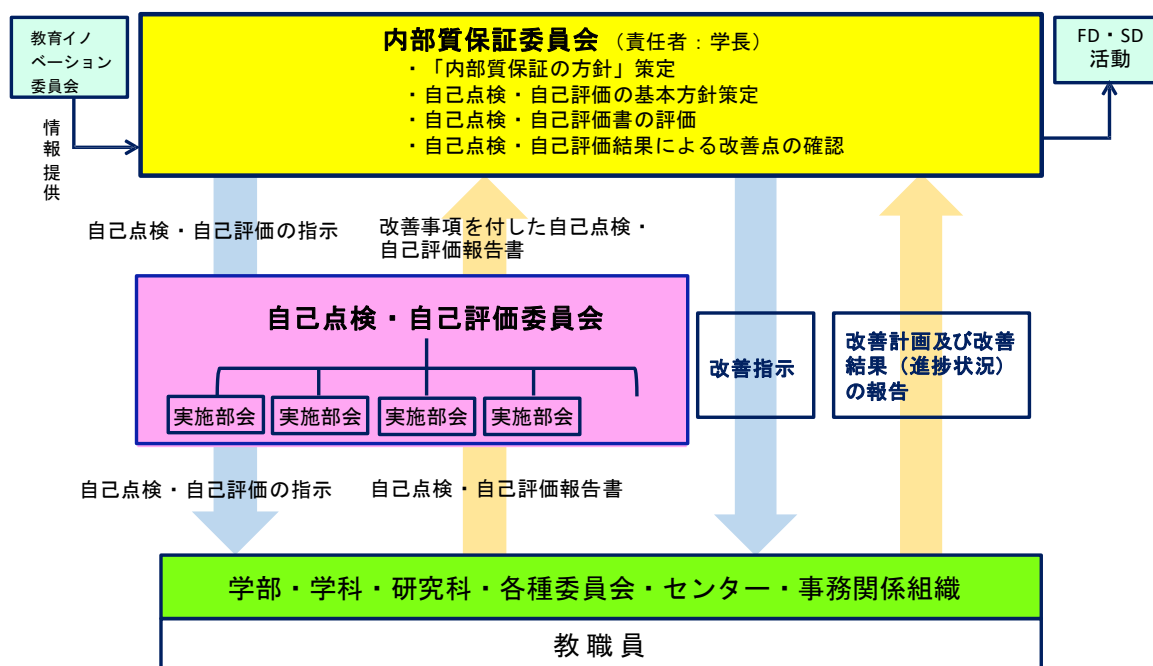


図 2-1-2 内部質保証体制図

まず、自己点検・自己評価委員会による評価は、この内部保証システムの中心となる評価で、本学が従来から部会や委員会において実施してきた自己点検・自己評価を、内部質保証委員会を起点とした体制に見直し、その流れを明確に示している。次に、教育・研究の質を検証する客観的なデータとして、教育イノベーション委員会がデータの収集・分析を行い、必要に応じて内部質保証委員会等に提供することで、現状の改善に努めている。

このように、自己点検・自己評価委員会及び教育イノベーション委員会から提供された評価結果は、内部質保証委員会では検証し、各学部・学科・研究科及び各種委員会等に改善指示として提供される【2-1-d】。改善を図り、実施する上で必要となる知識等については、FD (Faculty Development)・SD (Staff Development) などの研修会活動で教職員の能力向上に取り組むことにしている。

以上のように、本学の内部質保証は、内部質保証委員会を中心として、各学部・学科・研究科及び各種委員会等が連携して改善に取り組む体制を確立している。

【エビデンス集】

- 【2-1-1】九州医療科学大学内部質保証の方針
- 【2-1-2】内部質保証体制図
- 【2-1-3】九州医療科学大学内部質保証規程
- 【2-1-a】九州医療科学大学教育開発・研究推進中核センター規程
- 【2-1-b】九州医療科学大学自己点検・自己評価委員会規程
- 【2-1-c】令和6年度自己点検・自己評価委員会総会資料
- 【2-1-d】内部質保証委員会からの改善指示

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

九州医療科学大学学則第2条において、「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と規定している【2-2-a】。本学では、この規定に基づき、毎年度定期的に自己点検・自己評価を実施している。

自己点検・自己評価の実施にあたっては、委員会組織として「自己点検・自己評価委員会」を設けて、「九州医療科学大学自己点検・自己評価委員会規程」【2-2-1】に則り、点検・評価を実施している。

自己点検・自己評価委員会は、内部質保証委員会の実施方針と指示を受け、点検・評価を実施する。点検・評価項目は、各実施部会が掲げた取り組みに加えて、各学部・学科・研究科がそれぞれ中期目標・中期計画で掲げた目標の達成状況について点検・評価を実施して報告する構成となっている。

取りまとめられた「自己点検・自己評価報告書」は、理事長と全教職員が出席する「自己点検・自己評価委員会総会」において各部門の代表者が発表し、報告内容の共有を図っている【2-2-2】。また自己点検・自己評価委員会総会には招聘された外部評価委員による評価もあわせて実施されており、その評価結果を付して内部質保証委員会に報告されている。内部質保証委員会は、報告された内容をもとに、前年度の評価結果について検証と改善の必要性を検討し、必要に応じて改善の指示を行う。

自己点検・自己評価委員会は、改善指示に対して改善計画あるいは改善結果の報告を行うとともに、必要な場合には次年度以降の中期目標・中期計画の見直しを図っている。決定された内容は教授会等で報告され、教職員が共有している。

以上のように、本学においては、全学的な実施方針に基づき自己点検・自己評価委員会で実施した点検・評価が、内部質保証委員会に報告され、内部質保証委員会を中心に改善の取り組みが実施されるシステムが確立している。

【エビデンス集】

【2-2-1】九州医療科学大学自己点検・自己評価委員会規程

【2-2-2】令和6年度自己点検・自己評価委員会総会資料

【2-2-a】九州医療科学大学学則 第2条

2-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

九州医療科学大学を含む学園全体の IR (Institutional Research) 活動を担う担当部署

として、「IR推進室」を平成29（2017）年5月1日付で法人本部に設置し、学園の各設置校における経営に係る情報の収集、調査・分析を行い、戦略的な大学運営を図っている。具体的には、各設置校の志願者状況や入学者状況、定員充足率、市場調査について調査・分析を行い、大学の学部・学科や大学院研究科等の設置や改組転換、定員の見直し、募集停止等について理事長や学長に提案することにより、学園及び各設置校の経営の安定化に努めている。

また、本学でのIR活動については、「IR推進室」と連携を取りながら、本学中核センターに開設された「IR推進委員会」によって、学長のガバナンスのもと学内外の調査と各種データの収集・分析を行っている。

その後、令和3（2021）年には、学修者本位の教育を念頭に、学修成果・教育成果の把握と可視化を推進するため、スチューデントサポートセンター教務部に新たに教育イノベーション課が設置された。これに伴い、令和5（2023）年には教育イノベーション委員会を新たに設立し、本学における教学IRの推進を強固に推進しているところである。事務局の主体を教務部内にある教育イノベーション課が行うことで、入口（入学）から出口（卒業）までを一連として捉え、学部学科並びに他部局との連携を図り、教学に係る学内の調査や各種データの収集・分析を行うことで、学修者本位の教育に推進力をもって取り組む体制となっている。

なお、教育イノベーション委員会の役割は次のとおりであり、(1) 教学に係る情報の収集・分析に関する事項、(2) 教学IRの普及・促進に関する事項、(3) 学修成果の可視化に関する事項、(4) 内部質保証に係る情報の収集・分析に関する事項、(5) その他委員会に関して必要な事項、の5項目であり、必要に応じてIR推進室との連携により、必要なデータの収集と分析にも取り組む体制となっている。

これまでの教学IRに関する取り組みとしては、学内に点在していた「教学に係る情報（教育向上のための取り組み内容）」「学内で実施しているアンケート」「教学に関するデータ」等について集約し、「アセスメント実施計画」【2-2-b】を作成している。本計画書を取りまとめ学内教職員で共有することで、各種取り組みを教学改善の加速化を図る取り組みとしている。加えて、令和6（2024）年からは「アセスメント運用計画」（案）【2-2-c】の検討を行い、三つのポリシーとの整合性を図ることを目的とした各種IR情報との関連分析などを進めている。

また、具体的な取り組み内容としては、「学生生活アンケート」の内容を見直し、「学修行動・学生生活アンケート」【2-2-d】とし、学生生活の実態、学修時間の把握及び大学への要望等を求める内容とし、学修者の目線に立ち、より良い大学生活のためのアンケート調査として内容の改訂および実施方針の見直しを図ったところである【2-2-e】。

その他、教育成果の可視化（平準化へ向けた検討の一環）を目的として、科目の評価点（ヒストグラム・ボックスプロット）【2-2-f】を作成し、教育の質向上への一助となるよう各学科へ情報を提供した。

これらの教学に係る情報収集にあたり、学生に対する各種アンケート等を実施しているが、学生への負担が否めず、回答率向上や積極的参加を促すために、各種アンケートの周知（実施目的、内容実施時期等）を図る必要性について検討がなされた。このことを受け、教育イノベーション課において、学生に向け入学から卒業まで実施しているアンケート等

を周知する「アンケート実施計画」【2-2-g】を作成し、アンケートの実施目的・内容・項目を周知した。データの質・量の担保を期待するとともに、効果的な情報収集を行い、教育の質を担保する取り組みであることを学生に周知したところである。

また令和6（2024）年度から導入した、『GPS-Academic（ベネッセ i-キャリア）』においては、独自設問について検討を行い、入学前の学修行動、学生生活、入試形態、入学前教育、大学生活への期待等を設定した。本データは原則 100%回答であることから、即時集計のうえで学部学科にフィードバックし、学科等運営や入学前ガイダンス実施計画の参考として活用することを促している【2-2-h】【2-2-i】。

その他、各部局において行う各種アンケート調査への提言を行い、授業アンケートに対する教員コメントフィードバックや、卒業時及び卒業後アンケートに関しディプロマ・ポリシーの観点を含むよう提案を行っている。

【エビデンス集】

- 【2-2-b】「アセスメント実施計画」（教職員向け）
- 【2-2-c】「アセスメント運用計画（案）」（教職員向け）
- 【2-2-d】「学修行動・学生生活アンケート」設問
- 【2-2-e】改善改革を協議した会議体の議事録
- 【2-2-f】科目の評価点（ヒストグラム・ボックスプロット）薬学科例示
- 【2-2-g】「アンケート実施計画」（学生向け）
- 【2-2-h】GPS-Academic 独自設問の集計結果（大学全体）
- 【2-2-i】GPS-Academic 独自設問の集計結果（学科別）

2-3. 内部質保証の機能性

- ①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- ②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- ③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学修行動並びに学生生活の状況等、ステークホルダーとなる学生からの意見を聴取し、本学の現状と課題を分析し、改善・改革に資する取り組みの検討を行っている。中核センター教育開発部門が中心となり、事務局教務課の支援のもと、学修支援ポータルシステム「UNIVERSAL PASSPORT」（以下「UNIPA」という）の機能を活用し、各種アンケート調査の分析により、改善・改革に努めている。

【授業アンケート】

本調査は全ての授業科目に対して行われ、シラバスに示された授業概要・授業計画・評

価方法やオフィスアワーなど、担当教員による授業に対する取り組みが適切に行われているかを調査し、教員個々の授業改善に活用している。授業科目ごとの集計結果を担当教員にフィードバックすると共に、所属学科教員の集計結果を学科長が中心となり取りまとめ、広くホームページに公表している【2-3-a】【2-3-b】。

学生に対しては、授業科目毎に得られた評価を「UNIPA」上で担当教員が回答し、得られた成果へのフィードバックを義務付け【2-3-c】、教員・学生相互に授業改善に取り組む体制となっている。

【学修行動・学生生活に関するアンケート】

本調査では、学生の学修行動に基づく学修支援・学修環境の改善施策や、学生生活に関する状況調査により、本学で改善・改革が必要な観点を見出している。

令和 5（2023）年度の調査結果から、パソコンの必携化を掲げる本学において、自主学習が行われる教室やフリースペースでの Wi-Fi 環境の脆弱性が指摘されたことから、専門職員によるポイント調査を行い、脆弱箇所を特定し、環境整備を行うなど改善に努めている【2-3-d】。

【学長と学生との意見交換会】

在籍学生の率直な意見を大学改善に取り入れる仕組みとして、学長自らが学生と懇話することで、スピーディーな改善改革に繋げている。平成 30（2018）年度の意見交換会では、生命医科学科の参加学生（当時 3 年生）より、「他学科の授業内容にスポーツ（体育系）の授業があり、専門的な学修（座学）だけでない学修があってもよかった」との意見を反映し検討を行った結果、カリキュラム改正を行った事例もある【2-3-e】。

【エビデンス集】

【2-3-a】 授業アンケート結果の公表 HP

【2-3-b】 2023 年度授業アンケート報告書

【2-3-c】 授業アンケート確認・教員コメント入力方法

【2-3-d】 学修環境改善に関する取り組み実践例

【2-3-e】 教育課程改善に関する取り組み実践例

2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

公私協力方式により開学した本学は、延岡市、延岡市教育委員会、延岡商工会議所など、関係の深い外部有識者から意見聴取し、大学教育研究の改善や、社会貢献に資する取り組みを継続的に行っている。

自己点検・自己評価における外部評価者として、延岡市教育委員会教育長並びに延岡商工会議所会頭を招き、自己点検評価への取り組みや、学部学科の中長期計画における取組結果について貴重な意見を得ることで、大学運営の改善改革に取り組む体制づくりを行っている【2-3-f】。

また、『大学を活かした地域振興のための地域連携プラットフォーム』を延岡市の協力のもと立ち上げ、事務レベルでの率直な意見交換を行い、教育・研究・社会貢献・地域活性など、様々な角度から協議を行い、宮崎県北の地域振興にも寄与する実現可能な取り組

みを行っている【2-3-6】。

延岡市並びに大学おうえん協議会の協力を得て、教育課程編成においては、ブランド科目として開講した「日向国地域体験学習」のフィールドワーク内容について協議を行い、実際の学修結果報告会では講評を得るなど、一連の取り組みが行われている【2-3-g】【2-3-h】。大学運営については、地元にある高等教育への理解促進を行い、地域の活性化と地元定着も意識した中学校・高等学校の大学見学に対するバス補助制度を創設していただき、大学のみならず地域全体の振興にも寄与する取り組みが行われている【2-3-i】。

学科独自の取り組みとして薬学科では、薬学教育の実質化の観点から、宮崎県薬剤師会の協力を得て、薬学科独自の内部質保証体制を構築し、外部評価委員（医療機関関係者並びに本学卒業の薬剤師）を招聘して提言・勧告などをいただき、地方における薬剤師教育の課題や実情を踏まえた教育内容・方法の改善に努めている【2-3-j】。

【エビデンス集】

- 【2-3-6】 大学を活かした地域振興のための地域連携プラットフォーム組織図
- 【2-3-f】 令和6年度自己点検・自己評価委員会総会プログラム
- 【2-3-g】 2022年度実施内容報告資料【学外PR用】
- 【2-3-h】 2024年度地域連携プラットフォーム連携会議への報告資料
- 【2-3-i】 補助制度と利用実績
- 【2-3-j】 薬学科における内部質保証の実施例

2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

本学における内部質保証のための学部・学科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みを明確化させるため、教学マネジメントを主軸とした体制図を策定した【図2-3-1】。

この体制図の作成にあたっては、中核センター教育開発部門が中心となり協議検討を行い、令和6（2024）年12月期の大学教授会（代議員教授会）において機関決定し、

周知を図っている【2-3-k】。

本学ではPDCAサイクルを意識した取り組みを継続的に行ってきたものの、教職員の一貫した意識のもとに、各種の改善・改革に資する取り組みが一連として共通理解が図られていないとの反省から、同体制図による可視化を行うことで、教職員の意識改革を行うことが可能となった。

学部・学科等においては、三つのポリシーを基軸として中期目標・中期計画を策定し、教育研究活動等において自ら振り返りを行い、内部質保証の観点から常に改善改革を行う仕組みを構築することで、高等教育機関としての使命を広く社会に示すことが出来ていると

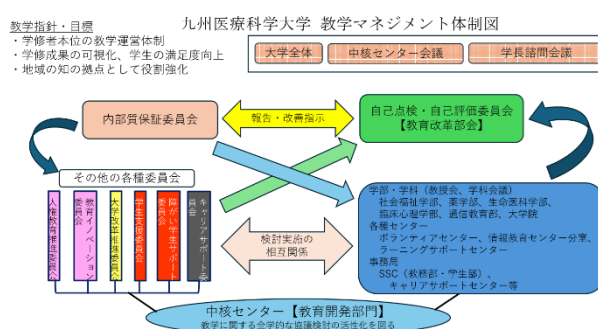


図 2-3-1 教学マネジメント体制図

考えている【2-3-1】。

【エビデンス集】

【2-3-k】 機関決定した大学教授会議事録抜粋

【2-3-1】 中期目標・中期計画の HP 掲載状況

【基準 2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では IR 分析を行う体制として、令和 2 (2020) 年 6 月に就任した新理事長の改革理念のもと、令和 3 (2021) 年度から新たに事務局教務部内に教育イノベーション課を新設し、専任職員を配置することで IR 機能の強化を図っているところである。学生から得られた様々な意見を分析結果として取りまとめ、学内で共有することで、学生との共有空間創出を目的とした教学事務局のリニューアルが実現している。

なお現在、結果分析までには至っていないが、成績評価の平準化に対する検討を開始している。学部・学科の教育課程編成上 (カリキュラム・ポリシーを含む)、一定の平準化指標の策定には中・長期的な検証が必要になるとの考えに至っている。ただし、薬学科においては薬剤師養成という確固たる人材育成の共通理念のもと、各授業科目の授業アンケート結果を学科独自に分析し、単位修得状況・成績偏差に偏りのある担当教員に対して、教育改善を求める注意喚起を行う取り組みを開始している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 6 (2024) 年度の取り組みに対する「自己点検・自己評価委員会総会」において、外部有識者から貴重な意見をいただいたところである。『宮崎県北地域の「知の拠点」として、様々な取り組みが実践され、大きな貢献がなされている。しかしながら、その取り組みが自身も含め認知されていない印象があり、学生募集にも連動していないことが懸念される。』

このような意見を真摯に受け止め、学生生徒・保護者や高校教員など、一定のステークホルダーに対するものだけではなく、地域住民や産官学との連携により本学のサポーターとなり得る対象も意識した周知徹底が必要との結論を得たところである。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

ホームページを中心とした告知が主となっているが、本学のブランド力発信として SNS の有効活用をうちだし、Instagram を積極的に運用している。各学科の学生毎に Instagram 担当者を定め、学科の魅力発信を行っている。また大学職員にも Instagram 担当者を置き情報発信に努めているところである。

今後は、この学生スタッフ (SA : Student Assistant) や担当職員への SD 研修会を企画し、様々な視点に向けた情報発信を行うことで、本学の認知度を高める取り組みを展開する計画である。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、建学の理念と学則で定める教育目的、令和 2（2020）年度に策定した九州医療科学大学（九州保健福祉大学）ブランドビジョンを基盤に、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿ったアドミッション・ポリシーを策定している。これらをもとに、入学希望者には「求める学生像」、「入学までに修得すべき学力・能力」【3-1-a】、「入学者選抜の基本方針」【3-1-b】を説明している。また、全学のアドミッション・ポリシーを基盤とし、学科ごとの特色に合わせたアドミッション・ポリシーを策定している。

大学院については、研究者の養成・高度な職業人の養成を目指す観点から、研究科ごとに策定している。

本学のアドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとともに「大学ホームページ」【3-1-1】【3-1-2】【3-1-3】【3-1-4】【3-1-5】【3-1-6】【3-1-7】、「学生募集要項」【3-1-a】、「学生便覧」、「大学院要覧」、「大学院（通信制）学習のしおり」、および「通信教育部学習のしおり」に明示し広く周知を図っている。

【エビデンス集】

【3-1-1】 大学ホームページ受験 NAVI TOP

【3-1-2】 大学ホームページ医療薬学研究科 3 つのポリシー

【3-1-3】 大学ホームページ [通信制] 社会福祉学研究科博士(前期)課程
3 つのポリシー

【3-1-4】 大学ホームページ [通信制] 社会福祉学研究科博士(後期)課程
3 つのポリシー

【3-1-5】 大学ホームページ [通信制] 保健医療学研究科博士（前期）課程
3 つのポリシー

【3-1-6】 大学ホームページ [通信制] 保健医療学研究科博士（後期）課程
3 つのポリシー

【3-1-7】 通信教育部ホームページ社会福祉学部スポーツ健康福祉学科 ポリシー

【3-1-a】 2025 年度学生募集要項 pp. 3-9 九州医療科学大学の 3 つのポリシー、
各学科の 3 つのポリシー

【3-1-b】 2025 学生募集要項 p. 2 入学者選抜の基本方針

3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者の受け入れは、アドミッション・ポリシーに則り、大学での学びに必要な学力の3要素（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を筆記試験、面接、小論文、調査書、提出書類等により総合的かつ多面的に評価し、選考している。また、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の3区分を複数回実施しており、志願者の受験機会を増やす工夫をしている【3-1-b】【3-1-c】。

学部の入学者選考については、「九州医療科学大学入学者選考規程」【3-1-10】に定められており、当該年度の入学選抜試験の日程と実施方法は、学長が入試教授会の意見を聴いたのち決定している。また入学者選抜の試験問題は、学内の問題作成検討委員会において各教科の出題担当者を選出し、作成している【3-1-d】。入学者選考については「入学者選抜の基本方針」【3-1-b】に則り、厳正な採点后、入試教授会で可否判定が審議され、学長が決定する。

大学院においては、昼夜開講（医療薬学研究科）並びに通信制の特色を生かし医療・保健・福祉現場に従事する現職者が、研究能力を基盤としたより高度な実践能力を修得し、専門性を高めることを主目的としている。各研究科の入学者選考については、書類審査、面接などにより選考し【3-1-e】【3-1-f】、入試教授会において審議したのちに学長が決定する。

入学者受け入れの検証は、毎年度9月の入試教授会で実施している。大学全体・学部・学科レベルで入試区分と入学後のGPA（Grade Point Average）、国語の統一テストの結果等を分析し、入学後の学修サポート、入学者選抜の選考方法を検証している【3-1-g】。

また、年度当初に検証した選考方法、前年度に実施した入学者選抜の結果および高校訪問等で収集した意見や社会情勢を鑑み、特待生選考方法や入試日程を含め、あらためて検討し、入試教授会で審議している。

通信教育部においては、学修を希望する人に広く門戸を開いており、出願書類によって学習意欲や志望動機を確認している。

【エビデンス集】

【3-1-10】 入学者選考規程

【3-1-b】 2025 学生募集要項 p. 2 入学者選抜の基本方針

【3-1-c】 2025 学生募集要項 pp. 10-17 入試実施要領

【3-1-d】 九州医療科学大学問題作成検討委員会申し合わせ

【3-1-e】 2025 年度大学院学生募集要項 p. 2 選考方法

【3-1-f】 2025 年度大学院(通信制)学生募集要項 p. 2, 7, 12, 18 選考方法

【3-1-g】 令和6年度第4回入試教授会議事録 入学者の追跡調査

3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

平成30（2018）年度の評価において、社会福祉学部臨床福祉学科、保健科学部作業療法学科、保健科学部言語聴覚療法学科、薬学部動物生命薬科学科の入学定員充足率について改善を要する事項として指摘されており、社会福祉学部臨床福祉学科は、平成31（2019）年

度までは、臨床福祉専攻（社会福祉分野、介護福祉コース）と臨床心理専攻（カウンセリング分野、アニマルセラピー分野）の2専攻で構成していたが、令和2(2020)年度より、臨床福祉学科を改組し、臨床心理学部臨床心理学科（入学定員40人）を設置した。

併せて、令和2(2020)年度より募集停止した保健科学部言語聴覚療法学科を臨床心理学部へ改組し、「言語聴覚士」の養成も継続した。

令和2(2020)年度から令和4(2022)年度は、募集活動においてコロナ禍の影響を受け、入学者がさらに減少した。令和6(2024)年度には社会福祉学部新たに救急救命コースを開設するなどの改組を行い【3-1-h】、さらに近年の物価上昇に伴い、経済的理由で本学への進学を断念することが無いよう、また経済面において学びたい気持ちを応援する目的で大幅に学費を改訂し「応援学費」として学費改訂のPRを行った【3-1-i】。

しかし全国的に高校3年生が大幅な減少の年度であったこともあり、改組した社会福祉学部以外はさらに入学定員充足率が下回る結果となった。これらの状況を踏まえ、令和6(2024)年度には大学名の認知向上のための募集活動強化、入学者選抜の特待生選考における入試区分の見直しなどを行った。また、令和7(2025)年度より生命医科学部生命医科学科の入学定員を80人から40人へ削減し、全学部の入学定員数を300人とした結果、入学定員充足率はスポーツ健康福祉学科85.0%、臨床心理学科90.0%、動物生命薬科学科85.0%、生命医科学科57.5%、薬学科50.0%、大学全体で70.3%となった。

過去の入学定員充足率は、令和3(2021)年度入学者数209人、入学定員340人(61.5%)、令和4(2022)年度入学者数210人、入学定員340人(61.8%)、令和5(2023)年度184人、入学定員340人(54.1%)、令和6(2024)年度166人、入学定員340人(48.8%)であり減少し続けていたが、社会のニーズに合わせて学部・学科の改組を行い、県内募集を強化し、応援学費も浸透した結果、令和7(2025)年度入学者数211人(70.3%)となり令和6(2024)年度から大幅に改善された。

大学院（通信制・通学制）においては、研究領域や研究テーマによって受け入れを行っており、志願者数も年度により変動が認められる。令和7(2025)年度においては学部からの進学者もあり、博士（前期）課程においては、社会福祉学研究科、保健医療学研究科共に定員充足率100%となった。

通信教育部については令和2(2020)年度に入学定員を500人から300人へと見直しを図り、令和6(2024)年度の大学名称変更及び社会福祉学部の改組に伴い臨床福祉学科からスポーツ健康福祉学科となり、編入学定員の見直しも図った。

【エビデンス集】

【3-1-h】社会福祉学部スポーツ健康福祉学科紹介リーフレット

【3-1-i】応援学費チラシ

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

1. 学修支援の方針と実施体制及び計画

「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する」という建学の理念に基づき、大学のブランドビジョン（4つのen）を掲げ組織体制整備を行い、エンロールメント・マネジメントを意識した学修支援に努めている【3-2-a】。学生個別の対応としては、全学的にチューター制度を引き、専任教員1名に対し平均11名程度の学生が割り当てられ、事務局（教務課・学生課）と連携した対応を行っている。

表 3-2-1（学修支援に対応した組織体制）

対応組織（事務局）	組織における検討事項等
教育開発・研究推進中核センター 教育開発部門（教務課）	教育の内容・方法及びFD・SDに関する事項 ・基礎教育に係る教育課程の編成・検討 ・教育改善に係る取り組みの検証・検討 ・学長からの命を受けた特記事項
ラーニングサポートセンター （学生課）	基礎及び専門教育に対する支援 留学及び留学生支援 各種検定等の資格取得支援
キャリアサポートセンター （就職部事務室）	就職指導及びその斡旋に関する支援

2. 学修支援システムの活用

学修支援を効率的かつ効果的に運営するためのデジタル・ツールとして、学修支援ポータルシステム「UNIVERSAL PASSPORT」（以下「UNIPA」という）を導入し運用している。

学生個々が入学から卒業までを一貫して体系的に視覚化し、日々の学生生活を『学修』を中心として組立てられるよう支援するための基本システムとして、UNIPAを導入している。本システムでは、学生が履修登録や成績確認など行えるほか、教職員が学生との面談記録や学生の様々な情報を蓄積して共有することで、効果的な学修支援体制の確立に役立っている。

また、令和4（2022）年度にはシステムのバージョンアップに併せ、学修成果の可視化を目指した「学修ポートフォリオ」の機能を追加し、ディプロマ・ポリシーに基づく学修進捗状況（単位修得状況）を年度毎にレーダーチャート標記すること【3-2-b】や、学修への取り組み計画及び取り組み結果を自己評価する仕組みを提供することで、自己実現（卒業及び資格取得等）に向けたロードマップを明確化させる取り組み（学修目標設定）を開始している【3-2-c】。

さらに、「マイステップ」の機能を活用し、正課内外の学修活動におけるボランティア活動や課外活動の記録を残すことで、自身がどのような活動を行い、重点的に取り組みを行

ってきたかを客観的に把握し、その経験について考察を深めることで就職活動時の自己分析や自己PRにも応用し役立てることが可能となっている【3-2-d】。本取り組みの導入後4年目となり、4年制課程の卒業生が出る中で、本年度が一定の成果を評価する年度となるため、就職の観点からキャリアサポート委員会が中心となって、取り組みの検証と改善に向けた協議を行うことを計画している。

【エビデンス集】

【3-2-a】大学のエンロールメント・マネジメント体制図

【3-2-b】学修進捗状況（単位修得状況）に応じたレーダーチャート（例）

【3-2-c】学修目標設定に対する仕組み（例）

【3-2-d】学生への周知告知資料

3-2-②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

1. 学修支援充実のための取り組み（時期別）

① 入学前支援

年内入試および専願入試での入学予定者を対象に、入学前準備教育に係る支援として12月にガイダンスを行っている。これは入学後の学修、学生生活への不安を軽減し、入学直後の学修活動がスムーズに行われるよう、また自身が目指す職業に対するモチベーションを保ちつつ、4年間（または6年間）の学びをイメージし、高校からの学びを繋ぐ支援の一つとして実施している【3-2-e】。具体的には、各学科で入学後に学ぶ基礎的科目に必要な事前学習の内容、各学科で取得できる各種資格に対して必要となる学びの内容、生活や学習に対する事前相談等を行い、ガイダンス後も随時メールやオンラインで定期的に相談できる体制の周知を行なっている。

また、教職員からの一方的な説明だけでなく、在学生の参加協力を求め、自身の取り組みや入学後に感じた反省等も交えた生の声を聞きコミュニケーションをとることで、入学の不安解消に繋がるよう工夫を行っており、一定の評価も得られている。なお、一般選抜入試の合格者に対しても、本学の取り組み、各学科の学習内容を理解して入学できるよう入学相談会として2月以降にも実施しており、コロナ禍以降、本ガイダンスはハイブリット方式により実施することで、従前は遠方で参加が困難であった対象者も参加可能となり、特に12月のガイダンスにおいては参加率の向上にも繋がっている。

② 初年次支援

毎年度始めに、新入生に対して大学全体及び学科・コースごとに入学時オリエンテーションを実施している。チューターを中心とした教員や職員、上級生が履修指導や学修への取組み及び学生生活全般についてアドバイスを行い、大学生活をスムーズにスタートできるよう支援している【3-2-f】。

なお、この実施期間内においては、本学で掲げる「国語力強化」を目的とした統一試験を行い、入学時のレベルを測定し、1年間の各学科での取り組み結果に基づく学生の成長分析を学科毎に行っている。

③ 在学時支援（教育後援会）

全学部生の父母等を対象として、学園全体で組織する教育後援会を毎年度9月に計画し、学園及び本学の取り組み状況等を報告するとともに、主に前期成績状況等を踏まえた面談会を実施している。参加については任意であるが、父母等からの希望に応じて面談を実施し、学生の学修状況や学生生活・進路に関する相談に対して、チューターが中心となり対応に当たっている【3-2-g】。本学の教育に対する理解を深めてもらうとともに、父母等との協力のもと学生への学修支援に結び付けている。なお、先述したUNIPAにおいて保護者アカウントも発行しており、学生の成績・授業出席状況等は随時閲覧可能となっており、本会に参加できなかった父母等に対しては、随時、対面・電話・オンライン等により相談対応を行うことで、留年・退学等の予防にも努めている。

表 3-2-2（具体的な学修支援内容）

実施時期	学修支援内容	関係部署・組織
入学前支援	入学前教育ガイダンス 12月：年内入試対象者 2月：全ての入試対象者 ※2月実施後の入試対象者は個別に対応	各学部・学科 各事務局 (入試広報室、教務部、学生部、キャリアサポートセンター)
初年次支援	新入生オリエンテーション 入学時保護者説明会 キャリア教育 図書館活用法	スチューデントサポートセンター (教務部・学生部) 各学科 附属図書館
在学時支援	年次別オリエンテーション ・履修指導・学修支援 ・実習・演習指導 ・国家試験・資格試験指導 実習オリエンテーション ・実習訪問・帰校指導 その他支援 ・地域との交流	各学部・学科 スチューデントサポートセンター (教務部・学生部) 実習センター キャリアサポートセンター ラーニングサポートセンター ボランティアセンター 教育後援会

2. 学修支援充実のための取り組み（事項別）

各時期の取り組みをより効果的に行うため、以下の取り組みを重点的に行っている。

・チューター制度

本学では全学的にチューター制度を採用し、専任教員は学年毎に学生を複数受け持ち、学生の指導・相談対応にあたっている。一方、学修相談や学生生活上の相談など事務局で受けた内容については、必要に応じチューターとも情報共有を行い対応することで、学生に不利益が生じないように努めている。

・オフィスアワー

全教員がオフィスアワーを設け、その設定時間については、シラバスへの明記及び研究室前への掲示を義務付け、学生への徹底した周知を行っている【3-2-7】。非常勤講師につ

いては、授業時前後の空き時間に対応することを原則として、シラバス作成時等に依頼を行っている。

なお、従前は専任教員の在室表示モニターを設置していたが、システムの老朽化もあり利用を停止した。その代用として、事務部局（教務・学生・就職関係）の改修（オープンオフィス）に併せ学生相談専用内線電話を教務課前に配置し、電話での相談及びアポイントが行えるよう整備したことで、学生の利便性は高まっている。

・TA（Teaching Assistant）やSA（Student Assistant）の活用

本学では、学修支援の一貫として、大学院生や優秀な学生による教育的補助員（TA）、教育研究補助員（SA）及び研究補助者（RA：Research Assistant）の規程を策定し活用している【3-2-4】【3-2-5】【3-2-6】。

具体的には、保健医療学研究科の大学院生をTAとして採用し、本学の附属研究施設である「がん細胞研究所」において実習補助、学生指導補助、及び論文講読指導補助にあっている【3-2-h】。

また、動物生命薬科学科では、実験動物1級技術指導者試験に合格している学生の中から教育研究補助員（SA）として採用し、実験動物1級技術指導者試験の受験を希望する学生が授業時間外に学科施設内で受験勉強をする際の指導を担当している【3-2-i】。

・ラーニング・コモンズ

図書館のラーニング・コモンズでは、貸出用タブレット端末や電子黒板等を整備し、講義や演習でのグループ討議等のアクティブラーニングや授業以外での自己学習やグループ学修の支援をおこなっている。また、チューデントサポートセンターでもタブレット端末を貸出し、学生相談をおこなっている。

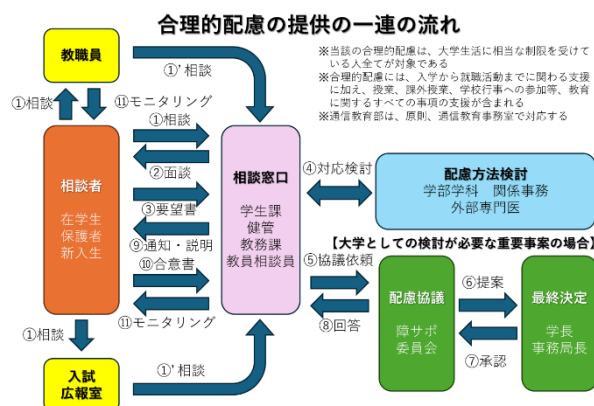
・障がいのある学生への学修支援体制

障がいのある学生に対して、学修に専念できる環境を提供するため、入学の前後に担当事務局（前：入試広報室、後：学生課・教務課）が窓口となり、配慮等を希望する学生・保護者の対応にあたっている。学生の進学前の配慮内容や希望等を聴取し、本学において対応可能な配慮内容について意見交換を行い取りまとめ、合意された内容を授業科目担当者や対応部局に共有し、適宜、最善の対応を行うことを心掛けている。これまで行ってきた具体的な支援内容として、学部・学科、科目により差異はあるが、代表的な対応内容を以下のとおり示す。

（支援例）・使用教室の固定及び座席位置の配慮等

- ・注意障害等による長時間の着席困難への配慮要請
- ・口頭伝達に加え、板書またはシステム等での連絡の徹底 など

また、これらの支援体制を可視化し、相談しやすい環境を周知すること目的に、『合理的配慮の提供の一連の流れ』を作成し、学生便覧等で周知すると共に、大学 HP で広く公表することで、本学に関心のあるステークホルダー（入学希望者とその保護者、高校関係者など）への説明責任を果たすものであると考えている【3-2-j】。



・中途退学者、休学者及び留年者への対応・改善方針

本学では、ブランドビジョンとして4つのenを掲げ、大学運営に邁進している。そのenの一つに「出会い(縁)をカタチに変える」があり、まさに入学した学生との出会いの一つ一つを尊重し、中途退学することなく無事に卒業を目指すことができるよう、大学全体としても取り組み、学科ごとには中期計画を定め、対応・対策に取り組んでいる。

中途退学者の主因として、入学時のミスマッチから生じる「就学意欲の低下」や「学力不足」などの要因が多分にあり、結果として留年に通じるところがある。初年次または低学年時のつまづきを早期にキャッチする仕組みとして、授業科目に対する2回連続欠席者情報を系統的にピックアップし、担当事務局からチューターへ情報提供の上、本人へのアプローチだけにとどまらず、場合によっては保護者にも協力いただき、欠席の原因を把握し、欠席解消に向けた取り組み方針を策定している【3-2-k】【3-2-l】。

なお、近年は精神的課題や生活リズムに課題を抱えた多様な学生も増加傾向にあると分析している。従前は「休学＝退学予備軍」のような捉え方による対応を行っていた部分もあるが、保護者とも対応検討を行った上で長期的な視野にたって個々の学生対応を行っており、学内他学科への転学部・転科等を含めた広い選択肢をもった対応を行うことで、退学者減となる取り組みを展開している【3-2-m】【3-2-n】【3-2-o】。

【エビデンス集】

- 【3-2-4】九州医療科学大学教育的補助員（ティーチング・アシスタント）採用基準
- 【3-2-5】九州医療科学大学教育研究補助員の採用基準
- 【3-2-6】九州医療科学大学研究補助者（リサーチ・アシスタント）採用基準
- 【3-2-7】オフィスアワー
- 【3-2-e】2025年度入学予定者に対するガイダンスの告知・実施内容
- 【3-2-f】2025年度新入生オリエンテーションの実施内容
- 【3-2-g】教育後援会保護者案内
- 【3-2-h】（稟議書）TAの採用について（生命医科学科）
- 【3-2-i】（稟議書）学生アルバイト(SA)の雇用について
- 【3-2-j】障がいのある学生の支援（HPでの公表内容）
- 【3-2-k】令和5年度退学者の報告書集計

【3-2-1】成績不振者等への修学指導に係る申し合わせ【実施マニュアル】

【3-2-m】令和5年度休学者の報告書集計

【3-2-n】令和5年度転学部転学科者の報告書集計

【3-2-o】過去3か年(2023, 22, 21)異動者集計

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施

本学では、基礎科目群に「大学共通基礎科目」を設け、一貫した初年次教育に取り組んでいる。本科目群については、令和3(2021)年度にブランドビジョンの策定に基づく改訂・検討を行い、令和4(2022)年度からリニューアルし本年度がその4年目となる。従来から「キャリア教育」を設け、学科独自の専門性に基づいたキャリア意識の醸成を行っていたが、医療・福祉を標榜する大学として、また地域に根差した大学としての教育理念を具現化すべく、「医療・福祉連携講座」「日向国地域体験学習」「インターンシップ」を新設することで、コ・メディカル人材としての連携強化の一助となるよう計画している。

「医療・福祉連携講座」においては、自身が目指す専門職としてのキャリア理解のみならず、将来連携するであろう他の専門職種との役割を理解した上で、ステークホルダーとなる患者や利用者に対して貢献できるキャリア意識の教授を行っている。また、「日向国地域体験学習」を新設しているが、従来より「日向国地域論」として座学により学ぶ地域並びに大学についての学びのもとに、地方における課題（過疎・高齢化、観光など地域の活性化など）を自身が目指すキャリアとも関連させつつ、履修する全学の学生が連携しフィールドワークすることで、あらゆる角度からのキャリア教育となるよう工夫を行っている【3-3-a】。

また、早期でのキャリア意識の醸成を目指し「インターンシップ」を全学開講科目として開設したが、令和5(2023)年度の「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（文部科学省、厚生労働省及び経済産業省合意）の取り扱いに整合していない点もあるため、科目名称変更または運用方法の変更も含めた、検討が必要になっている。

なお、先述の通り、各学科の教育課程編成においては、医療・福祉等に関連した国家資格または民間資格の取得を目指した科目編成となっており、その資格取得においては現場での実習が必須要件となることから、現場実習を含めた事前・事後の学修までが即戦力となるキャリア形成に直接的に繋がる教育となっている【3-3-b】。

【エビデンス集】

【3-3-a】2024年度体験学習学生オリエンテーション資料

【3-3-b】現場実習を伴う資格に関係した科目一覧

3-3-②キャリア支援体制の整備

キャリア支援体制として、キャリアサポートセンターを設置し、センター長（教員）のもとに事務職員を配置している。就職活動の支援として、求人情報や事業所（企業、病院、福祉施設など）の情報を開示し、履歴書やエントリーシートの指導、面接指導などを職員が担当している。また、採用担当者と本学の学生が直接面談できる場として就職面談会（研究会）を開催し、多くの事業所の参加を得ている。【3-3-c】さらに、求人数の少ない職種については、キャリアサポートセンタースタッフが全国約 1,000 件の病院ホームページから求人情報を収集し、スプレッドシートを活用して該当学科の学生へ共有している。これにより、学生は早期に求人情報を確認し、履歴書等の作成に十分な時間を確保することが可能となっている【3-3-d】。

就職支援については、キャリアサポート委員会を設置し、全学科から選出された委員が就職支援施策を協議し、学科内に伝達する役割を担っている。また、学科内の課題を委員会に諮ることで、全学的な解決を目指す役割も担っている【3-3-e】。また、令和 6（2024）年度より 1 号棟 1 階を改修し、ラウンジエリアに貸し出し用の就職参考図書と求人検索用端末を 2 台設置し、学生の就職活動を支援している。さらに、同エリアを活用し公務員試験対策講座を開催した【3-3-f】。

就職・進学に関する相談・助言体制としては、スチューデントコンサルタントの有資格者を配置し、学生が有意義に時間を活用できるよう、個別面談は予約制としている。また、週に 1 度ハローワーク出張窓口を開設し、全国の求人情報の提供や適職診断などを実施しており、キャリアサポートセンタースタッフと連携しながら学生支援を行っている。なお、学生情報はハローワーク出張窓口の担当スタッフとキャリアサポートセンターで共有されている【3-3-g】【3-3-h】。さらにキャリアサポートセンターの公式 LINE を開設し、実習期間や学外活動中であっても各種の相談や面談予約が可能となるようコロナ禍を機に運用を開始した。この公式 LINE を活用し、卒業後の支援も可能となっている。加えて、経済的困窮を理由に退学・除籍を検討せざるを得ない学生に対し病院・企業奨学金の情報を提供している。この情報はキャリアサポートセンターが集約し、学科教員、教務課、会計課からの情報をもとに必要とされる学生に適宜提供している【3-3-i】【3-3-j】。

全学部・全学年を対象とした「WorkCafé のべおか」を開催し、地元企業等の魅力や働き方について、企業職員が学生に直接伝える機会を提供している。これにより、学生は就労に対する考え方や就職先選択の優先順位について意見交換・情報交換を行うことができる。比較的年齢の近い多様な職種の担当者を招くことで、在学生が親近感を持って話を聞くことができ、自らのキャリア形成のイメージを具体化する助けとなっている【3-3-k】。

また、学生が在学期間中に自身の専攻や将来のキャリアに関連する資格取得のための実習を経験する機会を提供しているほか、その他の就業体験についても個別の支援を実施している【3-3-l】。

さらに、生命医科学科では、実務実習前に毎年ビジネスマナーの基本講座を開催し、社会人としての基礎的なスキルを修得できるよう支援している【3-3-m】。

卒業生に対する就職支援については、在学時と同様に、求人票の閲覧、履歴書の添削、面接指導等の支援を実施している。また、卒業後の支援について大学の HP にも掲載し広く周知している【3-3-n】。

【エビデンス集】

- 【3-3-c】薬学研究会・動物生命薬科学科面談会
- 【3-3-d】UNIVERSAL PASSPORT 告知画面 スプレッドシート
- 【3-3-e】キャリアサポート委員会議事録
- 【3-3-f】公務員試験対策講座記録写真
- 【3-3-g】HW 出張相談窓口実施要領
- 【3-3-h】資格証明書
- 【3-3-i】奨学金情報
- 【3-3-j】キャリアサポートセンター公式 LINE 画面
- 【3-3-k】(稟議書) WorkCafé のべおか開催・記録写真
- 【3-3-l】(稟議書) インターンシップ
- 【3-3-m】ビジネスマナー講座 実施アンケート
- 【3-3-n】大学ホームページ 卒業生への就職支援

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-①学生生活の安定のための支援

本学では、チューデントサポートセンター内に学生部を置き、教員が学生部長を兼ね所属職員と協働で学生サービスにあたっている。

1) 健康管理

本学の健康管理センターは、保健室と学生相談室で構成されており、学生の心身の健康管理を担当している。保健室では、看護師資格を有する職員が学生の健康診断や病気やけがなどの救急措置をおこなっている。また、学生相談室では、医師や看護師、公認心理師の資格を持った本学教員が健康管理センター専門委員として学生の心身の健康相談に対応するとともに、非常勤カウンセラーを定期的に配置することで学生相談の体制を強化している【3-4-a】。

2) ハラスメント対策

本学は、九州医療科学大学キャンパス・ハラスメント防止対策規程を制定しており、学長を委員長としたキャンパス・ハラスメント防止対策委員会の下、ハラスメント防止に取り組んでいる【3-4-b】。具体的には、在学生用の「九州医療科学大学 ハラスメント防止

ガイドライン（在学生用）」を作成し、学修支援システム「UNIPA」や新入生オリエンテーション等を利用して学生に周知している【3-4-c】。「九州医療科学大学 ハラスメント防止ガイドライン（在学生用）」には、ハラスメント相談窓口として相談員及び連絡先に関する情報の記載とともに、本学ホームページ上のハラスメントに関するページを紹介している【3-4-d】。

さらに、相談員を表示したハラスメント防止ポスターを作成し、学内各所の掲示板に掲示するとともに、デジタルサイネージを利用して周知を図っている【3-4-e】。

3) 危機管理

入学時のオリエンテーションや在学中の防災訓練の際に、南海トラフ地震を想定した地震や津波に対する防災教育を行っており、有事の際に活用できる「大地震対応マニュアル」を全学生に配布し、携帯するよう指導を行っている【3-4-f】。また、事件・事故の防止のために、交通安全教育【3-4-g】やSNSの正しい利用方法、消費生活トラブル対応等の指導【3-4-h】も行っている。

さらに正門横に守衛室を設け、警備員による来学者の管理及び学内の定期巡回等を実施し、24時間365日学内の安全を保全に努めるとともに、防犯カメラを設置することで、万が一、不審者の侵入があった際には迅速な対応ができるよう整備をしている。

また、台風や南海トラフなどの災害が発生した際の、帰宅困難となった学生または大学に避難してきた学生を想定し、540人分（1日3食）の食糧備蓄品を整備している【3-4-i】。

4) 通学

本学は延岡市郊外の高台に位置していることから、周辺に民家や学生アパートがなく、徒歩で通学するには不便であり、通学方法としてはバスの他に、バイクや自家用車、自転車が多いため、駐輪場及び駐車場を十分確保している。自家用車での通学は許可制にしており、申請要件として任意保険の加入を条件とし、交通安全に関するテスト問題（50問）並びに『交通事故防止のために心がけること』としてレポートの提出を必須として、安全に通学できるよう指導を行っている【3-4-j】。

自宅からの通学生は約29%で、延岡市・門川町・日向市の他、宮崎市や大分県佐伯市からも通学している。その他の約71%の学生は延岡市内に下宿している【3-4-k】。

5) 経済的支援

日本学生支援機構（JASSO）の奨学金制度以外に、市町村や財団などから案内される奨学金制度を案内している。また、入学時に適用される学業特待生制度やスポーツ特待生制度により学費減免を行っている。

入学時に適用される学業特待生制度とは、特待生を選考する入試の全学部・全学科の受験者全員が対象となり、それぞれの入試の選考基準を満たす成績が必要であり、学業特待生については、在学期間中は各学年度末の成績（GPAが所属学科10%以内であること）で継続審査を実施している。

なお、スポーツ特待生制度は、強化指定種目である男子サッカーを対象としており、高

校時代に全国大会等に出場するなど競技力に優れ、心身ともに優秀な人物で、入学後においても、さらに活躍が期待できる者を特待生として選考している。ただし、在学中に当該種目を退部または特待生としてふさわしくない行為があった場合は、資格を停止することがあり、学業特待生同様に継続審査を実施している【3-4-1】。

また、本学独自の制度として家賃補助制度がある。この制度は、沖縄県及び離島出身者の経済的負担を軽減することにより、学業に専念できる環境を整備することを目的として、一定の条件を満たした学生に対して家賃の補助を行っている【3-4-m】。

その他に災害などで被災した学生に対し、「順正学園災害等の被災者に対する特別援助措置」を設けており、授業料減免などの措置で経済的支援を行っている。

令和6（2024）年8月28日宮崎市内において、台風10号の影響により発生したと考えられる竜巻により、学生の自宅が被災した際においても、当該援助措置に基づき、授業料減免の措置を講じている【3-4-n】。

さらに、平成21（2009）年に学校法人順正学園と石井記念友愛社（宮崎県児湯郡木城町）及びみその児童福祉会（岡山県岡山市）が連携協力協定を締結している。児童福祉の充実・発展を目的として、児童養護施設卒園者で学業・人物ともに優れ、経済的な援助を必要とする入学希望者に対して、在学中の学費を免除する制度を設けている。石井記念友愛社からは、現在までに18人を受け入れて10人が卒業をしている【3-4-o】。

また、延岡市からの支援として「延岡市大学入学奨励金制度」が整備されている【3-4-p】。

6) 生理用品の整備

コロナ禍や物価高の影響を受けて、生理用品を必要とする人が経済的理由で買えない、または買い控えざるを得ない状況、いわゆる「生理の貧困」が数年前から社会の課題として認識されてきている中で実施した学長と学生との意見交換会において、女子学生から生理用品の無償配布（設置）を求める複数の意見が出された。

これを受けて、令和6（2024）年11月より学内の女子トイレに生理用品を無償設置している【3-4-q】。

7) 課外活動支援

学生の課外活動の運営は、学生と本学の教職員で組織される「学友会」が中心となって活動に取り組んでいる。課外活動に伴う事務については、学生課が担当しており学友会の各団体並びに学内指導者と連携を取りながら支援している。

クラブ活動を行っている団体は、体育部会7団体（109人）、文化部会2団体（36人）、任意団体12団体（109人）があり、活発に活動している【3-4-r】。また、経済的援助として、遠征等での大学バスの無償利用及び高速道路料金や燃料代を大学が負担している。

8) 地域貢献活動支援

本学のボランティアセンターを通じて広くボランティア要請を受入れ、参加を希望する学生に紹介を行っている。ボランティア要請は教育委員会や社会福祉協議会をはじめ、社会福祉施設、幼稚園、一般ボランティア団体等多方面から寄せられ、その内容は「町づく

り」「社会福祉」「環境活動」「災害時支援」「学習支援」「健全育成活動」等多岐にわたり、令和 6（2024）年度は延べ 299 人の学生がボランティアに参加している【3-4-s】。

加えて、災害時を想定して、本学では「自主防災組織支援隊」を有志学生で組織しており、市民の防災意識の高揚と地域の防災力向上を図ることを目的として開催される『延岡市防災フェスタ（延岡市主催）』に参加して、地元の消防、警察、自衛隊、社会福祉協議会などと連携して防災意識の向上を呼び掛ける活動を行っている。

また、本学で実施される、『消防・防災訓練』においても「自主防災組織支援隊」が避難誘導・消火・負傷者の救助などの訓練に、教職員と連携して参加している【3-4-t】。

9) 学生の保険

通学中及び学校管理下で負傷した際や他人を負傷させた際、また、実習器具などの公財を損壊した際に備え、日本国際教育支援協会が運営する「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」に全員加入を義務付けることとし、万が一に備えている。

10) 福利厚生施設

食堂、コンビニエンスストア、書店、ATM、フィットネスルーム、クラブハウスを設置している。特に食堂では、下宿等の一人暮らしで朝食を摂らずに来る学生の健康管理のために、教育後援会の支援により「110 円朝食」を実施するとともに、本学園が補助をして学生に対しては割引価格（定食メニュー100 円引き）を設定して提供している。

また、延岡市民で支援する「大学おうえん協議会」の補助を受けて、延岡産の食材を使用したメニューを提供することで、学生の食生活を栄養面でサポートするとともに、地域の魅力を感じること、あわせて地場産の食材に関する啓発と地産地消による地域経済への貢献を図ることを目的に「のべトク井」を提供している【3-4-u】。

また、学生からの要望を受けて、厚生棟（カメリア）においては『ひとり時間』を有意義に活用するための一人掛けのカウンターテーブル席と靴を脱いでくつろげる空間を提供するために畳エリアを設置した。

学生ホールについては、令和 6（2024）年に改修工事を行い、エントランスホール並びにラウンジエリアをオープンスペースにして、学生が自主学習や団らん、教職員との相談などに広く活用できるとともに、ゆったりとくつろげる空間にした。

11) ラーニングサポートセンター（英語村）

本学では、昨今の情勢からみて、社会に有為な人材であるために、国際コミュニケーション能力は不可欠な要素の一つとして考えている。

ラーニングサポートセンター（英語村）は、本学の学生が国際人として、さらに強く、建学の理念に基づいた教育を進めるために英語コミュニケーション能力を修得するための英語学習センターとしても機能している。

学生の英語力向上を目的として、ネイティブの外国人講師と気軽に英会話が学習できるよう、無料で自由参加のレッスンやアクティビティを提供している。個別のレッスンや初心者でも親しみやすいようゲームや映画を用いた内容を提供し、楽しみながら英会話が上達できるよう環境を整えている。また季節ごとにハロウィンやクリスマスのイベント等も

実施している【3-4-v】。

【エビデンス集】

- 【3-4-a】健康管理センター（学生相談 p. 6）
- 【3-4-b】九州医療科学大学キャンパス・ハラスメント防止対策規程
- 【3-4-c】九州医療科学大学 ハラスメント防止ガイドライン（在学生用）
- 【3-4-d】大学ホームページ キャンパスハラスメント
- 【3-4-e】ハラスメント防止（デジタルサイネージ写真）
- 【3-4-f】九州医療科学大学大地震対応マニュアル
- 【3-4-g】2025 学生生活の手引き p. 6 交通安全
- 【3-4-h】消費生活トラブル
- 【3-4-i】備蓄品の状況
- 【3-4-j】自家用車通学許可申請書類
- 【3-4-k】自宅通学生数一覧
- 【3-4-l】特待生入試（内規、申し合わせ、募集要項）
- 【3-4-m】家賃補助の概要
- 【3-4-n】災害等の被災者に対する特別援助措置の概要
- 【3-4-o】石井記念友愛社出身学生一覧
- 【3-4-p】延岡市大学入学奨励金の概要
- 【3-4-q】生理用品の無償設置の概要
- 【3-4-r】令和 6 年度 課外活動団体一覧
- 【3-4-s】令和 6 年度 ボランティア活動（実績詳細）
- 【3-4-t】延岡市防災フェスタの概要
- 【3-4-u】のべトク井（大学おうえん協議会）
- 【3-4-v】ラーニングサポートセンター（英語村）

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学は、宮崎県北部という自然豊かな地域に立地しており、日当たりが良く静かな学習環境が整っている。敷地には教育・研究活動に必要な教室、研究室、図書館、グラウンド、実験・実習施設などがバランスよく配置されており、ICT 環境の整備については、学生からの要望を踏まえ学内 Wi-Fi のアクセスポイントを増設するなど、学生が安心して学び、

教職員が教育・研究に専念できる環境が確保されている【3-5-a】【3-5-b】。また、校地面積は 222,996 m²、校舎面積は 41,800 m²であり設置基準を満たしている【3-5-c】【3-5-d】。

校舎は、各学部の教育内容に即した設計となっており、講義室、演習室、実習室の整備がなされている【3-5-e】。近年では、1 号棟 1 階および 9 号棟の改修工事を実施した。前者は学生のサポートスペースや学生の憩いのスペースとして事務局窓口を開放的な場に作り替え大学職員との距離感を身近なものにした。後者は救急救命コースの実習棟で救急救命に関する最新の機器や備品を設けた【3-5-f】。さらに 2 号棟においては、救急車のカットモデルを配置し、学生の自主的な学習や現場体験の場としても活用できる【3-5-g】。

また、開学時よりバリアフリー化の推進にも取り組み、多様な学生が快適に学べる空間づくりを進めている【3-5-h】。

施設の維持管理については、学生が安全かつ快適に学修できる環境を維持するために、校地および校舎の定期点検や各種保守管理を専門業者に委託し、計画的かつ継続的に実施している。これにより、施設・設備の劣化や不具合を早期に発見・対応することが可能となり、トラブルの未然防止と安定した教育環境の提供に繋がっている。点検結果については、関係部署と共有し、必要に応じて迅速な修繕や改善に措置を講じる体制を整えている。さらに委託業者に定期点検・保守を依頼しており、老朽化への対応や安全性の確保にも努めている【3-5-i】。

このように、本学では学修に適した物理的環境の整備とその適切な管理運営を継続的に取り組んでおり、今後も教育の質を支える基盤として、学修環境のさらなる充実を図っていく予定である。

【エビデンス集】

- 【3-5-a】 学内 LAN 構成図（1 号棟系）
- 【3-5-b】 学内 LAN 構成図（薬学部系統）
- 【3-5-c】 2025 年度 学生便覧 p. 189 大学校舎・敷地配置図
- 【3-5-d】 2025 年度 学生便覧 p. 190 講義室・実験室・研究室等配置表
- 【3-5-e】 2025 年度 学生便覧 pp. 191-209 講義室・研究室等配置図
- 【3-5-f】 1 号棟 9 号棟改修後の写真
- 【3-5-g】 救急車カットモデルの写真
- 【3-5-h】 バリアフリーの写真
- 【3-5-i】 各種保守・点検業務の委託業者一覧

3-5-②図書館の有効活用

本学附属図書館では、ラーニング・コモンズの設置、図書館職員による新入生向けの図書館利用案内、ゼミ単位での文献検索方法等の説明会など、学生の学修環境の充実を図っている。ラーニング・コモンズは、アクティビティに利用できるアクティブエリア、プレゼンテーションができる機器を備えたプレゼンエリア、グループワークエリア、集中して学修ができるサイレントエリアに分かれており、多様な学修ニーズに対応した学びの場を提供している。令和 6（2024）年度のグループ活動等に伴うラーニング・コモンズ利用実

績として、オリエンテーション、授業、ゼミ、面接対策講座、学外教員研修会、高校生研修会等に活用されている【3-5-j】。

開館時間は、原則として、平日 9 時～20 時まで、土日祝についても 9 時～18 時まで開館している【3-5-4】。

総座席数は 361 席を数え、教育研究のために十分な数の座席を備えている。蔵書は図書 86, 111 冊、定期刊行物の年間購読 547 種、視聴覚資料 510 タイトル、この他、サイエンスダイレクト等の電子ジャーナルの利用により、25, 103 タイトルが閲覧可能である【3-5-k】。

【エビデンス集】

- 【3-5-3】九州医療科学大学附属図書館規程
- 【3-5-4】2025 年度学生便覧 図書館利用案内
- 【3-5-j】2024 年度図書館ラーニングコモンズ利用状況
- 【3-5-k】附属図書館（入館者数、蔵書数等）

3-5-③施設・設備の安全性・利便性

本学では、学生が安心して学び、研究に専念できる環境づくりを目指している。特に施設・設備の安全性と利便性の向上は、日々の運営管理においても重要視される。安全性については、各校舎の耐震性は基準を満たしている【3-5-5】。また、火災や自然災害に備えた防災設備はもちろんのこと、AEDや消火設備の設置など、万全の安全対策を講じている

【3-5-1】【3-5-m】【3-5-n】。また、校内全域にわたり定期的なパトロールや緊急時の迅速な対応体制が確立されている。利便性については、最新の監視カメラを活用し防犯や事故など学内の安全管理を図っている【3-5-o】。また、バリアフリー設計の徹底により、ハンディキャップの方も快適に利用できる環境となっている【3-5-h】。例えば、自動ドアやエレベーター、多目的トイレの設置により、移動や利用時のストレスを軽減し、全学的な利便性を追求している。さらに、学生アンケートにおいて、学生からの意見や要望を定期的に収集・分析し、改善策を迅速に反映させるように努めている【3-5-p】。

【エビデンス集】

- 【3-5-5】学校法人順正学園情報公開 校舎等の耐震化率
- 【3-5-h】バリアフリーの写真
- 【3-5-1】備蓄品の写真
- 【3-5-m】2025 年度 学生便覧 p. 210 AED 配置図
- 【3-5-n】消防関係の写真
- 【3-5-o】防犯カメラの写真
- 【3-5-p】学修行動・学生生活に関するアンケート結果報告書

〔基準 3 の自己評価〕

- (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

開学 25 周年記念事業の一環として令和 6（2024）年 4 月に改修工事が完了した 1 号棟 1 階学生共用スペースには、フロアに高い壁や間仕切りがなく開放的で明るい空間となっており、リラックスしながら勉強や読書等ができるスペースとして「ラウンジェリア」が設置されている。「ラウンジェリア」の傍にはスチューデントサポートセンター、キャリアサポートセンターといった学生の利用頻度が高い事務室が配置されている。「ラウンジェリア」同様にスチューデントサポートセンター、キャリアサポートセンターにも高い壁や間仕切りがないため、職員に気軽に相談しやすい環境となっていることが特徴的である。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

過去の入学定員充足率は、令和 3（2021）年度 61.5%、令和 4（2022）年度 61.8%、令和 5（2023）年度 54.1%、令和 6（2024）年度 48.8%、令和 7（2025）年度 70.3%であった。令和 7（2025）年度は大幅に改善されたが入学定員は満たしていない。

また、令和 6（2024）年度の自己点検・自己評価委員会総会において、外部有識者から様々な取り組みが実践され、大きな貢献がなされているが、その取り組みが認知されておらず、学生募集にも連動されていないと指摘された。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

宮崎県を中心とした九州・沖縄の高校生のニーズ、進路指導状況、受験傾向などを高校訪問等により情報収集を行うことにより、本学のアドミッション・ポリシーに沿った、より多様な入試制度の構築を検討し、実施する。

現在、大学のブランド力の向上に全教職員で取り組んでいる。その一環として令和 7（2025）年 4 月にはホームページを全面リニューアルし、受験生の必要な情報が分かりやすいサイトを構築し、リニューアルした大学案内と合わせ、情報発信の強化に努めていく。

また、適切な学生受入れ数維持のための広報戦略として、各学部学科においては受験生や保護者、高校教員等に対し、高校訪問や対面型の進学説明会への参加を引き続き行い、高校の探究学習のサポートにも積極的に参画する。加えて大学案内、ホームページ、ソーシャルネットワークサービスを利用したインターネット広報活動を積極的に行い、本学の取り組みの周知を図る。

過去 5 年の学科毎の志願者及び入学者の傾向を調査・分析し、各学科の対象地域あるいは高校を絞るなど、効率的かつ効果的な募集活動を行えるよう継続して検証を進める。

また、地域のニーズに合った学部学科への改変も含め、各学科教職員及び事務職員の連携を強化し、本学の魅力づくりおよび情報発信に取り組んでいく。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

（1）4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の「卒業認定・学位授与の方針」（以下「ディプロマ・ポリシー」という）は、建学の理念を踏まえ、大学全体、学部・学科、大学院研究科単位で策定している。

ディプロマ・ポリシーは、毎年度新入生に対して配布する学生便覧等に掲載し、入学時のオリエンテーションや学科ガイダンスにおいて周知を図っている。また、本学で取り入れている学修支援システム「UNIVERSAL PASSPORT」（以下「UNIPA」という）では、単位の修得状況と学科ごとに策定したディプロマ・ポリシーとの関連をレーダーチャートにより可視化し、学修進捗状況における自身の振り返りや、チューターによる履修指導等にも活用することで、ディプロマ・ポリシーを意識した学修指導体制を確立している【4-1-a】。

さらには、学科毎の履修系統図（カリキュラム・マップ）においてディプロマ・ポリシーとの関連を明示し【4-1-6】、履修指導等に活用することはもとより、本学ホームページの情報公開ページに掲載し広く社会に向けて公表することで、本学の人材養成に対する理解が浸透するよう取り組んでいる。

【エビデンス集】

【4-1-6】 2025 年度履修系統図（DP と科目との関連を明示）

【4-1-a】 学修進捗状況（単位修得状況）に応じたレーダーチャート（例）

4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

各科目の到達目標がディプロマ・ポリシーを踏まえて設定されるよう、学科の教育課程に基づく履修系統図（カリキュラム・マップ）においてその関連性を明示し周知している【4-1-6】。また、シラバスに具体的に明記して周知することで、実際の授業内容とも整合させ受講者が理解浸透できるよう、工夫を行っている【4-1-b】。さらには、各科目の単位修得状況に応じた関連するディプロマ・ポリシーの達成状況をレーダーチャートにより可視化した e ポートフォリオを UNIPA で学生は確認することで、学修進捗状況を把握しながら取り組みに対する振り返りや見直しを行う体制を確保している【4-1-a】。

単位認定や卒業認定については、学則第 5 章の第 32 条をはじめ、第 36 条、第 37 条に定めており、単位認定に係る試験（追・再試験を含む）の種類や、単位認定の要件、成績の発表、単位修得の認定・学修評価の基準などを分かりやすく記載している【4-1-c】。さらに、科目ごとの評価基準はシラバスに記載し、その基準に沿って担当教員が厳格に評価し公表することを義務付け、学生に周知を図っている。また令和 7（2025）年度からのシラバス作成においては、評価基準と共に学修過程における成果のフィードバックが効果的に行われるよう、シラバス様式を変更するなど工夫を行っている【4-1-d】。

進級基準については、学科組織の教育課程編成上、医療・福祉の国家試験受験資格やその他の各種資格取得を目的とした構成を行っていたこともあり、厳格な要件のもとに判定

することを目的に、平成 29（2017）年 4 月より全学科で進級規程を定め、修得すべき最低単位数や在籍年度の GPA（Grade Point Average）の値を定め判定を行っている【4-1-14】【4-1-16】【4-1-17】【4-1-18】【4-1-19】【4-1-21】【4-1-22】。さらに、同年に卒業認定基準の他、単位認定のための試験、再試験、追試験の基準、履修登録単位数の上限、学修評価の基準等を明確にし、履修規程として定め、学生便覧において周知している【4-1-e】。

なお、成績評価基準については、平成 29（2017）年度の進級規程運用により、GPA 値を要件に定めたことにも鑑み、より公正な GP 値を反映することが必要となることが協議され、評点と GP 値を細分化し、より厳格な判定を行う体制を令和 2（2020）年度より施行している。

2011～2019 年度の入学生			2020 年度からの入学生 (ただし、編入学生等は除く)			備 考
評 点	評 価	GP 値	評 点	評 価	GP 値	
100～90 点	S(秀)	4.0	100～95 点	S(秀)	4.5	※再試験の合格者は、再試験の得点・出席点等に関わらず、最高点が 70 点になります。
			94～90 点		4.0	
89～80 点	A(優)	3.0	89～85 点	A(優)	3.5	
			84～80 点		3.0	
79～70 点	B(良)	2.0	79～75 点	B(良)	2.5	
			74～70 点		2.0	
69～60 点	C(可)	1.0	69～65 点	C(可)	1.5	
			64～60 点		1.0	
59～0 点	D(不可)	0	59～0 点	D(不可)	0	
111 点	放棄	0	111 点	放棄	0	

※「C」評価以上を合格とし、単位認定を行う。

以下は、学生に周知する学生便覧の抜粋であり、GPA 制度を分かり易く周知することで進級要件と合わせて理解を求め、学生の学修成果を客観的な数値で評価していることを、全学的に周知しているところである。

5. GPA 制度

本学では、成績評価に GPA 制度を導入しており、GPA は Universal Passport で確認できます。今後、成績優秀者の判定等に利用していきますので、算出方法を理解しておいてください。

《GPA の算出方法》

$$\text{年度 GPA} = \frac{(\text{当該年度中に履修登録した授業の単位数} \times \text{当該授業科目の GP}) \text{ の総和}}{\text{当該年度中に履修登録した科目の総単位数 (不可・放棄を含む)}}$$

$$\text{累積 GPA} = \frac{(\text{在学中に履修登録した授業科目の単位数} \times \text{当該授業科目の GP}) \text{ の総和}}{\text{在学中に履修登録した科目の総単位数 (不可・放棄を含む)}}$$

ただし、単位認定科目は GPA の算定除外科目であり、修得単位数からも履修登録単位数からも除きます。

卒業については、最終学年次までに修得した単位要件に基づき作成された判定資料により、学部・学科教授会で審議した後、学長が決定する。卒業認定された者には、学位記とともに、最終成績に基づくディプロマ・ポリシーの達成状況を『ディプロマ・サブリメ

ント（学位授与に関する補足資料）』として卒業時に各学生に配布することで、自らの学びの結果を比較しつつ可視化し、卒業後の糧となるよう取り組みを継続している【4-1-f】。

（卒業の要件）

第5条 本学を卒業するには、学則第4条に定める年限以上在学し、次に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

社会福祉学部

学科	卒業単位	基礎科目		専門教育科目
		大学共通基礎科目	学科基礎科目	
スポーツ健康福祉学科	124単位以上	各分野から最低1科目、合計10単位以上修得	各分野から最低1科目、合計14単位以上修得	福祉・医療共通科目から5科目10単位以上、合計100単位以上修得

・鍼灸健康専門科目は鍼灸健康コース履修登録者の対象科目とし、全科目の修得を要する。

図 4-1

九州医療科学大学

履修規程第5条の抜粋

薬学部

学科	卒業単位	基礎科目		専門教育科目
		大学共通基礎科目	学科基礎科目	
薬学科	189単位以上	12単位以上修得	14単位以上修得	163単位以上修得
動物生命薬科学科	124単位以上	10単位以上修得	14単位以上修得	専門基礎科目から30単位以上、専門科目から70単位以上、合計100単位以上修得

生命医科学部

学科	卒業単位	基礎科目		専門教育科目
		大学共通基礎科目	学科基礎科目	
生命医科学科	124単位以上	各分野から最低1科目、合計10単位以上修得	14単位以上修得	100単位以上修得

臨床心理学部

学科	卒業単位	基礎科目		専門教育科目
		大学共通基礎科目	学科基礎科目	
臨床心理学科	124単位以上	各分野から最低1科目、合計10単位以上修得	14単位以上修得	100単位以上修得

・言語聴覚療法専門科目は言語聴覚コース履修登録者の対象科目とし、全科目の修得を要する。

なお、通信教育部については、履修規程により卒業要件等は定めているが生涯教育という観点から進級制度は定めておらず、学習のしおり等により指導をおこなうことで、徹底した周知をおこなっている【4-1-g】【4-1-h】。

大学院および大学院（通信制）については、履修規程は定めず「学習のしおり」に履修要件や修了要件等を明記し周知をおこなっている【4-1-i】。

【エビデンス集】

【4-1-6】2025年度履修系統図（DPと科目との関連を明示）

【4-1-14】九州医療科学大学社会福祉学部進級に関する規程

【4-1-16】九州医療科学大学社会福祉学部スポーツ健康福祉学科における救急救命士養成課程の履修に関する規程

【4-1-17】九州医療科学大学薬学部薬学科進級に関する規程

【4-1-18】九州医療科学大学薬学部動物生命薬科学科進級に関する規程

【4-1-19】九州医療科学大学生命医科学部生命医科学科進級に関する規程

【4-1-21】九州医療科学大学臨床心理学部臨床心理学科進級に関する規程

【4-1-22】九州医療科学大学臨床心理学部臨床心理学科言語聴覚コースの履修に関する規程

【4-1-a】学修進捗状況（単位修得状況）に応じたレーダーチャート（例）

【4-1-b】ポリシーとの関連を明示するシラバス作成マニュアル抜粋

- 【4-1-c】 単位認定基準等を示す学生便覧抜粋
- 【4-1-d】 評価方法の明示とフィードバックのシラバス作成抜粋
- 【4-1-e】 履修規程【学生便覧抜粋】
- 【4-1-f】 ディプロマ・サプリメント様式サンプル
- 【4-1-g】 2025 年度 学習のしおり【通信教育部】 pp. 114-117
- 【4-1-h】 2025 年度 学習のしおり【通信教育部】 pp. 10-13
- 【4-1-i】 2025 年度 学習のしおり【大学院（通信制）】 pp. 37-62

4-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、建学の理念を踏まえディプロマ・ポリシーに掲げた目標を達成するため、実現可能な教育内容と教育方法を取り入れた授業を実践するために必要な基本方針をカリキュラム・ポリシーとして定めている。

また、カリキュラム・ポリシーに沿った教育の実践により、ディプロマ・ポリシーの達成を実現するために、学科ごとに5か年計画となる「中期目標・中期計画（第3期：2023年度～2027年度）」を策定し、大学ホームページへ掲載し、広く周知している。

この中期目標・中期計画の策定により、各学科の使命がより明確化され、3つのポリシーの明確な公表義務に向けた検討を進める契機となっており、教職員に対する一貫した共通理解がなされる仕組みとなっている。

学生に対する周知としては、学生便覧等にも掲載し、特に新入生オリエンテーション時には学生便覧を用いたポリシーの周知を行い、カリキュラム・ポリシーに基づいた履修モデル等を用いて履修指導を行い、ホームページでも広く公開している【4-2-7】【4-2-8】【4-2-9】【4-2-10】。

【エビデンス集】

- 【4-2-5】 3つのポリシー〈2025 学生便覧 pp. 3～14〉
- 【4-2-6】 履修系統図（カリキュラムマップ）
- 【4-2-7】 社会福祉学部モデルカリキュラム（履修モデル）
- 【4-2-8】 薬学部モデルカリキュラム（履修モデル）
- 【4-2-9】 生命医科学部モデルカリキュラム（履修モデル）

【4-2-10】臨床心理学部モデルカリキュラム（履修モデル）

4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

大学として定めるディプロマ・ポリシーには、(1) 社会の一員としての自覚と責任をもち、社会の発展に貢献できる (2) 自ら問題を発見し、情報や知識を論理的に分析することを通して、問題を解決できる (3) 目的に応じて他者との意思疎通や他者との協働を円滑かつ適切に行うことができる (4) 専攻する専門分野の内容を理解すると同時に、技能を修得し、それらを実践的能力として活用できる、4項目を定めている。また、カリキュラム・ポリシーを下記の通り定め、大学全体としての一貫した方針のもとに、各学部学科のディプロマ・ポリシーに沿って特色ある教育課程を編成している。

〔教育課程の編成〕

- (1) 教養教育として、グローバルな視野と総合的な判断力を身に付け、豊かな人間性を涵養することを目指す大学共通基礎科目を置く。
- (2) 専門的な知識・方法論・技能を体系的に身に付けるとともに、国家資格等の取得に必要な到達目標を達成できるように専門教育科目を置く。
- (3) 多くの専門科目を学修するための基礎となる科目や個々の専攻分野を超えた学部横断的な科目を置く。
- (4) 修得した知識や技能を総合して、新たな課題の解決に応用できる資質・能力を育成するために卒業研究等の科目を置く。

〔教育内容・方法〕

- (1) 各授業科目について到達目標、授業計画、成績評価基準・評価方法、事前事後の学修を周知する。
- (2) アクティブ・ラーニングを取り入れた授業については明示し、学生の主体的な学びを実践できるようにする。
- (3) 専門科目では医療・福祉等の現場での実践的な課題を題材として取り上げ、それらの課題解決を実践できるようにする。

〔点検・評価〕

- (1) 学生一人ひとりが本学での自らの学びの成果を自覚できるように学修成果の可視化に取り組む。
- (2) アセスメント・ポリシーに基づいた厳格な成績評価の実施とともに、多様な評価方法を積極的に取り入れる。
- (3) GPA 制度を実施し、教育の質保証に向けての点検・評価・改善を行う。

また、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は、薬学部薬学科においては6年間、その他の学部・学科では4年間を通した学修成果に基づき、各年次に配当された科目の修得によって学位が授与されることとなる。本学では、基本的に「基礎科目」群と「専門教育科目」群によって科目配置をおこない、基礎科目では大学共通基礎科目と学部・学科での共通基礎科目を、専門教育科目では各学科の専門性に基づいた学科専

門教育科目が配置されている。

大学の建学の理念に基づき、カリキュラム・ポリシーはその学科が掲げるディプロマ・ポリシーを実現するために一貫性をもって教育課程の編成が行われており、主に医療・福祉を標榜する学部・学科で養成する国家資格等の取得にも繋がるよう、先述した「中期目標・中期計画」をロードマップとして毎年度学科等毎に振り返りを行い、常に意識した改善・改革に努めている。

4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

1. カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程の編成

本学では、カリキュラム・ポリシーに沿って、体系的な教育課程の編成並びに実質的な科目運営のもとに厳格な単位認定が行われるよう、統一した取り組み方針により、学部・学科の教育課程が編成されている。教育課程の基本的な構成としては、科目群を「基礎科目」と「専門教育科目」に分類し、各学部学科の専門性を生かした教育課程編成を行っている。

社会福祉学部では、令和6(2024)年度にスポーツ健康福祉学科の1学科体制に改編し、「ソーシャルワーク・スポーツ科学・救急救命・鍼灸健康」の4コースに分類される教育課程を再編している。この再編では『救急救命士』の養成に係る科目を新たに設け、従来の医療・福祉養成の理念に則り機能的に融合した新たな人材養成をスタートさせたところである【4-2-a】。

学科共通専門科目として、福祉・医療・介護に関する基礎および専門知識に関する科目を配し、4コースに必要となる専門基礎知識と共に、住環境科目や教育・レクリエーション科目等の社会福祉周辺領域の知識の教授を目指している。さらには、福祉の学びの上に保育士、教職、公務員を目指したキャリアデザインを支援する科目も設定している。

その上で、ソーシャルワークコースでは、社会福祉士および精神保健福祉士に係る専門科目を通して、豊かな人間性と倫理観を身につけ、対人援助者としての使命感、責任感の育成が図られるよう科目設定を行っている。次にスポーツ科学コースでは、身心の健康の維持・増進を図り、すべての人々の「生活の質(QOL)の向上」に役立てるために、必要なスポーツ・健康運動に関する専門科目を配している。鍼灸健康コースでは、東西両医学からみた人体構造・機能の生理的・病理的状态に関する知識、並びにそれらを基盤とした臨床医学の知識を修得し、鍼灸師として人々の健康維持増進に貢献できる能力を獲得するための科目配置を行っている。最後に救急救命コースでは、基礎医学や救急医学に関する専門知識を修得し、一刻を争う救急救命現場で要求される適切な判断や迅速な行動、また、現場で必要となる医師や看護師との連携および患者や家族への対応など、幅広い技能修得に係る科目によって、人材養成を行う計画である。

薬学部では、学則にも定めた目的「高度な専門知識・技術とコミュニケーション能力の修得を通して、高い倫理観とともに科学的考察力と実践的な問題解決能力を備え、生涯にわたって最先端医療に貢献できる薬剤師、また、動物看護学、動物学並びに薬学の知識・技能の修得を通して、科学的考察力と問題解決能力を備えた動物の専門家の養成を目的とする」に基づき、学科の専門性に応じた教育課程を配している。

薬学科においては、薬剤師養成として定められた「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」に準拠し、6年間の教育課程を「第1期（1年生～2年生前期）主体的な学習への転換と医療人としての自覚の涵養」「第2期（2年生後期～4年生後期）基礎・臨床薬学の学習と知識・技術の統合」「第3期（5～6年生）薬物治療の実践と課題解決力の涵養」の3段階に分類し、機能的に科目配置を行っている【4-2-b】。

また動物生命薬科学科では、学部目的にもあるとおり、薬学を通じた動物の専門家となる「愛玩動物看護師、実験動物（1・2級）技術者、学芸員」の養成を目的に、動物を活用したPBL及びPBLの手法を用いた授業科目や、目的・目標、方法及び計画について、策定し説明する能力を身に付ける演習及び実習科目、また協調性を伴うコミュニケーション能力を涵養する科目を有機的に配し、専門人材育成に邁進している【4-2-c】。

生命医科学部生命医科学科では、臨床検査技師さらには再生医療研究の進展にも寄与する細胞検査士の育成を掲げ、「基礎教養教育」「専門基礎教育」「専門教育」「チーム医療教育と総合学習教育」の4類を融合させ、学位修得後即戦力となる専門職人材の養成に努めている【4-2-d】。

臨床心理学部臨床心理学科では、「言語聴覚コース」「心理・福祉コース」と称し、言語聴覚士、社会福祉士及び心理に関わる専門職人材養成を目指した科目構成を行っている。言語聴覚士法、公認心理師法、社会福祉法に基づき専門的知識と技能修得に関する科目を配し、かつ、アニマルセラピー、レクリエーションなど全ての人の健康に係る専門性豊かな科目の修得により、専門職種に対する課題解決能力の高い人材の輩出を行っている【4-2-e】。

これら各学科におけるカリキュラム・ポリシーに基づき、専門職人材養成に必要となる教育課程を機能的に展開するために、科目の順序性・体系性を整理しつつ、より効果的な学修を実現するために以下の取り組みを行っている。

1) ナンバリング

全ての科目に、体系性・順序性を示すための番号を付している。学部学科・学年・単位区分等を示し、履修系統図（カリキュラム・マップ）にも連動し提示し、シラバスにも記載することで効果的な学修が可能となっている。

2) 履修系統図（カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー）

上述したナンバリングを付したカリキュラム・マップを全学統一の様式としてHP等において広く公開している。各科目に関連したディプロマ・ポリシーを明示することで、学位授与の方針を意識した学修が行われるよう取り組んでいる【4-2-6】。

3) 履修モデル

各学科・コースのディプロマ・ポリシーを達成するために、4年間（薬学科は6年間）の年次ごとの履修計画を、将来の目標となる取得資格や職業分野を例として履修モデルで示し【4-2-7】【4-2-8】【4-2-9】【4-2-10】、オリエンテーションや学科ガイダンスにおいて活用している。また、広くホームページで公表することで、入学希望者等に対する意識の醸成にも役立てている。

2. シラバス作成の方針と対応

本学では、学生が授業内や授業外での予習及び復習など、当該科目の学修を行うための指針として説明責任を果たす最も重要な内容と位置づけ、毎年、記述内容や記載方法について見直しを行い、適切に公開を行っている。

令和 7 (2025) 年度に向けては、授業科目におけるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの関連性が明確に示されるよう「授業の概要・一般目標・対応するポリシー No.」に変更すると共に、評価方法に加えて適切にフィードバックが行われるよう「評価及びフィードバックの方法」に変更するなど、適宜見直しを行い、学生による効果的な学修につながるよう、不断の努力を行っている【4-2-18】。

授業担当者に対する作成依頼については、マニュアル等を明示しメール等により行っている【4-2-17】。授業の概要、学修目標、成績評価方法やフィードバックの方法、準備学修等の注意点、オフィスアワー、各授業回の内容と学修目標の関連など、多岐にわたる授業情報を集約し告知することで、学生が学修計画を立てる参考となるよう、取り組みを行っている。

3. 単位制度の実質を保つための工夫

学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修することができるよう、全ての学部・学科において 1 年間に履修登録することができる単位数の上限を 49 単位と定めている。この上限の設定については、学生に配布する学生便覧において分かり易く明示し、入学時のオリエンテーションでも説明を行っている【4-2-f】。

(学生便覧の該当箇所)

履修にあたって

1. 大学4年間又は6年間を見通して履修計画をたてること

大学においては、学科ごとに卒業に必要な単位数が定められています。また、各種の資格取得のための要件、実習許可のための要件、進級の要件なども定められています。したがって、各学年に配当された科目を適切に履修し、毎年、計画的に必要な単位を修得していくことが大切です。

学期は前期・後期の2学期制となっており、各学期に、履修しなければならない科目(必修科目)や選択して履修すべき科目が配置されています。自分が所属する学科のカリキュラム(授業科目一覧表)をよく確認し、自分が履修する科目を選び履修登録をおこなってください。

なお、年間に履修できる単位数の上限(49単位)を設定していますので、計画的な履修をおこなってください。

なお、この上限を超えて履修を希望する者は、履修規程において前年度の GPA3.0 以上を基準に許可することを定めるほか、多種の資格取得希望者は申請に基づき、原則自由科目について履修を認める運用を行っている。

(履修規程 第 16 条)

(履修登録単位数の上限)

第16条 年間の履修登録単位の上限を定め、その上限を49単位とする。なお、年間の履修登録単位の上限に含まれるのは、卒業に必要な単位のみとする。

2 前年度の Grade Point Average (以下「GPA」という。)が3.0以上であるものは、49単位を超えて履修することができる。ただし、その場合には、別に教務部教務課に届け出を行わなければならない。

3 前年度の GPAにより、自由科目の履修を制限する。

【エビデンス集】

- 【4-2-17】2025 年度シラバスの作成について（依頼）
- 【4-2-18】2025 年度シラバス作成マニュアル
- 【4-2-a】スポーツ健康福祉学科のカリキュラムポリシー
- 【4-2-b】薬学科のカリキュラムポリシー
- 【4-2-c】動物生命薬科学科のカリキュラムポリシー
- 【4-2-d】生命医科学科のカリキュラムポリシー
- 【4-2-e】臨床心理学科のカリキュラムポリシー
- 【4-2-f】2025 年度新入生オリエンテーション資料 抜粋

4-2-④教養教育の実施

本学の教育課程は「基礎科目」及び「専門教育科目」の群に大別し、教育課程が編成されている。4-2-③では学科の特色である専門教育科目の群について述べたが、ここでは専門教育の土台となる教養教育「基礎科目」群の編成方針について記述する。

本学では、各学科の専門職種人材養成の理念のもと、社会人基礎力を身に付けることを目的とし、1・2 年次を中心に大学共通基礎科目と学部学科の共通基礎科目を配置している。基礎科目の卒業要件は、4 年制の学科では 24 単位以上、6 年制の薬学科では 26 単位以上と定め、教養教育を実施している。

大学共通基礎科目では、英語と情報分野に加え、本学の建学の理念・ブランドビジョン・ポリシー等の方針に基づき、コンパクトに取りまとめ、初年次教育として新入学生に教授できるよう、各分野から必修または選択必修により受講することを求めている。

情報分野においては、文部科学省推奨の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」（リテラシーレベル）の認証を、令和 6（2024）年 8 月に受け、デジタル社会の基礎的な素養としての初級レベルの数理・データサイエンス・AI に着手している。本取り組みの特色としては、データサイエンス・AI 教育強化拠点コンソーシアムのモデルカリキュラムを参考に、リテラシーレベル取得のための本学オリジナルカリキュラムを構築し、医療・保健・福祉分野、さらには様々な産業や社会の中で扱われるデータサイエンスについてオンデマンド型配信授業＋対面型解説授業で学修できる環境を整備している。特に、オンデマンド授業ではベネッセコーポレーション（令和 7（2025）年度からコースベース株式会社に業務移行）が提供する「AI データサイエンス基礎講座（リテラシーレベル）」を取り入れた授業と対面型解説授業のハイブリッド型で授業を展開している。本学のデータサイエンス教育は国の政策である Society 5.0 の構築に対応した内容であるとともに、データサイエンティストはもちろんのこと、様々な分野で必要とされているデジタル人材の育成を目指すための「分かりやすさ」を重視した本学オリジナルの授業内容を構築している【4-2-g】。

また総合教育では、ひとに関わる専門職種人材養成の観点から、「キャリア教育」「コミュニケーション論」を学科理念のもと開講する体制となっている。全学共通開講としては、「QOL と人間の尊厳」「日向国地域論」「日向国地域体験学習」「医療・福祉連携講座」「インターンシップ」を開講している。「QOL と人間の尊厳」では、特に医療・福祉等の分野にお

いて、広く他の人と共存して生きる人間のよりよい人生とは何かを、「QOL」と「人間の尊厳」の二つの観点から教授されている。この学びでは、私学の根幹となる建学の理念に基づき、大学設立の理念や時代背景を創設者の立場から教授する機会を設定するなど、特徴的な取り組みも行っている【4-2-h】。

また従前より、大学立地の宮崎県北地域の成り立ちや歴史・文化、産業・観光など、公私協力方式により設立された本学の理解浸透を目的とした「日向国地域論」や、将来医療・福祉人材として活躍する上でも必要となるボランティア精神の醸成を目的とした「ボランティア活動」を開講している。この理念を発展的に昇華させると共に、令和4（2022）年度より運用を開始した大学のブランドビジョン作成に併せ、基礎教養教育の見直しを令和2（2020）年10月より開始した【4-2-i】。

その結果、座学のみで開講している「日向国地域論」での地域理解を発展させ、実際のフィールドに出向き、医療・福祉の観点はもとより、初年次教育として人口減少や少子・高齢の課題を広く産業・観光などの視点からも考察し、これからの社会を担う人材（若者）としての課題解決を図ること目的とした「日向国地域体験学習」を開講した【4-2-j】。また新たに「医療・福祉連携講座」を開設し、多くの学生が担う医療・福祉のコ・メディカル人材の連携と役割の理解を目的に、学部学科の垣根を越えて本学専任教員の専門領域に基づき教授することで、自身が目指す専門職種並びに多職種理解・連携の推進を企図するものである【4-2-k】。

大学共通基礎科目の改正後4年目を迎え、4年制の学科では一定の成果（卒業）が出るため、教育課程の改善・検討の契機として、中核センター教育開発部門を中心に協議を行う予定であり、本学で掲げる『カリキュラムマネジメント』の理念に基づき【4-2-1】、「ブランディング推進委員会」や学長のガバナンスのもとに開催される学生との意見交換会において実現可能な協議・検討を行う予定となっている。

【エビデンス集】

- 【4-2-g】 認定制度の申請内容【リテラシーレベル】
- 【4-2-h】 「QOLと人間の尊厳」シラバス
- 【4-2-i】 中核センター教育開発部門会議資料
- 【4-2-j】 日向国地域体験学習の紹介【大学パンフレット抜粋】
- 【4-2-k】 「医療・福祉連携講座」シラバス
- 【4-2-1】 九州医療科学大学のカリキュラムマネジメント

4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施

授業方法の工夫と効果的な実施については、中核センター教育開発部門の役割である「学校教育の内容・方法及びFD・SDの企画及び開発に関する事項」に基づき、検討協議を行い実践している。

（アクティブラーニングの推奨）

本学ではアクティブラーニングの実施を推奨し、実施該当科目である場合はシラバスに明記する様式としている。教員マニュアルにおいて、アクティブラーニングを「PBL（問題

解決型学習)」「反転授業」「ディスカッション・ディベート」「グループワーク」「プレゼンテーション」「実習・フィールドワーク」等に分類し、実施の場合は明記し、学生にも適切に説明することを義務付けている。

この他、ICT の活用として、本学で導入している「UNIPA」にはクリッカー機能もあり、シラバス作成依頼時に毎回周知し、学生の能動的学習に繋がるよう促進を図っている【4-2-m】。

また薬学科では、「理科系作文法入門」(国語)、「薬学数学」(数学)のリメディアル教育的活用を含め、e-learning 教材「すらら」を取り入れ学外での自己学習を可能としており、指定されたユニット学修を授業期間内に終了することとあわせ必要な授業を行い、単位認定を行っている。

なお、本学では全学的な初年次教育のスローガンとして、『国語力強化』を掲げ、1 年次の入学時・前期終了時・後期終了時の計 3 回、本学独自に作成した国語試験(マーク式)を実施しており、授業内外で行われる各学科の取り組み成果として、学生の得点率を分析評価している【4-2-n】。この取り組みを開始した当初は「すらら」を全学的に導入し学生の国語力推進を行っていたが、数年来の検証に基づく学科毎の検証結果から、令和 7(2025)年度からは生命医科学科・臨床心理学科においては利用せず、独自の教授方針(生命医科学科ではコミュニケーション論、臨床心理学科では基礎演習)により国語力強化の取り組みを継続することとなっている。今後もアクティブラーニングの推進にも関連させつつ、取り組みの検証・評価を行う予定である。

(教授方法の工夫、FD・SD の推進)

授業方法の工夫・改善の方策として、毎年度、中核センター教育開発部門が中心となり取り組み強化を行っている。その一つとして、教員相互の講義参観を制度化し毎年度取り組んでいる【4-2-o】。また教員相互の参観による工夫・改善だけではなく、大学教育における最大のステークホルダーである学生による授業アンケート評価の結果を重視し、集計結果の各教員へのフィードバック、集計結果に基づく学科の取り組み評価、全ての取り組みに対する大学全体の評価を共有し、改善方策の一助としている【4-2-p】。

その他、令和 6(2024)年度では FD(Faculty Development)活動の推進を中核センター教育開発部門の課題として、学部学科で行う研修会企画のサポートと、全学の教職員が自由に参加できる研修会となるよう主導し、以下のとおり行うことができている。

(全学開催)

9 月 4 日『GPS-Academic の活用と教学マネジメント』

(学部・学科開催)

10 月 17 日『問題解決能力とリーダーシップ^oを兼ね備えた薬剤師の育成を目指し』(薬学科)

11 月 11 日『薬剤師の軌跡と未来―病院薬剤師の魅力と求められる職能―』(薬学科)

1 月 24 日『届けるコミュニケーション』(臨床心理学部)

2 月 18 日『大学授業における説明・反論・論証』(社会福祉学部)

(授業科目(学生数等)と教室に対する配慮)

本学の教室構成は、大・中・小に大別される講義室と、アクティブラーニングに適した演習・実習に分類される。大・中の講義室は座席固定教室であるが、アクティブラーニングが主体的に行われる授業科目については、小・中規模の稼働教室が配置されるよう、担当教員の希望に基づき教務課で配置を行っている。また英語教育など、少人数での開講が推奨される科目については、受講数（1 クラス 20 名から 30 名程度）の状況を勘案しクラス配分を行っている。

その他、授業の正課内外で利用可能な『ラーニング・コモンズ』を図書館内に開設しており、スモール・グループ・ディスカッションなどアクティブラーニングの推進に努めている【4-2-q】。

【エビデンス集】

【4-2-m】「UNIVERSAL PASSPORT」クリッカー仕様書

【4-2-n】2024 年度国語統一試験_最終結果分析

【4-2-o】2024 年度講義参観実施結果

【4-2-p】授業アンケート結果（サンプル）

【4-2-q】ラーニング・コモンズ利用案内(HP 抜粋)

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

本学では、学長のガバナンス体制のもと、中核センター教育開発部門が中心となり、学部・学科ごとに学則に定められた人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的に沿って卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）、いわゆる三つのポリシーを平成 25（2013）年 9 月に策定している。その後、主としてディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の方法として、全学的なアセスメント・ポリシーを平成 30（2018）年 9 月に定め、本学ホームページ等に掲載し公表すると共に、学内教職員の点検評価の指標として共通理解を図っている。このアセスメント・ポリシーでは、ステークホルダーとなる学生の教育の質の担保を目的とした学修成果評価の方針として、「入学時前後」「在学中」「卒業時前後、」の 3 段階の期間と、「機関レベル（大学全体）」「教育課程レベル（学部学科等）」「科目レベル（授業科目等）」の指標を設け、毎年度の点検評価に努めている。ま

た令和 6（2024）年度からは、外部の標準化されたアセスメントテストとして、『GPS-Academic（ベネッセ i-キャリア）』への取り組みを開始し、新たな指標に基づいたディプロマ・ポリシーの点検評価を行う計画であり、導入前の令和 5（2023）年度には FD・SD 研修会を開催し、教職員の共通理解を図るための取り組みも行っている。具体的な検証については、同一学生の高学年次（4 年制学科は令和 8（2026）年度、6 年制学科は令和 10（2028）年度予定）の受検結果を以て行う予定であり、効果的な検証となるよう、毎年度研修会を重ね取り組む計画である【4-3-a】【4-3-b】。

なお、学生に対しては本学が主体的に点検評価を行うために、各種のアンケート調査を行っているところであるが、回答率の低下傾向などから「その主旨及び改善方針等が明確に伝わっていない。」との反省点に基づき、学生を意識した本学のアンケート実施計画（方針）を作成し、学生への周知を行なったところである【4-3-c】。また、学生の集いの場としてリニューアルしたサロンエリアのデジタルサイネージにおいて、学生アンケート結果に基づく取り組み報告を周知することで、学生への理解を求めると共に、満足度の向上に繋がる取り組みとなるよう工夫を行っている【4-3-d】。

これら、教育内容や教育方法及び学修指導方法等の改善に資する取り組みとして、その他継続的に実施している主な活動は以下のとおりである。

1) 授業アンケート

授業アンケートは前期と後期に分け、講義・演習・実習など全ての授業形態において全科目を実施している。学生に対しては、各授業科目の改善を目的に実施することを明示し、「UNIPA」の授業評価機能を活用し、各科目における授業態度（出席・予習復習・学修意欲など）や教員に対する取り組み評価（シラバスとの整合性・教授態度・資料等の作成など）など 5 段階評価による 15 問と共に、3 問の自由記述項目を設け、学生の評価を受けている【4-3-e】。

教員に対しては、各科目の評価結果をフィードバックすることで改善の取り組みに活用することを促し、学生の評価意見に対しては授業科目毎に教員コメントをフィードバックすることで、教員及び学生が一体となった授業改善の取り組みとなるよう企図している【4-3-f】。

2) 学修行動・学生生活に関するアンケート

本アンケートでは、個の授業科目に対する評価ではなく、学生自身の単位認定及び学位取得に繋がる学修行動の傾向と、それに付随する学生生活（課外活動、睡眠、ストレス耐性など）の状況を相乗的に検証することで、学修者本位の教育を実践する環境整備（ハード・ソフトの両面）が行われるよう、計画している【4-3-g】。本アンケートにより得られた調査・分析結果を本学ホームページにも広く公表することで、ステークホルダーとなる学生の傾向分析に基づく改善・改革の取り組みを周知し、本学の果たすべき役割を明確化させている【4-3-10】。

3) ディプロマ・サプリメント

学生の学修成果となる単位の修得状況から、各学科で定められたディプロマ・ポリシーの各指標の達成度を「ディプロマ・サプリメント（学位授与に関する補足資料）」として卒業時に発行している。この取り組みは令和 2（2020）年度から開始しており、学位記や成績証明書だけではなく、各ポリシーに基づく習熟度や同時期に卒業する同窓生との GPA 値

比較から自らの学修成果を振り返り、卒業後の就業や転職時の就職活動等の参考として活用することを想定している【4-3-2】。

4) 卒業時アンケート

本アンケートでは、本学のキャリア支援、教育活動及び学生支援の取り組みに対し、卒業時の学修成果について学生自ら振り返りを行い、大学の教育課程編成の方針や学修環境整備の改善計画等に活用している。就職活動や実際の就業前に得られる新たな気付きを聴取することで、本学の改善方策の一助としている【4-3-11】。

5) 卒業後アンケート、卒業生の就職先に対するアンケート

卒業後アンケートでは、卒業後の実際の就業により得られる大学での学びの振り返りとして、大学の教育課程編成の方針や学修環境整備の改善計画等に活用している。就業により気づく社会が求める知識や能力、また本学に求める新たな気付きを聴取することで、本学の改善方策の一助としている。また卒業生の就職先に対するアンケート調査では、本学卒業生の就業状況等（勤務態度、基本的知識・技術、本学学生に求める能力〈学力・職務適正・協調性等〉）について回答を求め、在学生教育の参考とすることで教育内容の改善に努める計画である【4-3-12】。

ただし、両調査とも回答率の低さが課題となっており、十分な検証にまで至っていないため、調査方法の変更も含めた改善が必要となっている。

6) 学修成果に関する産業界との協議会の開催

学園全体の取り組みとして、本学並びに関連校の吉備国際大学と連携し、両校の卒業生が就職実績のある一般企業・医療機関・薬局の採用担当者を外部評価者として招き、毎年度、意見交換会を行い、改善・改革に努めている。出口となる就職指導・斡旋の観点からは、各企業等により行われる人材採用方針や求める人物像等を聴取し学生指導に役立てている。さらには、本学各学科のポリシーに基づく人材育成の活動等について、企業等の求めに応じた内容となっているかなど意見交換を行っている。ディプロマ・サプリメントに求められる内容や、採用担当者の視点から求める在学時の活動状況、教育課程に求める知識や技術に対する意見聴取を行うことで、具体的な改善内容を見出し、取り組みの改善計画としている【4-3-h】。

以上の調査・アンケート及び協議会により得られた集計・分析・聴取結果をもとに、自己点検・自己評価委員会や中核センター教育開発部門並びに関係する各種委員会において報告され、全学的な情報共有と改善に繋げると共に、ホームページ等において広く公表することで、本学の果たすべき社会的使命を全うしていると考えている。

【エビデンス集】

【4-3-2】各学科のディプロマ・サプリメント（サンプル）

【4-3-9】2023 年度_授業アンケート報告書

【4-3-10】2023 年度_学修行動・学生生活に関するアンケート報告書

【4-3-11】2023 年度_卒業時アンケート集計(2022 比較)

【4-3-12】2022 年度_卒業生並びその就職先に対するアンケート集計結果

【4-3-a】アセスメントポリシー改正の新旧対照表

- 【4-3-b】GPS-Academic 初年度受検結果に基づく FD 研修会資料
- 【4-3-c】学生に向けたアンケート実施計画表抜粋
- 【4-3-d】サロンエリアでのデジタルサイネージでの周知とその内容
- 【4-3-e】授業アンケートの設問項目【学生回答用イメージ】
- 【4-3-f】授業アンケートの教員フィードバック依頼内容
- 【4-3-g】学修行動・学生生活に関するアンケートの設問
- 【4-3-h】学修成果に関する産業界との協議会議事録

【基準 4 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

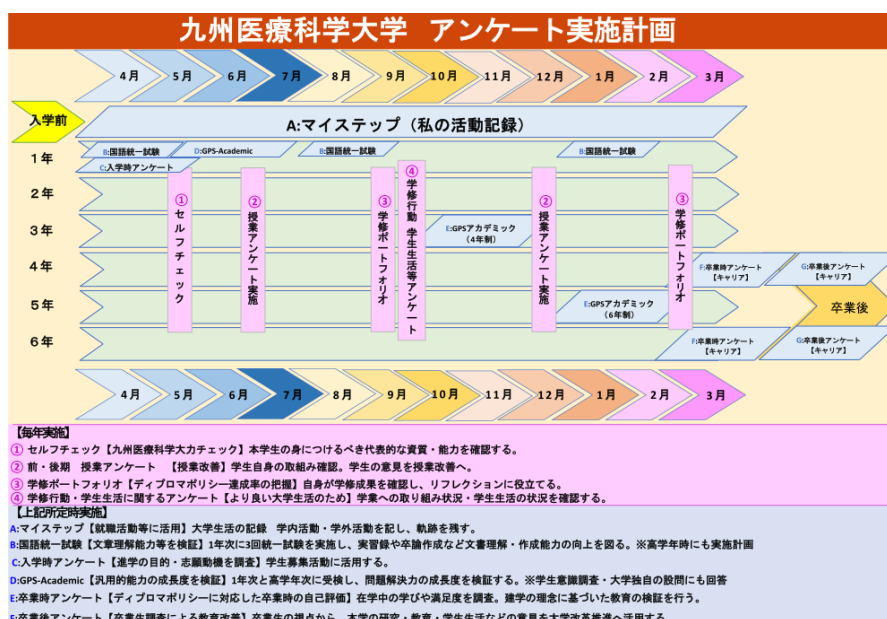
長年の教育課程編成等に関わる取り組みの点検・評価の結果、建学の理念に基づき作成したブランドビジョン『あなたの学びをあなたのカタチに』を策定することができた。このブランドビジョンの検討においては、宮崎県延岡市との縁(えん≡延)により開学した 25 周年の歴史の中で、『4 つの～en～』を基軸とした教育課程の在り方を再構築し、特に大学共通の基礎教育科目の見直しを行うなど、改組転換も含め教育改善に繋げることができている。令和 8 (2026) 年度は改正教育課程の 4 年目となるため、授業の運営方法や具体的な内容等についても点検評価を行うと共に、学生の要望や時代のニーズに沿った新たな教育課程の編成に努める計画である。



また、これら改善の取り組み体制を『教学マネジメント』体制図として可視化したことで、学内教職員の意思統一を図ることができたことは、今後の点検評価の取り組みを加速化させると共に、ステークホルダーとなる学生への説明責任を果たす役割となったと評価している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

教育課程に関わる各種の調査・アンケートについては、学生に対し求める内容が大半を占めている。その結果、煩雑化・重複した内容・回答率の低下など、学生負担が増加していることは否めない。これら調査等の意図を明確化するために作成した「アンケート実施計画」の作成により、一定の理解促進が図られたと考えるが、更なる周知と共に、効果的な検証を行うためにも回答率の向上に繋がるよう、調査内容の精査等を行うことが喫緊の課題となっていると考えている。



(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

教育課程の編成と三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検評価については、これまでの本学独自の取り組みにより、一定の改善・改革が行われてきたと評価している。しかしながら、外部指標に基づく標準化された点検評価が行われていなかったことから、より実質的な改善にまで至っていなかったことは事実である。この反省に基づき、令和6(2024)年度から取り組む『GPS-Academic (ベネッセ i-キャリア)』から得られる評価指標に沿ってディプロマ・ポリシーの有効性を検証し、同系他校との比較等をも行うことで、学修成果の把握の在り方を見直し、教育改善に資する取り組みが強固なものとなるよう、更なる改革に努める予定である。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

- ①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- ②権限の適切な分散と責任の明確化
- ③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

九州医療科学大学では、本学独自のガバナンス・コードを制定していたが、法令改正に合わせ、令和 7（2025）年 4 月 1 日より本学が所属する日本私立大学協会の制定する「私立大学ガバナンス・コード第 2.0 版」を適用し、遵守するようにしている【5-1-a】。

学長の適切なリーダーシップの確立・発揮は、基本原則 1「自主性・自律性の確保（特色ある運営）」の原則 1-1「建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立」の中において、実施項目 1-1-③「教学組織の権限と役割の明確化」として、学長の責務（役割及び職務範囲）、学長の補佐体制（副学長・学部長の役割）及び教授会の役割（学長と教授会の関係）等、教学組織の権限と役割を明確にしている。

九州医療科学大学学長は、理事会の方針に基づきリーダーシップを発揮し、責任を持つ的確な大学運営を行っており、学長を補佐する体制として副学長を置き、建学の理念の実現に努めている【5-1-b】【5-1-c】。

学長が最高責任者として全般的な意思決定を行うための諮問機関として教育開発・研究推進中核センター（以下「中核センター」という）を置き、その中に教育開発部門・研究推進部門・社会貢献部門の 3 つの部門を設けている。この 3 部門は、大学の教育、研究、及び社会貢献活動に関する重要な案件に対して、各部門長が中心となり、学長の諮問に対し各種委員会を通して調査、研究を実施することにより、学長の意思決定の際に大きな役割を果たしている【5-1-d】。

学長が教授会の意見を聴くことが必要となる審議事項について、学則及び関連規程で明確にしており、教授会を教育研究に関する重要な事項についての審議機関として位置づけ、学長が意思決定を行うにあたり意見を述べることとしている【5-1-e】【5-1-3】。

また、学長は内部質保証委員会の責任者として、自己点検・自己評価の在り方の適切性について必要があると認められた場合には内部質保証委員会を通して改善に向けた指示を行うなど教育研究活動等の質向上を図る取組において重要な役割を担っている【5-1-f】。

以上により、本学の使命・目的を達成するための意思決定の体制が確立されており、学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制が整っている。

【エビデンス集】

【5-1-3】九州医療科学大学学長裁定に関する内規

【5-1-a】日本私立大学協会ガバナンス・コード第 2.0 版

【5-1-b】九州医療科学大学学長選任規程

【5-1-c】九州医療科学大学副学長選任規程

【5-1-d】九州医療科学大学教育開発・研究推進中核センター規程

【5-1-e】九州医療科学大学学則第 59 条

【5-1-f】九州医療科学大学内部質保証規程

5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化

本学では大学意思決定の審議機関として「大学協議会」を設置しており、学園総長を中心にして、本学の運営を適切、円滑かつ迅速に進めることを目的とし、本学の教学に関する重要な事項について理事会との意見調整を図る機関としている【5-1-2】。一方で、前述のとおり、学長を中心に大学の全般的な日々の活動を行う上での意思決定の諮問機関として中核センターを置いており、教育開発・研究推進・社会貢献の3つの分野において各部門が連動し、学長のリーダーシップのもと、代議員教授会や学部教授会、各種委員会等とも協力して、大学の意思決定を行っている【5-1-d】。

これにより、本学の方針決定において、各々が統括する分野を中心に適正に権限の分散を行うと共に、各々の責任を明確にしている。

なお、中核センター会議は毎月開催しており、3部門並びに各学部から積極的に情報共有を行うことで、学長のリーダーシップはもちろん、本学の教学マネジメントの推進にも活かしている【5-1-g】。

【エビデンス集】

【5-1-2】九州医療科学大学大学協議会規程

【5-1-d】九州医療科学大学教育開発・研究推進中核センター規程

【5-1-g】2025年度中核センター会議構成員一覧

5-1-③職員の配置と役割の明確化

本学では、令和4(2022)年10月1日より施行された大学設置基準第7条（教育研究実施組織等）に従い、前述のとおり、学長を最高責任者として全般的かつ最終的な教育研究活動のための意思決定を行うための諮問機関として中核センターを置いている。中核センター会議には、学長、副学長、学部長などの役職教員に限らず、事務局長、事務部門の責任者など事務職員も構成員として参加している。さらに、大学の自己点検・自己評価においても、自己点検・自己評価委員会のみならず、点検・評価項目ごとに設置された各部会においても、各事務部署から選任された事務職員を委員として配置しており、教職協働で各事業の実施や改善にあたっている。

このほか、中核センターの各部門及び各委員会の委員にも、関連する事務部署の事務職員を委員として配置しており、職員としての知見をもとに教員と連携して事業の推進にあたり、教職協働での教育研究活動のための管理運営を行っている【5-1-h】【5-1-i】。

【エビデンス集】

【5-1-h】九州医療科学大学委員会規程

【5-1-i】2025年度九州医療科学大学各種委員会等構成員

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

本学では、大学設置基準及び大学通信教育設置基準、大学院設置基準に準拠し、学部・学科ごとに設置基準上必要な人数以上の専任教員を次のとおり配置している。学科においては大学設置基準別表第1に基づき「学科名（基準数：現員数）」と表記する。社会福祉学部スポーツ健康福祉学科（12人：23人）、薬学部薬学科（25人：29人）、動物生命薬科学科（8人：8人）、生命医科学部生命医科学科（12人：17人）、臨床心理学部臨床心理学科（12人：13人）。通信教育部においては大学通信教育設置基準第9条第2項に準拠し、通信教育部社会福祉学部スポーツ健康福祉学科（16人：18人）配置している。また、同設置基準別表第2に基づき大学全体の収容定員に応じた教員数は18人（収容定員1,552人）、これに附属研究所所属の教員1人を加え、大学全体として基準数の91人に対し現員数は91人である。なお、各学科における各種国家資格に定められる学校養成所指定規則に求められる専任教員の要件についても指定基準を満たしている。

さらに、大学院における専任教員の現員数は、大学院設置基準及び大学院に専攻ごとにおくものとする教員の数について定める件に基づき、「研究科・課程名（基準数：現員数）」と表記する。医療薬学研究科博士課程（14人：26人）、（通信制）社会福祉学研究科博士（前期）課程（6人：12人）、博士（後期）課程（6人：11人）、（通信制）保健医療学研究科博士（前期）課程（12人：18人）、博士（後期）課程（12人：13人）で設置基準を満たしている【5-2-a】。また、全研究科とも定められた数以上の研究指導教員及び教授を配置している。

教員の採用・昇格については、設置基準に定められる教育課程や教育研究上の目的を達成するために、人数だけではなく教員資格や専門性を考慮して行っている。教員の新規採用、学内昇格、大学院研究科担当に関する基準と手続きについては、「九州医療科学大学教員選考基準」【5-2-1】、「同施行細則」【5-2-2】、「九州医療科学大学教員格付け審査基準と審査手続きに関する申し合わせ」【5-2-3】に明示し、規定に則り厳格に手続きを行っている。また、本学における学部・研究科の教員の新規採用、学内昇格、大学院担当に関する審査は、九州医療科学大学教授会規程【5-2-4】に定めているとおり、代議員教授会での審査を経て学長が決定している。

【エビデンス集】

【5-2-1】九州医療科学大学教員選考基準

【5-2-2】九州医療科学大学教員選考基準施行細則

【5-2-3】九州医療科学大学教員格付け審査基準と審査手続きに関する申し合わせ

【5-2-4】九州医療科学大学教授会規程

【5-2-a】認証評価 共通基礎様式1（組織・設備等）

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、中核センター教育開発部門が中心となり、教育内容・方法などの改善計画並びに効果的な実践を目的に、FD（Faculty Development）活動を展開している。教育開発部門会議では、教員の FD 活動の支援と推進を目的として、各種取り組みについて検討を行い、以下の活動を推進している。

1) FD 研修会

毎年度部門会議において研修内容を協議し、大学全体で取り組み共有すべきテーマを選定し、研修会を実施している。学科内での課題等を取りまとめ、部会構成員により研修テーマを決定すると共に、研修における成果目標等を設定することで、大学での統一した課題共有がなされるよう工夫を行っている。研修のテーマにもよるが、研修内容に基づくプロダクトを設定し、グループ研修の実施及びその成果報告を盛り込むことが本学 FD 活動の特色の一つとなっている【5-3-2】。

2) 学生による授業（評価）アンケート

各授業科目に対する評価項目の集計結果と、自由記述内容のフィードバックを行うことで、各教員は授業方法や内容の改善に取り組んでいる。学科所属教員が担当する科目の集計結果並びに各学科の教育課程ごとに集計された結果に基づき、学科長は毎年度報告書を取りまとめ、中核センター教育開発部門において集約された内容を公表し、改善に取り組んでいる【5-3-a】。

また、本アンケートの集計結果に基づき、学生からの評価が高い学科所属教員を選出し、教員顕彰として毎年度表彰する取り組みを継続しており、教育改善に資する取り組みの一つとなっている【5-3-b】。

3) 講義参観制度

教員相互の講義参観を制度化し、授業構築並びに授業方法を改善するため参考となるよう推進している。先述した授業アンケート結果と関連させ、評価の高い教員への参観を積極的に促すと共に、学科長等の管理職は、授業アンケート結果において課題がある教員授業を参観し、必要に応じて改善勧告するなどの授業改善を行っている【5-3-c】。

なお、講義参観の制度的な取り組みは行っているものの、コロナ禍以降は特に形骸化が進行しており、抜本的な取り組み改善が必要ともなっている。中心的役割を担う中核センター教育開発部門会議において課題の精査を行い、早急な取り組み改善を行う予定である【5-3-d】。

また、令和 6（2024）年度の自己点検・自己評価に係る「教育改革部会」の取り組みとして、教職員の意識改革並びに課題の共有を目的に、FD・SD 活動の促進に努め、学生を中心

とした（学修者本位）研修活動の充実に努める（ワークショップやハラスメント研修などの充実）。各学部での FD 開催の推進とサポート・連携体制の確立を掲げており、取り組み強化を行ったところである。その結果、学部・学科での FD 開催が促進され、主催学科教員のみならず、他学科教員等の参加（事務職員は SD として参加）を得ることができ、学科の特性に基づいた教育改善方針など、学科間での課題の共有や促進も行われている【5-3-e】。

【エビデンス集】

- 【5-3-2】 2024 年度大学統一 FD 研修会
- 【5-3-a】 2023 年度授業アンケート報告書
- 【5-3-b】 授業アンケート結果を参考とした教員顕彰(起案書)
- 【5-3-c】 講義参観の実施案内
- 【5-3-d】 講義参観に係る協議内容(議事録抜粋)
- 【5-3-e】 令和 6 年度研修会実施状況（教育改革部会報告書）

5-3-②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

本学では、年度当初に教職員全員参加のもと、自己点検・自己評価委員会総会を実施し、前年度の点検評価を行うとともに、教育部門及び事務部門の各セクションにおいて前年度の点検・評価の結果を踏まえた当該年度の目標や方針を発表することで、目標達成に向けて決意を新たにするとともに、各々が取り組むべき課題等を明確化することに努めている【5-3-f】。

目標の達成に欠かすことができない教職員の資質向上や能力向上を図るため、全学的に SD 研修会を実施している。所管部署が企画する種々の研修会の他、コンプライアンス研修会【5-3-g】、ハラスメント防止研修会等の全学共通の課題に対する研修も実施している【5-3-h】。これらの SD 研修を受講することで、教職員は本学での職務遂行に必要な知識を獲得し、職務に対する資質向上に繋げている。

本学では、特に事務職員への研修体制として、学外で実施される研修会等への参加も推奨しており、日本私立大学協会、日本私立大学協会九州支部、私立大学通信教育協会、高等教育コンソーシアム宮崎等が主催する外部研修会、あるいは科学技術振興機構が主催する産学官連携に従事する人材向けのスキルアップ研修等の専門性を高めることを目的とした研修会へも参加し、参加者は研修報告会で受講内容を説明するなどし、学内での情報共有を実施することで、更に大学職員としての知識の向上を図っている。また、教育の質保証実践セミナーなど、各部署の業務内容に応じたオンライン研修会をそれぞれ受講することで事務職員の業務能力向上を図っている【5-3-i】。

【エビデンス集】

- 【5-3-f】 令和 6 年度自己点検・自己評価委員会総会資料
- 【5-3-g】 SD 研修会資料（コンプライアンス研修）
- 【5-3-h】 SD 研修会資料（ハラスメント防止研修）
- 【5-3-i】 令和 6 年度学外研修会等参加一覧

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①研究環境の整備と適切な管理運営

専任教員には教育並びに研究活動のために個別に研究室を割り当て、必要な備品を整備している。教員の研究活動を支える図書館の充実については、情報環境の整備により、図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の効率的な整備とサービスの提供を行っており、研究用の情報データベースとして、「Academic One File」「医学中央雑誌 Web」「メディカルオンライン」「サイエンスダイレクト」等を導入している【5-4-a】。

さらに、附属研究所の使用する研究施設として、「QOL 研究機構（社会福祉学研究所・薬学研究所）」「がん細胞研究所」等の施設を整備し、専門的な研究を推進できる環境を整えている【5-4-b】【5-4-c】【5-4-d】。

本学の研究結果については九州医療科学大学リポジトリで公開しており、現在は本学附属図書館発行の「Journal of Health and Welfare Investigation」「九州医療科学大学研究紀要」、学芸員養成課程の「九州保健福祉大学博物館学年報」、QOL 研究機構の「九州保健福祉大学 QOL 研究機構研究報告書」、本学の社会福祉学研究科で発行している「最新社会福祉学研究」等を公開している【5-4-e】。さらに、令和 6（2024）年度には宮崎大学の連携機関として文部科学省のオープンアクセス加速化事業に採択されており、機関リポジトリアシスト機能を利用して、研究成果の即時オープンアクセス化を推進することで九州医療科学大学リポジトリの更なる充実を図る準備が整っている。

また、研究活動を支援する事務体制として、庶務部（庶務課、会計課）にて、外部資金（科学研究費助成事業、受託研究等）への申請手続き並びに管理、各種競争的研究費の配分機関や助成団体からの情報提供等、研究活動に関する支援を行っている。

【エビデンス集】

- 【5-4-a】 大学ホームページ データベース電子ジャーナル
- 【5-4-b】 大学ホームページ QOL 研究機構
- 【5-4-c】 九州医療科学大学クオリティ オブ ライフ研究機構規程
- 【5-4-d】 九州医療科学大学がん細胞研究所規程
- 【5-4-e】 九州医療科学大学リポジトリ URL

5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

研究を適正に行うため、「九州医療科学大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する規程」【5-4-3】を制定して不正防止に取り組んでいる。さらに、令和 7（2025）年

度より、「九州医療科学大学における研究インテグリティの確保に関する規程」【5-4-4】「九州医療科学大学安全保障輸出管理規程」【5-4-5】を制定して研究の健全性・公正性の担保、並びに輸出管理におけるコンプライアンス遵守に努めている。

公的研究費の不正使用に対しては、「九州医療科学大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針」【5-4-6】「九州医療科学大学における公的研究費の使用に関する行動規範」【5-4-7】「九州医療科学大学公的研究費取扱要領」【5-4-8】を制定し、基本方針と行動規範の下に「九州医療科学大学公的研究費に関するコンプライアンス規程」【5-4-9】「九州医療科学大学公的研究費における不正使用の通報に関する規則」【5-4-10】を制定するとともに「九州医療科学大学における公的研究費の不正防止計画」【5-4-11】を作成して、不正防止に向けた取り組みを行っている。

教職員に向けては「九州医療科学大学不正防止計画・コンプライアンス教育・啓発活動等年間予定」【5-4-12】に基づき研修会の実施や啓発活動を行い、学部生・大学院生には、オリエンテーション等で意識の向上と浸透を図っている。

また、倫理的配慮についても「九州医療科学大学倫理委員会規程」【5-4-13】「九州医療科学大学動物実験に関する規則」【5-4-14】「九州医療科学大学遺伝子・核酸組換え実験安全管理規程」【5-4-15】等の関連諸規程を制定し、規程に基づく倫理委員会、動物実験委員会、遺伝子・核酸組換え実験安全委員会を設置して、適切に審査を実施している。

これらの取り組みは、管理・推進体制及び相談窓口の連絡先を大学ホームページに掲載し、広く一般にも公開している【5-4-f】。

【エビデンス集】

- 【5-4-3】九州医療科学大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する規程
- 【5-4-4】九州医療科学大学における研究インテグリティの確保に関する規程
- 【5-4-5】九州医療科学大学安全保障輸出管理規程
- 【5-4-6】九州医療科学大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針
- 【5-4-7】九州医療科学大学における公的研究費の使用に関する行動規範
- 【5-4-8】九州医療科学大学公的研究費取扱要領
- 【5-4-9】九州医療科学大学公的研究費に関するコンプライアンス規程
- 【5-4-10】九州医療科学大学公的研究費における不正使用の通報に関する規則
- 【5-4-11】九州医療科学大学における公的研究費の不正防止計画
- 【5-4-12】九州医療科学大学不正防止計画・コンプライアンス教育・啓発活動等年間予定
- 【5-4-13】九州医療科学大学倫理委員会規程
- 【5-4-14】九州医療科学大学動物実験に関する規則
- 【5-4-15】九州医療科学大学遺伝子・核酸組換え実験安全管理規程
- 【5-4-f】大学ホームページ 研究活動における不正行為への対応に関する取り組み

5-4-③研究活動への資源の配分

本学では、専任教員には個人研究費としてそれぞれの職位により 21 万円から 37 万円の

基準額を設定し、科学研究費の採択状況、学術論文の投稿、学会発表、外部資金の獲得等の研究活動の実績に応じて加算する方式をとっており、外部資金導入への努力と研究活動への資源配分を適切に行っている【5-4-17】。

科学研究費への申請を条件に応募できる公募型研究費として「研究経費助成」を募集している【5-4-18】。この「研究経費助成」は、科学研究費に申請し不採択となったものの審査結果の通知に表記されている評価の高い研究課題に対し、研究支援として助成経費上限100万円を設けることで、科学研究費に採択されなかった研究者が申請予定研究課題の予備調査等を実施できる経費を配分し、次回の科学研究費を獲得できるよう支援している。また、公募型の「地域創生事業経費助成」【5-4-19】を設け、延岡市近郊地域の課題解決に取り組む事業を対象とした研究への支援を行っている。

また、学内連絡用のグループウェアであるガルーンを利用して、外部資金の獲得に必要な科学研究費、研究助成金、補助金、共同研究等公募に関する情報を定期的に配信するなど、外部資金獲得に向けた体制を整備している【5-4-23】。

リサーチ・アシスタント（RA）、ポスト・ドクター（PD）の採用については、学内基準を設け【5-4-20】【5-4-21】、若手研究者の育成を図るとともに、研究活動補助アルバイトの雇用について、特別寄付など外部資金からの支出を認めるなど柔軟な対応を行っている。

また、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行にかかる経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和2（2020）年10月9日付け競争的研究費に関する関係府省連絡申し合わせ）に基づき、令和3（2021）年度に、「九州医療科学大学における競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費の支出（バイアウト制度）に係る規程」【5-4-22】を整備することで研究活動に専念できる時間の拡充を可能としている。

このように、本学では外部資金（科学研究費助成事業等）の獲得に向けて全学的に取り組んでおり、研究活動の支援・推進を図るための研究経費助成を実施することで、研究活動への資源配分を適切に行っている。

【エビデンス集】

【5-4-17】 令和6年度個人研究費について

【5-4-18】 令和6年度九州医療科学大学研究経費助成の募集について

【5-4-19】 令和6年度九州医療科学大学地域創生事業経費助成の募集について

【5-4-20】 九州医療科学大学研究補助者（リサーチ・アシスタント）採用基準

【5-4-21】 九州医療科学大学研究分担者（ポスト・ドクター）採用基準

【5-4-22】 九州医療科学大学における競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費の支出（バイアウト制度）に係る規程

【5-4-23】 学内グループウェア揭示 研究助成・補助金関連 共有スペース

【基準5の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

近年、学長のリーダーシップの下、県内他大学等との教育・研究活動などの多岐に渡る

分野で連携協力の取組が積極的に行われるようになり、他大学等からも評価されている。

特に教育活動に関しては、大学等連携推進法人を取得した「高等教育コンソーシアム宮崎」において、宮崎大学を中心とした県内大学との連携・協力を推進し、学部・学科での教育連携を行っている。教職員の FD 活動・SD 活動等においても、コンソーシアム加盟大学内で相互に協力・参加することで、質の高い教職員教育が行えている。

成果が出ている学部・学科の取組み例（効果的な FD 活動の実践）の 1 つとして、令和 6（2024）年 10 月 17 日に実施した薬学部薬学科の FD 活動がある。2 年連続で薬剤師国家試験合格率が全国 1 位であった名城大学から講師（学部長：当時）を招聘して、名城大学薬学部における効果的な教育方法を中心に講演いただいた。これまで学科内で行ってきた教育方法改善の取組みに対して有用な事例も多くあり、薬剤師国家試験を意識した学科の教育方法改善を効率的に実践する参考となった。令和 6（2024）年度に実施された第 110 回薬剤師国家試験では、その教育方法改善の取組みが実を結び、前年度の実績を大きく上回る結果（私立大学 2 位）を達成することができたことから、成果が出ている取組み事例と考えた。

研究活動に関しては、産官学での連携・協力の更なる推進を目的とする「宮崎県産業イノベーションプラットフォーム」や「みやざき SDGs プラットフォーム」が構築されており、本学も様々な県内産業（企業）と大学の持つ知見や研究力を活かした新たな商品・産業の創出を目指している。

特に成果が出ている取組みとして、本学教員と宮崎大学、病院、企業などが連携・協力して、共同開発した「透析患者用の電子聴診器及び専用管理アプリ」が高い評価を受けており、日本臨床工学技士会「医工連携 Award」最優秀賞を受賞することが決定している。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学では、大学協議会や中核センター会議、大学教授会など、大学の運営・方針に関わる会議以外でも、教職員の種々の活動に対して各種委員会や部会等を設けており、権限の適切な分散と責任の明確化に努めている。しかしながら、代議員教授会をはじめ、予算委員会や広報委員会など、主要な会議においては、学部長や学科長などの特定役職教員が委員を兼任することが多くなっている。

こうした現状を踏まえ、令和 6（2024）年度開催の自己点検・自己評価委員会において、学部長・学科長に権限や責任が集約しすぎており、学科内等での協議（一般教員からの意見聴取や一般教員への周知）が不十分になっているのではないか、構成員や委員会の役割、部会との関係性を含め、見直した方が良いのではないかと課題提起がされたことにより早急な検討が必要となっている。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 6（2024）年度の自己点検・自己評価委員会において挙げられた、上述の各種委員会・部会等の見直しについては、令和 7（2025）年度中を目処に、自己点検・自己評価委員会が中心となり組織の改編を協議・検討し、令和 8（2026）年度から運用する計画である。

こうした学内体制の改編を実施していくことは、各委員会や各部会などを通して、本学の多くの教職員が、教育・研究活動の実施や自己点検・自己評価活動に携わることになり、

これまで以上に、本学の現状と課題について、教職員が相互に問題意識を共有し、課題に向かって日常的及び組織的な改善努力をすることに繋がると想定している。同時に、学長のリーダーシップの下、自己点検・自己評価や内部質保証に基づいた実施体制の見直し（PDCA サイクル循環）となることから、本学の自助改善機能の好事例として、今後の課題改善に有為な取組みになると考えられる。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学園は、学校法人順正学園寄附行為（以下「寄附行為」という）において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、建学の理念『学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する』に基づいた人材を育成することを目的とする」と定め、教育基本法、学校教育法及び私立学校法等の法令を遵守し、高等教育機関として、また学校法人として求められる規律と誠実性を実現するために学内諸規程を整備し、法人及び設置校の運営を行っている【6-1-a】。

また、私立学校法改正に対応して寄附行為を変更するとともに、法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムとして、経営に関する管理体制、リスク管理に関する体制、コンプライアンスに関する管理体制、監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）からなる基本方針を理事会決定し、それぞれについて必要な規程を制定するなど体制を整備している。

さらに、九州医療科学大学ガバナンス・コードを定めることで、自律的なガバナンスの確保に努めてきたが、令和7年4月からは、ガバナンス強化にむけた自主・自律的な取り組みを一層推進するため、日本私立大学協会が定めた「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード＜第2.0版＞」に基づき、遵守（実施）状況を点検し、公表することとしている【6-1-b】。

その他、本学園が社会の理解と支援を得て発展し続けるために、法令に則った情報公開を行うことはもとより、教学マネジメント指針を踏まえて、教育の質の向上の観点からも、九州医療科学大学の情報の公表を積極的に進め、経営の透明性の向上に努めている。

以上のように、本学は経営の規律と誠実性を維持するための体制を整え、建学の理念実現にむけ、私立大学として独自性を確立するとともに、公共性を高め、高等教育機関として社会の要請に応え得る経営を行っている。

【エビデンス集】

【6-1-a】 学校法人順正学園寄附行為

【6-1-b】 日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

6-1-②環境保全、人権、安全への配慮

1) 環境保全

環境保全の取り組みとしては、環境保全及び地球温暖化の防止のため、学園全体で月々のエネルギー使用量を共有し、省エネルギーを常に意識した取り組みを実施している。本学の節電においては、デマンドコントロール装置を設置して電力を管理し、設備更新時においても LED 照明や人感センサーの導入など、省エネルギーに配慮した設備更新を進めている。空調設備に関しても適切な温度で使用するよう啓発し、消し忘れ防止のためのタイマー制御もおこなっている【6-1-c】【6-1-d】。また節水対策として学内全箇所のトイレ洗面所で自動水洗を導入している。

なお、毎月衛生委員会を開催し、職場巡視の結果を共有するなど、適切な職場環境であることを確認している。

2) 人権への配慮

人権・同和教育の取り組みは、人権教育推進委員会委員の教員が、延岡市が主催する「延岡市人権啓発推進大会」に参加し、同大会で学んだ人権教育推進のための取り組みについて人権教育推進委員会内で報告が行われた後、各学科の人権・同和教育に反映している。さらに、令和 2（2020）年から令和 5（2023）年にかけて、宮崎県人権啓発推進協議会の受託事業として、学生を含めた宮崎県在住者を対象に人権推進セミナーを開催するなど、宮崎県内の人権啓発活動の推進に携わっている【6-1-e】。また、取り上げたテーマに基づく図書の企画展示を行うことなど、附属図書館には人権に関わる書籍も多数配架している【6-1-f】。

ハラスメント対策に関しては、九州医療科学大学キャンパス・ハラスメント防止対策規程【6-1-17】により防止、排除に努めており、各学部には相談員を配置するとともに、学内ポスターの掲示、デジタルサイネージの利用によって周知、啓発を行っている。加えて、近年は毎年ハラスメント防止研修会を開催しており、キャンパス・ハラスメントの防止に注力している。

さらに、本学の適正な管理運営の観点から、公益通報者保護に関して、本学庶務部並びに法人総務部を窓口として担当者を配置し、通報者に不利益が生じないための制度を整備し運用している【6-1-2】。また、本学に所属した教職員、卒業生、在学生と保護者に関して現在まで蓄積された個人情報についても「学校法人順正学園個人情報保護規程」【6-1-14】を整備し遵守している。

3) 安全への配慮

学内に防火管理者を置き、火災対策として消防計画の立案、消防・避難訓練の実施をおこなっている。防犯対策としては、警備は機械警備と人的警備を併用しており、警備会社

に委託している。通常授業日の全建物開錠・巡回業務及び施錠・巡回業務を警備会社に委託して安全管理に努めている。AEDについては、主要建物ごとに設置している【6-1-g】。

また、毎年度実施する防災訓練の際には南海トラフ地震を想定した地震や津波に対する防災教育をおこなっており、新入生に対しては入学時のオリエンテーションにおいて、有事の際に活用できる「大地震対応マニュアル」を配布し、携帯するよう指導を行っている【6-1-h】。

なお、本学では宮崎県や延岡市、延岡警察署と災害時の連携協力の協定を締結しており、避難所開設や避難物資の備蓄を行うなど、災害時対策に注力している。

【エビデンス集】

【6-1-2】 公益通報等に関する規程

【6-1-14】 学校法人順正学園個人情報保護規程

【6-1-17】 九州医療科学大学キャンパス・ハラスメント防止対策規程

【6-1-c】 学内グループウェア掲示（電力使用量・電気料金前年度対比表）

【6-1-d】 学内グループウェア掲示（空調稼働案内）

【6-1-e】 人権啓発推進セミナー 資料

【6-1-f】 人権啓発に関わる図書企画展示

【6-1-g】 2025 学生便覧 p. 210 AED 配置図

【6-1-h】 九州医療科学大学大地震対応マニュアル

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園の最高意思決定機関である理事会は、寄附行為に則り、理事長が招集し開催している。私立学校法の改正により、理事会は3ヶ月に1回以上開催し、理事長が職務の執行の状況を報告することとしている【6-2-3】。

また、理事会を適切に運営するため理事会運営規則を定めて、その役割、権限及び体制を明確にし、学園及び設置校の組織及び運営に関する基本方針の策定、内部統制システム整備の基本方針及び具体的な整備、重要な資産の処分、多額の借財、予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準、収益事業に関する重要事項、寄附行為の変更、学園の設置する大学の学長、副学長等の選任、事業報告及び決算書類、理事会・評議員会運営規則、学則及び就業規則等の法人及び設置校の管理運営に関する重要な規則等について審議、決定することとしている【6-2-a】。

なお、令和6（2024）年度においては、9回開催し、寄附行為の変更、学則や就業規則な

ど重要規程の変更、理事、評議員の選任、大学の重要役職者の選任、事業報告及び決算、事業計画及び予算などを審議、決定した【6-2-b】。

本学園の理事会は、令和7（2025）年5月1日現在では理事11名で構成され、令和7（2025）年度定時評議員会終結の時からは、5名以上8名以内で理事選任機関である評議員会において選任された理事によって構成される。理事会は、理事長を議長とし、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席で成立し、出席理事の過半数で議事を決する。また、理事の構成についても、学長（校長）から評議員会において選任した者2名、それ以外に評議員会で選任した者3名以上6名以内とし、そのうち2名以上は外部理事として、それぞれに期待する役割を明確にして専門的な視点から意見を述べることで議論の活性化を図っている【6-2-c】【6-2-d】。

さらに、理事会機能の充実のため、理事長を補佐する体制として専務理事を置いている。専務理事は、本学園の前理事長が務めており、その経験を活かして理事長を補佐し、理事長の意図を受けて学園の業務全体の管理・監督にあたっている。さらに、理事会開催にあたっては、必ず監事1人以上が出席して学園の業務状況や理事の職務執行状況などを監査するとともに、必要に応じて意見を述べている。

以上のとおり、私立学校法及び寄附行為の定めるところにより、理事会の組織について問題なく体制を整備、運営しており、使命・目的の達成に向けて適切に意思決定している。

【エビデンス集】

【6-2-3】 令和7年度第2回理事会議事録

【6-2-a】 学校法人順正学園理事会運営規則

【6-2-b】 令和6年度理事会、評議員会の開催状況

【6-2-c】 順正学園役員名簿

【6-2-d】 順正学園評議員名簿

6-2-②使命・目的の達成への継続的努力

本学園では、建学の理念の実現に向けて、法人及び大学の管理運営機関がそれぞれの機能、役割を果たすとともに、相互に連携して効率的かつ円滑に運営できる体制を整えている。

法人においては寄附行為に則り最高意思決定機関としての理事会と、諮問機関としての評議員会を開催し、経営の重要事項を審議、決定している【6-2-1】。

また、学園総長、副総長、理事長、専務理事、学長、副学長、校長、法人本部事務局長、大学事務局長などを構成員とする学園協議会を必要に応じて開催し、設置校間に関連する重要事項の審議や連絡調整を行い、相互の業務の円滑化を図っている【6-2-e】。

法人を管理運営する組織としては、学園総合企画部、学園IR(Institutional Research)推進室、学園入試広報室、学園理事長室、学園キャリア戦略センター、法人本部総務部及び法人本部財務部を置いて運営体制を整えている【6-2-2】。

また、本学の全学的な方針の検討や改革の推進を行う教育開発・研究推進中核センター（以下「中核センター」という）でも、教育開発部門・研究推進部門・社会貢献部門の3

部門が中心となり、建学の理念の実現、並びに、中期目標・中期計画に掲げる学科等の使命・目的が達成できるよう各種委員会組織とも連携しながら、大学の教育・研究活動の好循環が生まれるよう改善・改革を推進している。

さらに、本学の運営を適切、円滑かつ迅速に進めることを目的とし、大学の教学に関する重要事項について審議し、学園総長または学長に意見を述べるとともに、理事会との意見調整を行う役割を担う機関として大学協議会（構成員：学園総長、学園副総長、学長、副学長、附属図書館長、研究科長、学部長、事務局長）を設けて、法人と大学、経営と教学の連携を図っている。

使命・目的の達成への継続的な取り組みとしては、法人の学園総合企画部が取り纏めて理事会決定した中期計画に基づき、毎年度、事業計画にもとづいて法人運営あるいは設置校の運営を行い、事業結果を取り纏めた事業報告を作成するとともに、その事業報告を踏まえてさらに翌年度の事業計画策定へと繋げることで継続的に努力している。また、中期計画、事業計画及び事業報告は教職員に周知しており、教職員あげて目的達成に努めている。

大学においては、毎年度当初に教職員全員が参加する自己点検・自己評価委員会総会を開催しており、前年度の点検・評価の結果を報告し、教職員で共有すると共に、教育部門及び事務部門の各セクションにおいて、点検・評価の結果を踏まえた当該年度の目標・方針を発表することで、建学の理念の実現にむけて決意を新たにするとともに、組織が一丸となって職務を遂行するように努めている。

以上のとおり、本学園では、法人及び大学において管理運営組織を整備して、それぞれが適切に機能するとともに、相互に連携して業務を遂行することで、建学の理念の実現にむけて継続的に努力している。

【エビデンス集】

【6-2-1】法人の意思決定に関する組織図

【6-2-e】学校法人順正学園協議会規程

【6-2-f】九州医療科学大学教育開発・研究推進中核センター規程

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

寄附行為第8条第1項第1号により、理事会には、大学を代表して学長が理事に就任しており、学園が意思決定を行う際には、大学の状況を踏まえて意見を述べている。

また、学園協議会を設置し、学園及び法人本部から総長、副総長、理事長、専務理事、

法人本部事務局長、設置校から各大学の学長、副学長、大学事務局長、専門学校校長、またその他総長が必要と認めた者を構成員として、設置校間に共通する重要事項を審議し、相互の業務の円滑化を図っている【6-3-a】。

大学の運営を適切、円滑かつ迅速に進めることを目的として、本学の教学に関する重要な事項について、理事会との意見調整を行う機関として大学協議会を設けている。大学協議会の構成員は、学園から総長、副総長、大学から学長、副学長、附属図書館長、研究科長、学部長、大学事務局長、その他学園総長が特に必要と認めた者を構成員とし、法人と大学、経営と教学の意見調整を行っている【6-3-b】。

なお、大学内での連携及び意見調整は、中核センター会議及び代議員教授会等でも定期的に行われており、大学協議会や理事会を通じて法人の意志決定にも反映されている。

特に事務部門に関しては、法人本部及び各設置校の事務局間における情報共有の手段として、毎月1回、事務連絡会議を開催している。事務連絡会議はすべての事務部門が参加するだけでなく、理事長も参加して職員の意見をくみ上げる機能も果たしている。

また、学内の各事務部門の情報共有の手段としては、原則週1回ミーティングを開催すると共に、隔週で事務部門全体の朝礼を開催することで、情報共有や意見聴取を実施している。

以上のとおり、法人及び大学の各管理運営機関が連携しており、意見交換を行う体制や、円滑に意思決定を行える体制が確立されている。また、それらが適切に機能することで、重要な意思決定がなされる過程において、教職員の意見等が反映される仕組みが構築されている。

【エビデンス集】

【6-3-a】 学校法人順正学園協議会規程

【6-3-b】 九州医療科学大学大学協議会規程

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

本学園の評議員会は、令和7（2025）年5月1日現在では評議員27名で構成され、令和7（2025）年度定時評議員会終結の時から、寄附行為第6条第2項により、評議員6名以上9名以内で評議員会において選任された評議員をもって組織される。評議員の選任については、寄附行為第33条第1項第1号から第3号に掲げる者を評議員会において選任し、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮することとしている。

評議員会は、寄附行為第46条により理事長を議長とし、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席で成立し、出席した評議員の過半数で議事を決する。議事録は評議員会の開催日時及び場所、議事の経過の要領及び結果、その他文部科学省令で定める事項を記載して作成し、議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上と出席監事全員が署名捺印し、事務室に備えている。

評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。また、寄附行為第38条第2項に掲げる事項について理事会が決定するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴くこととしており、同上第3項に掲げる事項について、つま

り解散、合併、重要な寄附行為変更については決議する。評議員会開催にあたっては、必ず監事1人以上が出席して、必要に応じて意見を述べている【6-3-c】。

評議員会は、学園の業務若しくは財産の状況又は役員の業務の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

さらに、本学園においては、寄附行為第8条により理事選任機関を評議員会と定めており、評議員会が理事を選任している。その他、寄附行為第23条により監事の選任、第51条により会計監査人を選任する。

本学園の監事は、令和7(2025)年5月1日現在2名が就任しており、令和7(2025)年度定時評議員会終結の時から、寄附行為第6条第1項第2号により2名を選任することとしている。監事は、理事、評議員、職員、子法人の役員、子法人の職員以外の者であって、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していない者で、評議員会の決議によって選任する。

また、監事は、法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査し、それらについて監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出する。また、理事会及び評議員会に出席して意見を述べる。その他、それらに関して不正行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実を発見したとき、または重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に報告するなどの職務を担っている。

監事は、理事会及び評議員会に必ず1名以上が出席して、学園の業務状況や理事の職務の執行状況を把握するとともに、必要に応じて意見を述べている。また、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類を調査し、法令若しくは寄附行為に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、評議員会に報告する。

その他、監事の監査業務の適正性を確保するため監事監査規程を定め、規程に則って、また、監事監査計画にもとづいて監査業務を行っている【6-3-2】【6-3-3】。

また、監事2名のうち1名が常勤監事となり、法人本部に勤務し、本学をはじめ各設置校に訪問するなどして、学長や事務局長等の教職員から大学の運営状況や、外部資金担当者から使途状況の聞き取りを行うなど業務監査や会計監査を行い、結果を理事長に報告している。

なお、監事は、理事が法人の目的外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、または行為をするおそれがある場合で、その理事の行為により法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、理事にその行為をやめることを請求できる。また、評議員会も同様に、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、または行為をするおそれがある場合で、その理事の行為によって法人に回復することができない損害を生じるおそれがあるときは、監事に対して、理事の行為の差止め請求を行うことを求めることができることとなっている。

以上のとおり、評議員会と監事を適切に選任、運営しておりチェック機能を果たしている。

【エビデンス集】

【6-3-2】学校法人順正学園監事監査規程

【6-3-3】令和7年度監事監査計画

【6-3-c】理事会、評議員会の開催状況

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

基準項目 6-4 を満たしている。

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-①財務基盤の確立

令和 5（2023）年度決算時点の法人全体の資産総額は約 401 億円であり、負債総額の約 24 億円を差し引いた正味財産は約 377 億円である。現金預金と特定資産及び有価証券を含めた運用資産は約 214 億円であり、借入金 は平成 30（2018）年度に全て返済していることから、本学の経営状況から判断すると当面は十分といえる資金を確保しており、大学を運営するために必要な財務基盤を確立している。

6-4-②収支バランスの確保

収支バランスの確保は、安定した学生生徒納付金及び補助金等の収入確保と、収入に見合った計画的な支出であるが、収入の柱である学生生徒納付金の増加、つまり学生数の増加が本学の最重要課題となっている。そこで、令和 2（2020）年度から本学のブランディングに取り組み、ブランディングにもとづく広報活動を展開して全学体制で募集活動を行い学生確保に努めている。その他、補助金等の外部資金獲得にも努めており、支出では、光熱水費削減に向けた積極的な啓発活動を行うなど経費削減に取り組み、支出抑制を徹底して、収支バランスの確保に努めている。

学園の財務状況をみると、外部負債がなく、また、教育活動資金収支差額の赤字を補填するための運用資産については、現時点において十分確保していることから当面は資金ショート の心配はなく安定した財務状況といえる【6-4-a】。

しかしながら、近年の学生数減少と、それに伴う学生生徒納付金の減少を原因とする教育活動資金収支差額の赤字については、早急な状況回復が求められている。そのため、前述の大学ブランディングによる広報強化に加え、令和 6（2024）年度には開学 25 周年を機に大学名を九州医療科学大学へとあらためるとともに改組等にも取り組み、より魅力ある大学づくりに努め、学生募集を強化した。その結果、近年減少続きであった入学者数が令和 7（2025）年度は増加に転じた【6-4-b】【6-4-2】。

引き続き、積極的に学生募集に取り組んでおり、募集状況や将来展望等から、不採算の学部学科については学生定員の見直しを検討するなど、経営改善に取り組んでいる。

【エビデンス集】

【6-4-2】 令和 7 年度事業計画

【6-4-a】 令和 6 年度計算書類

【6-4-b】 令和 6 年度事業報告

6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

学園の中期目標・中期計画を策定し、目標達成に向けて大学の教育研究力の向上とブランド力の強化、また法人としての経営の安定化に努めている。

毎年度の予算策定にあたっては、大学における当該年度の事業計画に基づき、各部署から提出された予算要求に対して、教育研究活動の活性化と経費削減の両面から費用対効果を検証するとともに、重点事項や優先順位を明確にして予算策定に反映させている。

経営改善に向けた取り組みとしては、近年、学園全体での学生数が減少し続けていることから、学納金収入の安定化を図るため、令和 2（2020）年度から各設置校のブランディングに取り組み学生募集活動を強化している。また、支出面でも、光熱水費削減に向けた啓発活動や、各種の価格交渉など、徹底した経費削減に着手している。

さらに、平成 30（2018）年には借入金を全て返済し財務運営のリスクに備えている。

加えて、社会のニーズに対応した新しい学科等の設置や、定員確保が困難な学部学科については、募集状況や将来展望等を判断し、定員の見直しや学生募集停止もしくはより魅力ある学部学科への再編などに取り組むことで収支の改善を図るなど、中期的な視点から財務運営を行っている。

本学における具体的な取り組み事例としては、令和 6（2024）年度に、開学 25 周年を迎えて大学名を九州医療科学大学に改めるとともに、社会福祉学部スポーツ健康福祉学科に救急救命コース等を開設、通信教育部社会福祉学部スポーツ健康福祉学科及び同学科のハイブリッドコースを開設、また、大学 1 号棟を改修して学生憩いの場を設けるなど学修環境の整備も行い、新たなスタートを切った。また、令和 7（2025）年度からは、入学者数の減少が著しい生命医科学部生命医科学科の入学定員を 80 名から 40 名へと定員減を行った。これらの取り組みもあって、近年減少が続いていた本学の入学者数が令和 7（2025）年度は増加に転じた。このような中期的な視点に立った努力を継続することで着実な経営改善を図っている。

以上のように、本学園は中期的な計画に基づき自ら経営改善努力を行い、適切に財務運営を行っていると判断する【6-4-3】【6-4-a】。

【エビデンス集】

【6-4-3】 学校法人順正学園中期財務計画

【6-4-a】 令和 6 年度計算書類

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-①会計処理の適正な実施

本学園の会計処理については、学校法人会計基準に基づき、「学校法人順正学園経理規程」、「学校法人順正学園経理規程施行細則」などの関係諸規程を整備し、各規程に則り適切に行っている【6-5-1】【6-5-2】【6-5-3】【6-5-4】。日常的な会計処理上の疑問や判断の困難な事項については、都度公認会計士や税理士に相談し、助言・指導を受け適宜対応している。また、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会などが主催する研修会には随時担当者が参加し、他大学の経理担当者との情報交換や会計知識の向上に努めている【6-5-a】。

予算については、各年度の予算編成方針に従って各部門で目的別に緻密に積算の上編成する。法人全体で編成された予算案は、評議員会に諮問した後理事会の決議により決定される。決定した予算は目的別に予算差引システムに登録し、厳密に予算に沿った執行管理を行っている。また、実績をもとに適宜補正予算編成を行い決算額との乖離の防止に努めている。

会計年度終了後 2 か月以内には私立学校法第 47 条に定める会計書類を作成し、監査法人による監査及び監事による監査を受け、理事会に諮り承認の後評議員会に報告しその意見を求めている。

【エビデンス集】

【6-5-1】 学校法人順正学園経理規程

【6-5-2】 学校法人順正学園経理規程施行細則

【6-5-3】 学校法人順正学園備品、物品購入並びに契約等事務手続き要領

【6-5-4】 学校法人順正学園契約検討機関設置運営規程

【6-5-a】（復命書）日本私立学校協会大学経理部課長相当者研修会

6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園では、監査法人による監査と監事による監査を、毎年滞りなく実施している。監査法人による監査は、期中監査・実査・期末監査が実施され、その期間中に監事との意見交換、また、理事長へのヒアリング及び意見交換も実施され、学園の現状や今後の計画等の確認が行われている【6-5-6】。

監事による監査は、2 名の監事のうち 1 名の常勤監事が科学研究費助成事業など公的研究費に関わる経理関係の証憑書類の確認を行っている。監事の監査実施には法人本部総務部総務課が監査業務の支援を行い、各設置校の会計担当者への質疑応答や意見交換を行っ

ている。また、決算報告時には、理事会・評議員会において監事が監査報告を行っている。

【エビデンス集】

【6-5-6】 監査の実施状況

【基準 6 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

法人運営に関しては、法律及び寄附行為に則り健全な法人運営を行っており、私立学校法改正に対応して、寄附行為を変更するとともに、内部統制システム整備の基本方針及び関連規程を適切に整備した。また、令和 7（2025）年 4 月以降についても、改正私立学校法及び寄附行為に則り理事会及び評議員会の運営などを適切に行っている。

また、財務運営に関しては、学生確保による収支バランスの改善が喫緊の課題となっているが、大学の教育研究力の向上やブランド力の強化及び学部学科の再編など、中期的な計画にもとづき魅力ある大学づくりと学生募集に積極的に取り組んでいる。減少が続いていた入学生数が令和 7（2025）年度に増加に転じたことは、これらの取り組みの成果と考える。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

平成 30（2018）年度の大学機関別認証評価により、本学の管理運営について、法人レベル、大学レベルで管理運営機関を整備するとともに、それらが連携することで使命・目的を具現化するための継続的な努力が払われているという評価を受けた。これは、法人の本部を岡山県に置きながら、宮崎県など県外の設置校を運営している本学特有の管理運営体制であると再認識することができた。それ以降、この法人の管理運営体制、大学の管理運営体制をそれぞれ適切に整備し機能させるとともに、相互に連携することで、法人と大学、経営と教学が有機的に繋がり、使命・目的の達成に向けて適切に意思決定できており、今後もこの体制を維持し、必要に応じて改善していきたい。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

法人運営に関しては、改正私立学校法及び寄附行為に則り適切に運営を行っていく。そのため、今後は、整備した内部統制システムにもとづいて各部署において業務運営を行い、整備したシステムと実際の業務運営に齟齬がないかについて確認し、必要に応じて改善を行っていく。

また、財務に関しては、早急に教育活動資金収支差額の黒字化を実現する必要がある。そのため、現在取り組んでいる大学の教育研究力の向上やブランド力の強化などによる魅力ある大学づくりをさらに推進し、全学体制で学生確保に努めていく。また、学部学科の再編や定員の見直しなどを含めた検討を行い、収支バランスの改善に取り組んでいく。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 公私協力体制による地域活性化への取り組み

A-1. 大学が持つ人的・物的資源の活用による地域貢献

①大学が持つ人的・物的・知的資源の地域への提供

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学が持つ人的・物的・知的資源の地域への提供

1)教育開発・研究推進中核センター会議 社会貢献部門

本学では、大学における教育の開発及び研究の推進、並びに社会貢献での地域活性を目的に「教育開発・研究推進中核センター」（以下「中核センター」という）を設けており、「教育開発部門」「研究推進部門」「地域貢献部門」の3部門を中心に各部門で活動を行っており、その総括を「教育開発・研究推進中核センター会議」（以下「中核センター会議」という）が担っている。中核センター会議のセンター長（議長）は学長が担当し、中核センター会議の構成員には、学部長、研究科長、事務局長らが所属している。毎月定例で、中核センター会議を開催し、各部門の取組・進捗状況などの確認・報告を行うことで、大学全体での情報・課題の共有を行っている。

社会貢献部門においては、各学部・学科で独自に行っている社会貢献活動を把握すると共に、大学全体で行う社会貢献活動（自治体等とのイベントやシンポジウムなどの特別活動）の実施を担っている。令和2（2020）年度から令和5（2023）年度にかけて、宮崎県人権啓発推進協議会の受託事業として実施された「九州医療科学大学人権推進セミナー」や令和9（2027）年10月に開催される「日本のひなた宮崎 障スポ（第26回全国障害者スポーツ大会）」に向けた選手団サポーター（ボランティアスタッフ）養成などが一例である。

また、毎年、各学部・学科が独自に行っている社会貢献活動の取りまとめや学外への周知も社会貢献部門が中心となり行っている【A-1-1】。

2) ボランティアセンター

本学では、設置校の枠組みを超えた学園全体でのボランティア活動（地域貢献活動）を実施する為の「順正学園ボランティアセンター」と本学独自で宮崎県内や延岡市周辺地域でのボランティア活動（地域貢献活動）を実施する為の「九州医療科学大学ボランティアセンター」、2つのセンターを開設しており、内容や目的に応じて、学生・教職員が協力してボランティア活動（地域貢献活動）を行っている。

「順正学園ボランティアセンター」「九州医療科学大学ボランティアセンター」共に、ボランティア活動の支援・実施を主たる業務として担当している部署であり、参加する教員や学生以外に、専従のスタッフ（事務職員）を配置している。東京都社会福祉協議会東京ボランティア・市民活動センターによる「大学におけるボランティア活動支援に関する全国実態調査（速報版）」によると、回答のあった598大学（短期大学も含む）の内、本学のようボランティア活動支援を主たる業務として担当する部署を設置している大学は79大

学(13.2%)しかない。また、担当部署の業務内容を見ると本学のようにマッチング活動や災害復興支援活動、資源提供活動、ボランティア啓発活動、授業の開講・運営など多くの分野で活動を行っている大学は少なく、更に公的機関と協定や覚書を交わし、災害復興支援に関わるボランティア活動を行うなど他機関と連携・協力して活動を実施している大学は少ないと思われる。こうした実態調査の結果を踏まえると、本学のように長年にわたり、子ども支援から災害復興支援まで幅広く活発に、活動・支援に注力している大学は全国的にも非常に少なく、独自性が高く秀でた活動だと考える【A-1-2】。

なお、学園ボランティアセンターでは、主要事業として、生活困窮家庭の子ども支援を目的とした「順正デリシャスフードキッズクラブ」活動に特に注力している【A-1-3】。

九州医療科学大学ボランティアセンターでは、本学独自の取組として、延岡市の「ひとり親家庭等学習支援等事業」に呼応した「順正ジョイフルキッズクラブ」事業に特に注力している【A-1-4】。近年では、「順正ジョイフルキッズクラブ」に参加していた生徒が本学に進学し、現在は学生ボランティアとして「順正ジョイフルキッズクラブ」に参加するなど、本取組は次世代に向けた確かな活動実績・成果を残している。

3) 地元自治体等との連携協力

本学は、平成 11(1999)年 4 月に、宮崎県延岡市からの強い要望を受け、延岡市と学校法人順正学園の公私協力方式により開学した経緯があり、開学当初より地域密着型の大学として、積極的に地域連携事業を推進しており、延岡市を始めとした周辺自治体とも連携協力協定を締結している【A-1-5】。また、延岡市や延岡商工会義所などの地元公共団体とは特に密接な連携を行っており「大学を活かした地域新興のための地域連携プラットフォーム」を開設するなど、本学の持つ、人的・物的・知的資源を地域へ提供出来る様に様々な取組を行っている【A-1-6】。

また、大規模災害等発生時の地域への連携協力として、宮崎県や延岡市、延岡市医師会との連携協力も積極的に行っており、DMAT の航空搬送拠点としての支援や、延岡市の指定緊急避難場所としての避難所開設、コロナ禍ではいち早くコロナワクチンの職域接種を実施するなど、高等教育機関として地域貢献を十二分に実施している【A-1-7】。

【エビデンス集】

【A-1-1】 令和 6 年度社会貢献活動一覧

【A-1-2】 大学におけるボランティア活動支援に関する全国実態調査（速報版）

【A-1-3】 令和 5 年度順正学園ボランティアセンター活動実績報告書（第 4 章）

【A-1-4】 令和 6 年度順正ジョイフルキッズクラブ活動報告書

【A-1-5】 周辺自治体との連携協力協定書

【A-1-6】 大学を活かした地域新興のための地域連携プラットフォーム規約

【A-1-7】 コロナワクチン職域接種の案内

A-2. 大学が持つ教育・研究力による地域貢献

① 地域社会のニーズに応じた教育・研究力の提供

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-①地域社会のニーズに応じた教育・研究力の提供

1) 教育・研究力の提供による地域貢献

本学では、延岡市を中心に周辺自治体等と連携協力し、本学が持つ高等教育機関としての高度な知見等を地域に還元することで、多くの地域貢献を行っている。多数行っている地域貢献活動の中から、これまで継続的に実施している特別な取組について、幾つか例示する。

・ のべおか市民大学院

本学では、大学開学翌年の平成 12(2000)年より延岡市と協力して、本学の知見を活かして、本学教員が講師となり、医療・保健・福祉など様々な分野にわたって専門性の高い内容を教授し、まちづくりのリーダー育成を目指す市民講座「のべおか市民大学院」を毎年開設している。今年度で 26 回目の開講でこれまで 1000 人以上の市民の方が受講しており、5 月の開講式から 2 月の修了式まで、年 18 回の講義を予定している【A-2-1】。

・ 公開講座

公開講座は、平成 13(2001)年度より市民向けに毎年開講しており、今年で 25 回目の開催となる。毎年学修テーマを決め、本学の各学部が持ち回りで担当し開催している。令和 6(2024)年度のテーマは、「大学からの情報発信 2024～生命医科学部から地域の方々へ～」であり、本学における教育・研究の内容等を市民の皆さんに広く知ってもらうことを目的とし、地域との交流の一助としている【A-2-2】。また、今年度より新たな試みとして、外部の著名な講師を中心にオンライン学習と現地学習(スクーリング)を融合させたハイブリッド形式の公開講座「九州医療科学大学オープンアカデミー」を全国に向けて開催している【A-2-3】。

・ 定住自立圏フィールド調査事業

平成 20(2008)年度より、県北 9 市町村からなる定住自立圏について延岡市から委託を受けて、圏域の中山間地域等における課題解決に向けた各種調査・研究を実施している。令和 6(2024)年度は、延岡を中心とする県北地域の名産品である「ひなたサフランの薬効評価によるブランド化」の取組、地域住民(市民)に向けた「お灸を活用したセルフケアの啓蒙・健康増進」の取組を実施した【A-2-4】。

・ 地元産業界等と連携した実践的 PBL を含む授業科目等の開講の実施
(木城町連携推進事業)

平成 28(2016)年度より木城町からの依頼を受けて、地域活性や地域生活の変化にかかる調査研究を通して、コロナ禍における生活実態の変動を踏まえた生活支援や健康に関するニーズ、学習環境の整備や運動機能の向上を含めた子育て支援ニーズを把握することで、地域課題の抽出・可視化、そして共生社会づくりに向けた町民の主体的な地域づくりの実践を提案することを目的とし、町民の自立支援と健康づくり・地域福祉の増進を目指して本事業を開始した。

これまで 10 年間の事業実績があり、本学学生によるフィールドワークの実践場面とし

て地域住民へのインタビュー調査を行い、対人援助専門職としてのコミュニケーション技法や面接技術の実践を試みている。また、木城町の地域生活課題の把握を行うことで、木城町への地域生活課題の解決策提案も行っている【A-2-5】。

・のべおか子どもセンター

のべおか子どもセンターは、平成 13（2001）年に延岡市教育委員会と聖心ウルスラ短期大学との連携により、「子ども達が主体的に生きる力を培うこと」、「保護者への子育ての支援を行うこと」の 2 点を目的に開設され、5 年目の平成 17（2005）年より、九州保健福祉大学 QOL 研究機構社会福祉学研究所が聖心ウルスラ短期大学から役割を引き継ぎ、本学による連携事業としてリスタートし 20 年間にわたり活動を継続している。

現在は、親子体験活動、子どもと保護者のための地域情報誌の発行、子育て講話を活動の柱として事業を実施しており、令和 6（2024）年度の活動実績としては、親子体験活動 5 回、子どもと保護者のための地域情報誌の発行 3 回、子育て講話 3 回である【A-2-6】。

・延岡市子ども発達支援システム事業

平成 25(2013)年度より、本学言語聴覚療法学科（現 臨床心理学科言語聴覚コース）と延岡市が連携し、発達に課題のある児童を早期に発見し支援を行うことで、子どもの早期の問題解決に取り組み、新たな多職種連携協働による総合的な支援システムを構築することを目的として事業を実施してきた。

令和 6(2024)年度までの 12 年間にわたり「発達支援モデル事業」（問題点や課題の把握、先進事例の調査研究、支援計画の策定など）、「発達支援システム実践事業」（延岡式得手不得手チェックシートの実施体制整備、延岡式アセスメント・支援総合ツールの構築、維持整備など）、「発達支援システム事業」（延岡式得手不得手チェックシートの連続性の向上、延岡式アセスメント・支援総合ツールを活用した連続性の向上、子ども発達支援コーディネータの養成など）の 3 段階に分けて事業を実施し、それぞれの知識や経験の統合、実質的に機能する仕組みの土台が出来たことから、本件における一定の成果や今後の活動への道付けがなされたと判断し、令和 7 年 3 月を持って事業を終了することとなった。

また、令和 7(2025)年 3 月には、これまでの事業の概要と成果をまとめた延岡市子ども発達支援システム事業報告書を作成した【A-2-7】。

なお、これまでの活動が高く評価され、令和 4（2022）年 10 月には臨床心理学部臨床心理学科言語聴覚コースが『第 58 回宮崎日日新聞賞』の『科学賞』を受賞した。

・薬草等産地確立事業

平成 27(2015)年度より、本学薬学部薬学科と延岡市が連携し、国内産の需要が高い薬用作物について、実証圃場の施設等を通して延岡地域の気象や土壌条件に適した品種の選定や栽培マニュアル策定をおこない、栽培及び生産を高めることによって地域の農業振興と地域産業の発展に貢献している。平成 29(2017)年 12 月には、本学と延岡市による薬用作物等に関する連携協定を正式に締結し、様々な取組を実施している【A-2-8】。

・東九州メディカルバレー構想支援

東九州メディカルバレー構想は、国の総合特区に指定されており、大分県から宮崎県にまたがる東九州地域において、血液や血管に関する医療を中心に、産学官が連携を深め、医療機器産業の一層の集積と地域経済への波及、さらにはこの産業集積を生かした地域活性化と、医療の分野でアジアに貢献する地域を目指すものである。本学は、九州経済産業

局や国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）と平成 25(2013)年度から平成 27(2015)年度までの 3 年間で約 2 億 1400 万円の受託契約を締結し、保健科学部臨床工学科及び宮崎県内企業と共同で医療機器（自動痰除去システム）の開発を実施した。平成 28(2016)年度からは、宮崎県の受託事業として、タイから医療従事者の研修を受入れ、タイのモンクット王工科大学からの研修団の指導等を行っている。また、本構想を踏まえて毎年実施されている「みやざきテクノフェア」（主催：宮崎県工業会）にも参加し、本構想（活動）の支援を行うことで、地元企業との連携や地域住民に向けた構想周知に貢献している【A-2-9】。

・地方自治体等への専門家の派遣

本学では、医師免許等を持つ専任教員が、延岡市の要請により地域住民の健康増進（健康診断等）や心理相談（スクールカウンセラー等）や子どもの発達支援の取り組みなどに協力している。その他にも、延岡市が行う様々な事業や取り組み（委員会や審議会）に対して、委員やアドバイザーとして、教員が専門的な知識を意見や評価として提供している。委員やアドバイザーの件数は毎年 100 件以上にのぼる【A-2-10】。

【エビデンス集】

【A-2-1】 令和 7 年度のべおか市民大学院募集概要

【A-2-2】 第 24 回（2024 年度）九州医療科学大学公開講座募集要項

【A-2-3】 九州医療科学大学オープンアカデミー募集要項

【A-2-4】 令和 6 年度定住自立圏フィールド調査事業報告書

【A-2-5】 令和 6 年度木城町連携推進事業報告書

【A-2-6】 令和 6 年度のべおか子どもセンター活動報告書

【A-2-7】 延岡市子ども発達支援システム事業報告書

【A-2-8】 延岡市との薬用作物等に関する連携協定書

【A-2-9】 東九州メディカルバレー構想概要

【A-2-10】 令和 6 年度外部委員等派遣一覧

〔基準 A の自己評価〕

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学で実施している公私協力体制による地域活性化の取組は、地元自治体である延岡市と連携して実施しているものが多く、地域住民のニーズに合わせて実施していることもあり、多くの取組で成果が見られると共に、高い評価を得ている。その中でも、特に高い成果が得られ、特色のある取組としては、やはり学園全体でも力を入れている子ども支援（「順正デリシャスフードキッズクラブ」や「のべおか子どもセンター」、発達支援システム事業など）と大学と地域（市民）が一体となって取り組んでいる地域振興（定住自立圏フィールド調査事業や地方自治体等への専門家の派遣など）だと考える。

子ども支援については、実際に支援を受けている方々や関係団体等からも高い評価と感謝が寄せられており、継続実施を強く要望されている。

地域振興に関しては、延岡市が開催している地域住民の生活とも直結する様々な委員会

や審議会において、本学教員が委員やアドバイザーとして参画しており、県北唯一の高等教育機関として延岡市の地域振興の一助を担っていることは、高く評価されている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学における公私協力体制による地域活性化の取組みにおいて見受けられる課題としては、以下のとおりである。

本学では学園・大学の双方にボランティアセンターを設置し、専従のスタッフを配置することで、様々な分野のボランティア活動にも従事し、他大学と比べても積極的に地域貢献活動を実施していると自負しているが、地域からの要望（依頼件数）はまだ多く、協力学生の数にも限りがある為、やむを得ずお断りしなければならない活動や十分な成果を挙げられない活動もある。特に、学生が長期休業期間に入る夏期休業期間（8月・9月）や春期休業期間（2月・3月）は、手薄のなりがちな時期である。

また、本学は医療系大学で最終年度には国家試験の受験を予定しており、高学年では学外実習に参加する学生がほとんどであることから、ボランティアに参加できる学生が低学年に集中してしまうことなどが、今後に向けた改善課題であると考えている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

先述のとおり、本学は医療系大学であり、全ての学部学科で国家試験の受験や学外実習の実施などが必須となっている。その為、長期休業期間には学外実習や国家試験対策などの行事予定が詰まっており、教職員、学生共に都合が付きにくい時期であり、地域からの要望に十分応えることが出来ない時期である。この課題に関する改善としては、国家試験や学外実習の時期を変更したり、無くしたりすることは出来ない為、担当部署を中心に依頼先と十分に協議や検討を行うことで、緊急性のない支援については、あらかじめ時期や実施内容を対応可能なものに変更することで、出来るだけ相手のニーズに応えられる状況に改善し、対応件数の増加や満足度の向上に努める。

また、緊急性のある支援については、日頃からボランティア活動に参加可能な登録学生を増やすと共に、高学年層で普段はボランティア活動に参加出来ない学生に対しても、情報共有を密にすることで、緊急時対応出来る予備役的なボランティア学生の確保に努める。

依頼内容にもよるがスポーツ健康福祉学科の救急救命コースやソーシャルワークコースなど関係のある学部・学科・コースと更なる協力体制を構築することで、ボランティア学生の拡充や幅広い学生へのアプローチを可能とし、課題の改善に努める。

V. 特記事項

本学では、建学の理念、大学の目的、大学院の趣旨それぞれにある「社会に有為な人材の養成」、「応用能力をもつ人格を陶冶」、「文化の進展に寄与」を具現化するため、地域を基盤にした特色ある優れた研究成果を共有し、教員の資質向上と学生教育への還元を推進し、地域社会や学生のニーズ応えられるよう、他の高等教育機関や自治体、企業等との交流・連携協力にも力を入れている。

1. 国際交流の推進

本学園は、29 カ国(地域) 96 の教育機関並びに 2 施設と教育交流協定を締結しており、「世界に通用する視野の広い人材を育てる」という方針のもと、世界各国の教育機関等と提携して交流ネットワークを構築している。長期休暇を利用して協定校を訪問する「フィンドレー大学奨学留学プログラム」や「ハワイ大学ヒロ校留学プログラム」等を実施している。また、薬学部動物生命薬科学科の学生を対象とした「フィリピン国立大学ロスバニョス 校 (UPLB) 留学プログラム」(令和 5 (2023) 年まで実施)では、本学卒業後に UPLB 獣医学部へ編入学することで獣医師国家試験受験資格取得を可能とし、現在までに 13 人の学生が日本の獣医師免許を取得している。その他の国際交流として、米国フィンドレー大学との薬学科学術的交流プログラムによる教員派遣や学生の受け入れ、並びに、タイ王国モンクット王工科大学からの医療技術研修生の受け入れなどを積極的に行っている。

2. 小中学生への理系(医療系)進路選択支援

文部科学省においても女子中高生の理工系分野に対する興味や関心を高め、理系進路へ進むことを志すための取組みを支援しているが、本学園でも地域に根ざした大学として、地域に親しまれる大学を目指しており、本学では小中学生の頃から本学に慣れ親しんで貰うことで、理系(医療系)への進路選択の幅が広がるように独自の取組を行っている。令和 2(2020)年からは地元の野口遵顕彰会に協力し「ジュニア科学スクール」を開催し、中学生に向けて実験の楽しさを通じて理系(医療系)への興味や職業意識の喚起を図っている。令和 3(2021)年からは延岡市に協力し「キッズニア in 延岡」に参画すると共に、令和 4(2022)年からは本学独自でも「小学生お仕事体験プログラム」を開催することで小学生に向けた理系(医療系)への興味や職業意識の喚起を図っている。

3. 他大学や他研究機関との教育・研究成果の共有

本学園では、学園全体での学問水準の向上や研究意欲の向上、若手研究者の養成を目的として、平成 16(2004)年度から平成 30(2018)年度までは「順正学園学術交流コンファレンス」、中断期間を経て令和 3(2021)年度からは「順正学園学術研究交流会」として各設置校それぞれの特色ある創造的・先駆的研究の相互発表を行っている。

本学独自の他大学・他機関との連携の取組としては、令和 7 (2025) 年 3 月より「高等教育コンソーシアム宮崎」が大学等連携推進法人の認可を受けたことで、これまで以上に各大学との人的・物的リソースの効果的共有及び教育研究機能の強化を進めている。更に企業等も含めた産官学の取組みとして「宮崎県産業イノベーションプラットフォーム」にも参画し、宮崎県北部地域を中心とした産業創出、地域振興にも協力している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	寄附行為や学則で明確に規定している。	1-1
第 83 条の 2	—	該当しない（専門職大学ではない）。	1-1
第 85 条	○	学則に規定している。	1-1
第 87 条	○	学則に規定している。	4-1
第 88 条	○	学則に規定している。	4-1
第 88 条の 2	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-1
第 89 条	—	該当しない（早期卒業を定めていない）。	4-1
第 90 条	○	学則に規定し、適正な受入れをしている。	3-1
第 92 条	○	学則、学長選任規程、副学長選任規程、学部長選任規程、 教員選考基準に規定し、適正に配置している。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	教授会規程に規定し、適正な運用をしている。	5-1
第 104 条	○	学則や学位規程に規定し、適正に授与している。	4-1
第 105 条	○	履修証明プログラム規程に規定し、適正に運用している。	4-1
第 108 条	—	該当しない（専門職短期大学ではない）。	3-1
第 109 条	○	自己点検・自己評価行い、定められた期間に認証評価を受審している。	2-2
第 113 条	○	大学ホームページにおいて公表している。	4-2
第 114 条	○	定められた職員を配置している。	5-1 5-3
第 122 条	○	学則、編入学規程に従って、適正に受入れしている。	3-1
第 132 条	○	学則、編入学規程に従って、適正に受入れしている。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則に規定し、適正に運用している。 但し、本学に寄宿舍は設置していない。	4-1 4-2
第 24 条	—	該当しない。但し、学生の学修の記録や健康診断の記録等は適正に 管理している。	4-2
第 26 条 第 5 項	○	学則、学生賞罰規程に規定し、適正に運用している。	5-1
第 28 条	○	基準に従い、適正に備えている。	4-2
第 143 条	○	教授会規程に規定し、代議員会等を実施している。	5-1

九州医療科学大学

第 146 条	○	学則に規定し、受入れ・認定を可能としている。	4-1
第 147 条	－	該当しない（早期卒業を定めていない）。	4-1
第 148 条	－	該当しない（早期卒業を定めていない）。	4-1
第 149 条	－	該当しない（早期卒業を定めていない）。	4-1
第 150 条	○	学則に規定し、適正に受入れしている。	3-1
第 151 条	－	該当しない（学則等に定めていない）。	3-1
第 152 条	－	該当しない（学則等に定めていない）。	3-1
第 153 条	－	該当しない（学則等に定めていない）。	3-1
第 154 条	－	該当しない（学則等に定めていない）。	3-1
第 161 条	○	学則、編入学規程に規定し、適正に運用している。	3-1
第 162 条	○	学則に規定し、適正に運用している。	3-1
第 163 条	○	学則に規定し、適正に運用している。	4-2
第 163 条の 2	○	学則に規定し、適正に運用している。	4-1
第 164 条	○	履修証明プログラム規程に規定し、適正に運用している。	4-1
第 165 条の 2	○	学部・学科・大学院研究科毎に一貫性の確保に留意して、3 つのポリシーを定め、ホームページ等でも公表している。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	学則や自己点検・自己評価委員会規程に規定し、適正な体制で運用している。	2-2
第 172 条の 2	○	教育研究上の目的など、必要な教育研究活動等の状況について、大学ホームページ等で公表している。 但し、専門職大学等ではない。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	学則に規定し、要件充足者に適正に授与している。	4-1
第 178 条	○	学則、編入学規程に規定し、適正に受入れしている。	3-1
第 186 条	○	学則、編入学規程に規定し、適正に受入れしている。	3-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法等の法令を遵守し、大学設置基準を最低基準として、その向上に努めている。	2-2 2-3
第 2 条	○	寄附行為や学則で明確に規定している。	1-1
第 2 条の 2	○	入学者選考規程を定め、適正に実施している。	3-1
第 3 条	○	大学設置基準に従って、適正に設置している。	1-1
第 4 条	○	専攻分野を踏まえ、適正に設置している。	1-1

九州医療科学大学

第 5 条	○	教育上の目的を踏まえ、適正に設置している。	1-1
第 6 条	—	該当しない（学部以外の教育研究上の基本となる組織を置いていない）。	1-1 4-2 5-2
第 7 条	○	教育研究上の目的に応じた教員及び事務職員等の組織を編成し、大学設置基準に則って、適正に配置している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 8 条	○	授業科目の担当は、設置基準に応じて専任教員を中心になるべく担当させるようにしており、適正に教員配置している。	4-2 5-2
第 9 条	—	該当しない（授業を担当しない教員はいない）。	4-2 5-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	大学設置基準に応じて、学部の種類及び規模に応じた教員の配置を適正に行っている。	4-2 5-2
第 11 条	○	大学設置基準に応じて、必要な知識及び技能を取得させる為、教職員を対象にFD・SDを実施している。	4-2 4-3 5-3
第 12 条	○	学長選任規程に則り、適正に選任・配置している。	5-1
第 13 条	○	教員格付け審査基準と審査手続きに関する申し合わせを規定し、厳格に運用している。	4-2 5-2
第 14 条	○	教員格付け審査基準と審査手続きに関する申し合わせを規定し、厳格に運用している。	4-2 5-2
第 15 条	○	教員格付け審査基準と審査手続きに関する申し合わせを規定し、厳格に運用している。	4-2 5-2
第 16 条	○	教員格付け審査基準と審査手続きに関する申し合わせを規定し、厳格に運用している。	4-2 5-2
第 17 条	○	教員格付け審査基準と審査手続きに関する申し合わせを規定している。	4-2 5-2
第 18 条	○	学則に規定し、適正に明示・管理を実施している。	3-1
第 19 条	○	ディプロマポリシーに従って、適正に教育課程を編成し運用している。	4-2
第 19 条の 2	—	該当なし（連携開設科目を開設していない）。	4-2
第 20 条	○	大学設置基準に従って、適正に配当し編成している。	4-2
第 21 条	○	大学設置基準に従って、必要な学修等を考慮して、適正に設定している	4-1
第 22 条	○	学則に規定し、適正に実施している。	4-2

九州医療科学大学

第 23 条	○	学則に規定し、十五週を中心に適正に運用している。	4-2
第 24 条	○	教育効果を十分に考慮し、適正な学生数で実施している。	4-2
第 25 条	○	学則に規定し、適正な方法や場所で実施している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	シラバスや学則を用いて、授業計画や成績評価基準を適正に明示している。	4-1
第 26 条	－	該当しない（昼夜開講制を行っていない）。	4-2
第 27 条	○	大学設置基準に則り、適正な方法で評価し、単位を授与している。	4-1
第 27 条の 2	○	49 単位を履修の上限と定め、上限を超えた履修については、履修規程に従って適正に運用している。	4-2
第 27 条の 3	－	該当なし（連携開設科目を開設していない）。	4-1
第 28 条	○	学則に規定し、適正に運用している。	4-1
第 29 条	○	学則に規定し、適正に運用している。	4-1
第 30 条	○	学則に規定し、適正に運用している。	4-1
第 30 条の 2	－	該当なし（長期履修制度を行っていない）。	4-2
第 31 条	○	学則、科目等履修生規程に規定し、適正に運用している。	4-1 4-2
第 32 条	○	学則に規定し、適正に運用している。	4-1
第 33 条	－	該当しない（授業時間制を適用していない）。	4-1
第 34 条	○	大学設置基準に従って、校地として十分に教育にふさわしい環境を有している。	3-5
第 35 条	○	大学設置基準に従って、運動場、体育館、その他のスポーツ施設など、必要な施設を有している。	3-5
第 36 条	○	大学設置基準に従って、教育研究に支障がないよう、教室、研究室、図書館、医務室などの施設を適正に有している。	3-5
第 37 条	○	大学設置基準に従って、教育研究に支障のない、必要な校地面積を有している。	3-5
第 37 条の 2	○	大学設置基準に従って、教育研究に支障のない、必要な校舎面積を有している。	3-5
第 38 条	○	教育研究上必要な図書・資料等を図書館に有し、必要な専門的職員等も配置している。	3-5
第 39 条	○	大学設置基準に従って、必要な附属施設として、薬草園や体育館を有している。	3-5
第 39 条の 2	○	薬学実務実習に必要な施設として、模擬薬局等を有している。	3-5
第 40 条	○	教育研究に必要な機械、器具等を学部・学科で有している。	3-5
第 40 条の 2	－	該当しない（二以上の校地に分かれていない）。	3-5
第 40 条の 3	○	学部・学科の教育研究に必要な経費の確保やふさわしい環境整備については、支障がないように整備している。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	大学等の名称は、教育研究の内容や目的を考慮したふさわしい名	1-1

九州医療科学大学

		称となっている。	
第 41 条	—	該当しない（学部等連携課程実施基本組織を置いていない）。	4-2
第 42 条	—	該当しない（専門職学科を開設していない）。	1-1
第 42 条の 2	—	該当しない（専門職学科を開設していない）。	3-1
第 42 条の 3	—	該当しない（専門職学科を開設していない）。	5-2
第 42 条の 4	—	該当しない（専門職学科を開設していない）。	4-2
第 42 条の 5	—	該当しない（専門職学科を開設していない）。	4-2 5-1
第 42 条の 6	—	該当しない（専門職学科を開設していない）。	4-2
第 42 条の 7	—	該当しない（専門職学科を開設していない）。	4-2
第 42 条の 8	—	該当しない（専門職学科を開設していない）。	4-1
第 42 条の 9	—	該当しない（専門職学科を開設していない）。	4-1
第 42 条の 10	—	該当しない（専門職学科を開設していない）。	3-5
第 43 条	—	該当しない（共同教育課程を編成していない）。	4-2
第 44 条	—	該当しない（共同教育課程を編成していない）。	4-1
第 45 条	—	該当しない（共同教育課程を編成していない）。	4-1
第 46 条	—	該当しない（共同学科を開設していない）。	4-2 5-2
第 47 条	—	該当しない（共同学科を開設していない）。	3-5
第 48 条	—	該当しない（共同学科を開設していない）。	3-5
第 49 条	—	該当しない（共同学科を開設していない）。	3-5
第 49 条の 2	—	該当しない（工学に関する学部を開設していない）。	4-2
第 49 条の 3	—	該当しない（工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成していない）。	5-2
第 49 条の 4	—	該当しない（工学に関する学部を開設していない）。	5-2
第 58 条	—	該当しない（外国に学部・学科その他の組織を設けていない）。	1-1
第 59 条	—	該当しない（学部を置くことなく大学院を置いていない）。	3-5
第 61 条	—	該当しない（段階的整備を行っていない）。	3-5 4-2 5-2

専門職大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	2-2 2-3
第 2 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	1-1
第 3 条	—	該当しない（専門職大学の入学者選抜はしていない）。	3-1

九州医療科学大学

第 4 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	1-1
第 5 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	1-1
第 6 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	1-1
第 7 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	1-1 4-2 5-2
第 8 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	3-1
第 9 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-2
第 10 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-2 5-1
第 11 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-2
第 12 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-2
第 13 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-2
第 14 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-1
第 15 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-2
第 16 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-2
第 17 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-2
第 18 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	3-2 4-2
第 19 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-1
第 20 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-2
第 21 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-1
第 22 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-2
第 23 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-1
第 24 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-1
第 25 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-1
第 26 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-1
第 27 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-2
第 28 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-1 4-2
第 29 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-1
第 30 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-1
第 31 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3

九州医療科学大学

第 32 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-2 5-2
第 33 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-2 5-2
第 34 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-2 5-2
第 35 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	5-2
第 36 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-2 4-3 5-3
第 37 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	5-1
第 38 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-2 5-2
第 39 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-2 5-2
第 40 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-2 5-2
第 41 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-2 5-2
第 42 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-2 5-2
第 43 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	3-5
第 44 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	3-5
第 45 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	3-5
第 46 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	3-5
第 47 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	3-5
第 48 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	3-5
第 49 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	3-5
第 50 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	3-5
第 51 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	3-5
第 52 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	3-5
第 53 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	3-5 5-4
第 54 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	1-1
第 55 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-2
第 56 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-1
第 57 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-1
第 58 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-2 5-2

九州医療科学大学

第 59 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	3-5
第 60 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	3-5
第 61 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	3-5
第 77 条	—	該当しない（専門職大学ではない）。	1-1
第 78 条	—	該当しない（専門職大学を設置していない）。	3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則、学位規程に規定し、要件充足者に適正に授与している。	4-1
第 2 条の 3	—	該当しない（専門職大学ではない）。	4-1
第 10 条	○	教育研究の内容を踏まえ、適切な専攻分野の名称を付記して授与している。	4-1
第 10 条の 2	—	該当しない（共同教育課程を開設していない）。	4-1
第 13 条	○	学位に関する処理・方法等は、学位規程に規定し、適正に運用すると共に、文部科学省への報告も行っている。	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 20 条	○	特別の利益供与は行っていない。	6-1
第 27 条	○	寄附行為の備置き及び閲覧等について寄附行為第 70 条に規定し、寄附行為を主たる事務所（法人本部）に備え置くと共に、適正な閲覧を可能としている。	6-1
第 29 条	○	理事選任機関について寄附行為第 7 条に理事選任機関を評議員会と規定し、適正に運用している。	6-2
第 30 条	○	理事の選任について寄附行為第 8 条に規定し、適正に理事を選任している。	6-2
第 31 条	○	理事の資格及び構成について寄附行為第 9 条に規定し、適正に運用している。	6-2
第 36 条	○	理事会の職務等について、私立学校法及び寄附行為に則り、理事会を適正に整備し職務を行っている。	2-1 2-3 6-1 6-2
第 37 条	○	理事長について寄附行為第 15 条第 2 項第 3 項に規定し、理事長を選定して、理事長は法人を代表しその業務を総理している。	6-1 6-2
第 39 条	○	理事の報告義務について寄附行為第 17 条に規定し、理事長は 3 月	6-2

九州医療科学大学

		に1回以上、職務の執行状況を理事会に報告している。	
第43条	○	理事会の議事録について寄附行為第22条に規定し、適正に作成、管理している。	6-2
第45条	○	監事の選任について寄附行為第23条に規定し、監事は評議員会の決議により適正に選任している。	6-3
第46条	○	監事の資格について寄附行為第24条に規定し、適正に満たしている。	6-3
第52条	○	監事の職務について寄附行為第29条に規定し、適正に実施している。	6-3
第54条	○	監事は、寄附行為第31条第4項の規定に則り、評議員会に提出する議案等の調査、確認を行っている。	6-3
第55条	○	監事は、寄附行為第29条第3号の規定に則り、必ず1名以上が理事会及び評議員会に出席している。	6-3
第56条	○	監事は、寄附行為第29条第1号第2号の規定に則り、監査を行い、監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出している。	6-3
第61条	○	評議員の選任について寄附行為第33条に規定し、適正に行っている。	6-3
第62条	○	評議員の資格及び構成について寄附行為第34条に規定し、適正に運用している。	6-3
第66条	○	評議員会の職務等について寄附行為第38条に規定し、適正に実施している。	6-3
第78条	○	評議員会議事録について寄附行為第48条に規定し、適正に作成、管理している。	6-3
第80条	○	会計監査人の選任について寄附行為第51条に規定し、評議員会で適正に選任している。	6-3 6-5
第86条	○	会計監査人の職務等について寄附行為第56条に規定し、適正に職務を実施している。	6-5
第99条	○	予算及び事業計画について寄附行為第58条に規定し、毎会計年度開始前に予算及び事業計画をあらかじめ評議員会の意見を聴いて理事会の決議により決定している。	1-1 2-3 6-4
第100条	○	役員及び評議員に対する報酬について寄附行為第59条に規定し、「学校法人順正学園役員及び評議員の報酬等の支給基準」を定め、支給している。	6-2 6-3
第103条	○	計算書類等の作成及び保存について寄附行為第69条及び第70条第2項に規定し、適正に作成、保存している。	6-5
第104条	○	計算書類等の監査等について寄附行為第69条に規定し、適正に監事の監査を受け、理事会の決議による承認を受けている。	6-5
第105条	○	計算書類等の評議員への提供等について寄附行為第69条第2項に規定し、計算書類及び事業報告、監査報告を定時評議員会に提出し、	6-3

九州医療科学大学

		報告及び意見聴取を行っている。なお、令和6年度決算については旧法に基づいて行い、令和7年5月末までに郵送等で評議員に報告している。	
第106条	○	計算書類等の備置き及び閲覧等について寄附行為第70条に規定し、計算書類等や監査報告は、主たる事務所（法人本部）に備え置くと共に、適正な閲覧を可能としている。	6-1
第107条	○	財産目録等の作成、備置き及び閲覧等について寄附行為第70条に規定し、財産目録等を作成して主たる事務所（法人本部）に備え置くと共に、適正な閲覧を可能としている。	6-1
第108条	○	寄附行為の変更について寄附行為第72条に規定し、適正に変更を行い、所轄庁に届け出ている。	6-1
第144条	○	会計監査人について寄附行為第51条に規定し、評議員会の決議により適正に選任している。	6-3
第145条	－	該当しない。なお、寄附行為第30条により常勤監事を置くことができるよう定めており、監事2名のうち1名を常勤監事としている。	6-3
第146条	○	理事の構成について寄附行為第9条に規定し、2名以上の外部理事を選任している。また、報告義務について寄附行為第17条に規定し、理事長が3月に1回以上、職務の執行状況を理事会に報告している。	6-2
第148条	○	内部統制システムを整備している。また、寄附行為第58条第2項に則り中期計画を作成している。	1-1 2-1 2-3 6-1 6-2
第151条	○	情報の公表について寄附行為第76条に規定し、適正に情報を公表している。	6-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第99条	○	寄附行為や大学院学則で明確に規定している。 但し、専門職大学院には該当しない。	1-1
第100条	○	大学院学則に規定している。	1-1
第102条	○	大学院学則に規定し、適正な受入れをしている。	3-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

九州医療科学大学

第 155 条	○	大学院学則や入学者選考規程に従って、適正に受入れしている。	3-1
第 156 条	○	学校教育法施行規則や大学院学則等の規定に従って、適正に審議して受入れしている。	3-1
第 157 条	—	該当しない（第百二条第二項の規定により入学した学生がいな い）。	3-1
第 158 条	—	該当しない（第百二条第二項の規定により入学した学生がいな い）。	3-1
第 159 条	—	該当しない（第百二条第二項の規定により入学した学生がいな い）。	3-1
第 160 条	—	該当しない（第百二条第二項の規定により入学した学生がいな い）。	3-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法等の法令を遵守し、大学院設置基準を最低基準として、 その向上に努めている。	2-2 2-3
第 1 条の 2	○	寄附行為や大学院学則で明確に規定している。	1-1
第 1 条の 3	○	入学者選考規程を定め、適正に実施している。	3-1
第 2 条	○	大学院設置基準に従って、適正に設置している。	1-1
第 2 条の 2	—	該当しない（専ら夜間において教育を行う課程を開設していな い）。	1-1
第 3 条	○	大学院設置基準に従って、適正に設置し運営している。	1-1
第 4 条	○	大学院設置基準に従って、適正に設置し運営している。	1-1
第 5 条	○	大学院設置基準に従って、適正に設置し運営している。	1-1
第 6 条	○	大学院設置基準に従って、適正に設置し運営している。	1-1
第 7 条	○	基礎となる学部や関係する附置研究所とは、目的にふさわしい運 用が行えるよう、十分に連携を取っている。	1-1
第 7 条の 2	—	該当しない（共同教育課程を開設していない）。	1-1 4-2 5-2
第 7 条の 3	—	該当しない（研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置いて いない）。	1-1 4-2 5-2
第 8 条	—	大学院設置基準等に従って、教育研究上支障を生じないよう、適正 に組織編成し運用している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1

九州医療科学大学

			5-2 5-3
第 9 条	○	大学院設置基準等に従って、教育研究上支障を生じないよう、適正に教員配置し運用している。	4-2 5-2
第 9 条の 3	○	大学院設置基準等に従って、必要な知識及び技能を習得させ、能力及び資質を向上させる為の研修を適正に実施している。	4-2 4-3 5-3
第 10 条	○	収容定員は大学院学則等に規定し、教育研究にふさわしい環境の確保を踏まえて、適正に管理している。	3-1
第 11 条	○	大学院学則や大学院設置基準の規定に従って、体系的に教育課程の編成を行い、専門的知識及び能力の修得に加えて、基礎的素養を涵養するよう適切に配慮している。	4-2
第 12 条	○	大学院学則や大学院設置基準の規定に従って、授業科目を担当する教員は、適正に配置している。	3-2 4-2
第 13 条	○	大学院学則や学内規程等の規定に従って、学生や教員の専門性を踏まえ、適正に研究指導体制を編成している。	3-2 4-2
第 14 条	○	大学院学則の規定に従って、適正に夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行っている。	4-2
第 14 条の 2	○	大学院学則やシラバス等に従って、授業や研究指導の計画を明示すると共に、学修の成果は適正に評価し結果を明示している。	4-1
第 15 条	○	大学院設置基準、大学設置基準の規定に従って、法令内容を適正に把握し、大学院の教育研究に支障なく運用している。	3-2 3-5 4-1 4-2
第 16 条	○	大学院学則、学位規程等の規定に従って、修士課程の修了要件は適正に設定し運用している。	4-1
第 17 条	○	大学院学則、学位規程等の規定に従って、博士課程の修了要件は適正に設定し運用している。	4-1
第 19 条	○	大学院の教育研究に必要な講義室、研究室、実験室等の施設については、教育研究に支障がないよう、適正に整備している。	3-5
第 20 条	○	大学院の教育研究に必要な機械、器具等は、使用する教員・学生数を踏まえ、適正に必要な数を整備している。	3-5
第 21 条	○	大学院の教育研究に必要な図書、学術雑誌等の資料は、電磁的な方法を含め、図書館等で適正に提供している。	3-5
第 22 条	○	大学院の教育研究に支障がない範囲で、研究所等の施設・設備は、学部や研究所とも適正に共有している。	3-5
第 22 条の 2	—	該当しない（二以上の校地に分かれていない）。	3-5
第 22 条の 3	○	大学院の教育研究上、必要な経費の確保等を行っており、適正な教育環境の整備に努めている。	3-5 5-4

九州医療科学大学

第 22 条の 4	○	研究科等の名称は、教育研究の内容や目的を考慮したふさわしい名称となっている。	1-1
第 23 条	—	該当しない（独立大学院ではない）。	1-1
第 24 条	—	該当しない（独立大学院ではない）。	3-5
第 25 条	○	大学院学則や大学院（通信制）規程で明確に規定している。	4-2
第 26 条	○	寄附行為や大学院（通信制）規程で明確に規定している。	4-2
第 27 条	○	大学院設置基準等の規定に従って、適正に通信教育を担当する教員を配置している。	4-2 5-2
第 28 条	○	大学院設置基準、大学通信教育設置基準等の規定に従って、適正に授業の方法や単位の計算方法等を編成している。	3-2 4-1 4-2
第 29 条	○	大学院設置基準、大学通信教育設置基準等の規定に従って、添削指導や印刷教材の保管・発送等の為の施設を適正に有している。	3-5
第 30 条	○	大学院設置基準、大学通信教育設置基準等の規定に従って、添削指導や教育相談等が円滑に行えるよう、適正に組織等を設けている。	3-2 4-2
第 30 条の 2	—	該当しない（研究科等連携課程実施基本組織を置いていない）。	4-2
第 31 条	—	該当しない（共同教育課程を編成していない）。	4-2
第 32 条	—	該当しない（共同教育課程を編成していない）。	4-1
第 33 条	—	該当しない（共同教育課程を編成していない）。	4-1
第 34 条	—	該当しない（共同教育課程を編成していない）。	3-5
第 34 条の 2	—	該当しない（工学を専攻する研究科を開設していない）。	4-2
第 34 条の 3	—	該当しない（工学分野の連続性に配慮した研究科の教育課程を編成していない）。	5-2
第 42 条	○	大学院博士課程修了者に対して、学識を教授するために必要な能力を培うための機会（学会参加や本学教員との共同研究等）を設けている。	3-3
第 43 条	○	大学院の学生が経済的に困窮することがないように、経済的負担軽減の措置を講ずると共に、これらの情報の明示を行っている。	3-4
第 45 条	—	該当しない（外国に研究科、専攻その他の組織を設けていない）。	1-1
第 46 条	—	該当しない（段階的整備を行っていない）。	3-5 5-2

専門職大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	2-2 2-3
第 2 条	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	1-1
第 3 条	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	4-1

九州医療科学大学

第 4 条	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	4-2 5-1 5-2
第 5 条	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	4-2 5-2
第 5 条の 2	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	4-2 4-3 5-3
第 6 条	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	4-2
第 6 条の 2	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	4-2 5-1
第 6 条の 3	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	4-2
第 7 条	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	4-2
第 8 条	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	3-2 4-2
第 9 条	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	3-2 4-2
第 10 条	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	4-1
第 11 条	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	4-2
第 12 条	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	4-1
第 13 条	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	4-1
第 14 条	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	4-1
第 15 条	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	4-1
第 16 条	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	4-1
第 17 条	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	1-1 3-2 3-5 4-2 5-2
第 18 条	—	該当しない（法科大学院ではない）。	1-1 4-1 4-2
第 19 条	—	該当しない（法科大学院ではない）。	3-1
第 20 条	—	該当しない（法科大学院ではない）。	3-1
第 21 条	—	該当しない（法科大学院ではない）。	4-1
第 22 条	—	該当しない（法科大学院ではない）。	4-1
第 23 条	—	該当しない（法科大学院ではない）。	4-1
第 24 条	—	該当しない（法科大学院ではない）。	4-1
第 25 条	—	該当しない（法科大学院ではない）。	4-1

九州医療科学大学

第 26 条	—	該当しない（教職大学院ではない）。	1-1 4-1 4-2
第 27 条	—	該当しない（教職大学院ではない）。	4-1
第 28 条	—	該当しない（教職大学院ではない）。	4-1
第 29 条	—	該当しない（教職大学院ではない）。	4-1
第 30 条	—	該当しない（教職大学院ではない）。	4-1
第 31 条	—	該当しない（教職大学院ではない）。	4-2
第 32 条	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	4-2
第 33 条	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	4-1
第 34 条	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	4-1
第 42 条	—	該当しない（専門職大学院ではない）。	2-2 2-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則、本学学位規程に規定し、修士課程の要件充足者に適正に授与している。	4-1
第 4 条	○	大学院学則、本学学位規程に規定し、博士課程の要件充足者に適正に授与している。	4-1
第 5 条	○	学位規則の規定に従って、大学院の学位審査には学外審査員を配置している。	4-1
第 5 条の 3	—	該当しない。	4-1
第 12 条	○	学位規則の規定に従って、博士の学位を授与した場合は、適正に学位授与報告を行っている。	4-1

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法等の法令を遵守し、大学通信教育設置基準を最低基準として、その向上に努めている。	2-2 2-3
第 2 条	○	適正に教育効果が得られる専攻分野で設置している。	4-2
第 3 条	○	大学設置基準や大学通信教育設置基準等の規定に従って、適正な授業方法等により授業を実施している。	3-2 4-2
第 4 条	○	社会人学生の負担等も考慮して、授業は年間を通じて適正に実施している。	4-2
第 5 条	○	大学設置基準や大学通信教育設置基準等の規定に従って、適正な範囲で授業時間等を設定し単位を定めている。	4-1

九州医療科学大学

第 6 条	○	大学設置基準の定めるところにより、通信教育部規程、通信教育部履修規程の規定に従って、適正に卒業要件を設定している。	4-1
第 7 条	○	大学以外の教育施設等における学修については、通信教育部規程の規定に従って、教育上適正な範囲で本学の履修による学修成果とみなし単位を与えている。	4-1
第 8 条	○	学校教育法や大学通信教育設置基準等の規定に従って、教育研究に支障がないよう相当数の教員を配置している。	4-2 5-2
第 9 条	○	大学設置基準や大学通信教育設置基準の規定に従って、通信教育に必要な校舎並びに通信教育関係施設は、教育研究に支障がないよう適正に有している。	3-5
第 10 条	○	大学設置基準や大学通信教育設置基準の規定に従って、通信教育に必要な校地面積は、教育研究に支障がないよう適正に有している。	3-5
第 11 条	○	学生への添削等による指導や教育相談を円滑に支障なく実施出来るよう、適正な通信教育組織を設けている。	3-2 4-2
第 13 条	○	大学設置基準に従って、所定の事項を遵守している。	2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人順正学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	九州医療科学大学 大学案内 2025	
	九州医療科学大学通信教育部 2025 学部案内	
	九州医療科学大学通信教育部 ハイブリッドコース案内 九州医療科学大学 大学院案内 2025 [通信制]	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	九州医療科学大学学則	
	九州医療科学大学大学院学則	
	九州医療科学大学通信教育部規程 九州医療科学大学大学院（通信制）規程	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2025 年度 九州医療科学大学 学生募集要項	

九州医療科学大学

	2025 年度 編入学募集要項（社会福祉学部・薬学部） 2025 年度 九州医療科学大学 大学院学生募集要項 医療薬学研究科 2025 年度九州医療科学大学 大学院（通信制）学生募集要項 2025 年度九州医療科学大学 学生募集要項 通信教育部	
	学生便覧 2025 年度 学生便覧 2025 年度 大学院要覧 2025 年度 学習のしおり【大学院（通信制）】 2025 年度 学習のポイント【大学院（通信制）社会福祉学研究科博士（前期）課程】 2025 年度 学習のポイント【大学院（通信制）社会福祉学研究科博士（後期）課程】 2025 年度 学習のポイント【大学院（通信制）保健医療学研究科博士（前期）課程】 2025 年度 学習のポイント【大学院（通信制）保健医療学研究科博士（後期）課程】 2025 年度 学習のしおり【通信教育部】	
【資料 F-6】	大学組織図 九州医療科学大学 組織図	
【資料 F-7】	事業計画書 令和 7 年度事業計画	
【資料 F-8】	事業報告書 令和 6 年度事業報告	
【資料 F-9】	中期的な計画 第 3 期中期目標・中期計画書（2023 年度～2027 年度）	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集 規程集-九州医療科学大学及び法人共通	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料 令和 7 年度順正学園役員名簿 令和 7 年度順正学園評議員名簿 令和 6 年度理事会、評議員会の開催状況	
【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）、会計監査報告（過去 5 年間）及び財産目録（最新のもの） 計算書類及び監査報告書、監事監査報告書（令和 2～6 年度）、令和 6 年度財産目録	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス 2025 年度 学生便覧 pp. 29-95 2025 年度シラバス【通学学部】 2025 年度 大学院要覧 pp. 13-32 2025 年度シラバス【通学学部】	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） 2025 年度 学生便覧 pp. 3-14 2025 年度 大学院要覧 pp. 13-14 2025 年度 学習のしおり【大学院（通信制）】 pp. 33-36 2025 年度 学習のしおり【通信教育部】 pp. 7-9	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） 教育内容の充実等を通じ、収容定員未充足の改善に努めること（通信教育部社会福祉学部スポーツ健康福祉学科（通信教育部））	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） 「改善報告書」（令和 3 年 7 月 30 日付）	

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	九州医療科学大学の使命、目的等を示す URL https://www.phoenix.ac.jp/outline/disclosure/disclo-01	
【1-1-2】	九州医療科学大学大学院の使命、目的等を示す URL https://www.phoenix.ac.jp/section/graduate/medical-pharmacy	
【1-1-3】	九州医療科学大学通信教育部の使命、目的等を示す URL https://www.phoenix.ac.jp/outline/disclosure/disclo-02	
【1-1-4】	九州医療科学大学通信制大学院の使命、目的等を示す URL https://www.phoenix.ac.jp/outline/disclosure/disclo-03	
【1-1-5】	第3 期中期目標・中期計画書（使命、目的等含む） URL https://www.phoenix.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/01/2023-2027_cyukimokuhyo.pdf	【資料 F-9】と同じ
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-6】	九州医療科学大学大学協議会規程	【資料 F-10】と同じ
【1-1-7】	九州医療科学大学内部質保証規程	【資料 F-10】と同じ
【1-1-8】	九州医療科学大学自己点検・自己評価委員会規程	【資料 F-10】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	大学、大学院の目的等（学則及び大学院学則の該当箇所抜粋）	
【1-1-b】	学則変更新旧対照表の該当箇所	
【1-1-c】	第3 期中期目標・中期計画書	【資料 F-9】と同じ
【1-1-d】	令和6 年度自己点検・自己評価委員会総会資料	
【1-1-e】	九州医療科学大学教育開発・研究推進中核センター規程	【資料 F-10】と同じ
【1-1-f】	2025 年度九州医療科学大学教育開発・研究推進中核センター構成員	
【1-1-g】	2025 年度学生便覧 pp. 3-14 九州医療科学大学3 つのポリシー	
【1-1-h】	2025 年度シラバス作成マニュアル	
【1-1-i】	2025 年度履修系統図（カリキュラムマップ）	
【1-1-j】	教学マネジメント体制図	
【1-1-k】	九州医療科学大学 組織図	【資料 F-6】と同じ
【1-1-l】	大学ホームページ 附属図書館について 該当 URL: https://lib.jei.ac.jp/phoenix/profile.html	
【1-1-m】	大学ホームページ 附属図書館 利用案内 該当 URL: https://lib.jei.ac.jp/phoenix/guide.html#inside20	
【1-1-n】	九州医療科学大学クオリティ オブ ライフ研究機構規程	【資料 F-10】と同じ
【1-1-o】	九州医療科学大学がん細胞研究所規程	【資料 F-10】と同じ
【1-1-p】	九州医療科学大学附属はり灸治療所運営規程	【資料 F-10】と同じ
【1-1-q】	大学開学から現在までの組織等変遷表	
【1-1-r】	GPS-Academic の導入検討資料	
【1-1-s】	FD・SD 研修会の推進に係る議事録	
【1-1-t】	令和6 年度研修会実施状況（教育改革部会報告書）	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-1】	九州医療科学大学内部質保証の方針	【資料 F-10】と同じ
内部質保証のための組織図		
【2-1-2】	内部質保証体制図	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-3】	九州医療科学大学内部質保証規程	【資料 F-10】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-1-a】	九州医療科学大学教育開発・研究推進中核センター規程	【資料 F-10】と同じ
【2-1-b】	九州医療科学大学自己点検・自己評価委員会規程	【資料 F-10】と同じ
【2-1-c】	令和 6 年度自己点検・自己評価委員会総会資料	
【2-1-d】	内部質保証委員会からの改善指示	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-1】	九州医療科学大学自己点検・自己評価委員会規程	【資料 F-10】と同じ
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-2】	令和 6 年度自己点検・自己評価委員会総会資料	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-3】	令和 6 年度自己点検・自己評価委員会総会議事録	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-4】	学内グループウェア掲示 自己点検・自己評価委員会総会案内	
IR などを検討する会議体の規則		
【2-2-5】	九州医療科学大学委員会規程	【資料 F-10】と同じ
【2-2-6】	学校法人順正学園 I R 推進室規程	【資料 F-10】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	九州医療科学大学学則第 2 条	【資料 F-3】と同じ
【2-2-b】	「アセスメント実施計画」（教職員向け）	
【2-2-c】	「アセスメント運用計画（案）」（教職員向け）	
【2-2-d】	「学修行動・学生生活アンケート」設問	
【2-2-e】	教育イノベーション委員会議事録	
【2-2-f】	科目の評価点（ヒストグラム・ボックスプロット）薬学科例示	
【2-2-g】	「アンケート実施計画」（学生向け）	
【2-2-h】	GPS-Academic 独自設問の集計結果（大学全体）	
【2-2-i】	GPS-Academic 独自設問の集計結果（学科別）	
2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	九州医療科学大学 教学マネジメント体制図	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	九州医療科学大学教育開発・研究推進中核センター規程	【資料 F-10】と同じ
【2-3-3】	九州医療科学大学内部質保証規程	【資料 F-10】と同じ
【2-3-4】	九州医療科学大学内部質保証の方針	【資料 F-10】と同じ
【2-3-5】	九州医療科学大学自己点検・自己評価委員会規程	【資料 F-10】と同じ
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-6】	大学を活かした地域振興のための地域連携プラットフォーム組織図	

九州医療科学大学

学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-5】	九州医療科学大学自己点検・自己評価委員会規程	【資料 F-10】と同じ
【2-3-7】	大学を活かした地域振興のための地域連携プラットフォーム規約	
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-8】	2024 年度第 1 回自己点検・自己評価委員会議事録	
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-9】	2024 年度第 1 回内部質保証委員会議事録	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-10】	https://www.phoenix.ac.jp/outline/self-inspection-and-evaluation	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	授業アンケート結果の公表 HP	
【2-3-b】	2023 年度授業アンケート報告書	
【2-3-c】	授業アンケート確認・教員コメント入力方法	
【2-3-d】	学修環境改善に関する取り組み実践例	
【2-3-e】	教育課程改善に関する取り組み実践例	
【2-3-f】	令和 6 年度自己点検・自己評価委員会総会プログラム	
【2-3-g】	2022 年度実施内容報告資料【学外 PR 用】	
【2-3-h】	2024 年度地域連携プラットフォーム連携会議への報告資料	
【2-3-i】	補助制度と利用実績	
【2-3-j】	薬学科における内部質保証の実施例	
【2-3-k】	機関決定した大学教授会議事録抜粋	
【2-3-l】	中期目標・中期計画の HP 掲載状況	

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	大学ホームページ 受験 NAVI TOP 該当 URL: https://www.phoenix.ac.jp/admission	
【3-1-2】	大学ホームページ 大学院 医療薬学研究科 3 つのポリシー 該当 URL : https://www.phoenix.ac.jp/section/graduate/medical-pharmacy#course_link04	
【3-1-3】	大学ホームページ [通信制] 社会福祉学研究科博士（前期）課程 3 つのポリシー 該当 URL : https://www.phoenix.ac.jp/section/graduate/social-welfare#course_link04	
【3-1-4】	大学ホームページ [通信制] 社会福祉学研究科博士（後期）課程 3 つのポリシー 該当 URL : https://www.phoenix.ac.jp/section/graduate/union-social-welfare#course_link04	
【3-1-5】	大学ホームページ [通信制] 保健医療学研究科博士（前期）課程 3 つのポリシー 該当 URL : https://www.phoenix.ac.jp/section/graduate/health-doctor#course_link04	

九州医療科学大学

【3-1-6】	大学ホームページ [通信制] 保健医療学研究科博士（後期）課程 3つのポリシー 該当 URL : https://www.phoenix.ac.jp/section/graduate/health-master#course_link04	
【3-1-7】	通信教育部ホームページ 社会福祉学部スポーツ健康福祉学科ポリシー 該当 URL : https://tsushin.phoenix.ac.jp/about/policy/	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-8】	九州医療科学大学教授会規程	【資料 F-10】と同じ
【3-1-9】	九州医療科学大学内部質保証規程	【資料 F-10】と同じ
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-8】	九州医療科学大学教授会規程	【資料 F-10】と同じ
【3-1-10】	九州医療科学大学入学者選考規程	【資料 F-10】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	2025 学生募集要項 pp. 3-9 大学の 3つのポリシー、各学科のポリシー	【資料 F-4】と同じ
【3-1-b】	2025 学生募集要項 p. 2 入学者選抜の基本方針	【資料 F-4】と同じ
【3-1-c】	2025 学生募集要項 pp. 10-17 入試実施要領	【資料 F-4】と同じ
【3-1-d】	九州医療科学大学問題作成検討委員会申し合わせ	
【3-1-e】	2025 年度大学院学生募集要項 p. 2 選考方法	【資料 F-4】と同じ
【3-1-f】	2025 年度大学院通信制学生募集要項 p. 2, 7, 12, 18 選考方法	【資料 F-4】と同じ
【3-1-g】	令和 6 年度第 4 回入試教授会議事録 入学者の追跡調査	
【3-1-h】	社会福祉学部スポーツ健康福祉学科リーフレット	
【3-1-i】	応援学費チラシ	
3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-1】	第 3 期中期目標・中期計画書（2023 年度～2027 年度）	【資料 F-9】と同じ
【3-2-2】	令和 6 年度事業計画	
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-3】	九州医療科学大学教育開発・研究推進中核センター規程	【資料 F-10】と同じ
TA、SA などに関する規則		
【3-2-4】	九州医療科学大学教育的補助員（ティーチング・アシスタント）採用基準	【資料 F-10】と同じ
【3-2-5】	九州医療科学大学教育研究補助員の採用基準	【資料 F-10】と同じ
【3-2-6】	九州医療科学大学研究補助者（リサーチ・アシスタント）採用基準	【資料 F-10】と同じ
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【3-2-7】	オフィスアワーの概要	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-8】	九州医療科学大学障がい学生支援規程	【資料 F-10】と同じ
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-9】	九州医療科学大学委員会規程（教育イノベーション委員会）	【資料 F-10】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-a】	大学のエンロールメント・マネジメント体制図	
【3-2-b】	学修進捗状況（単位修得状況）に応じたレーダーチャート（例）	
【3-2-c】	学修目標設定に対する仕組み（例）	
【3-2-d】	学生への周知告知資料	
【3-2-e】	2025 年度入学予定者に対するガイダンスの告知・実施内容	
【3-2-f】	2025 年度新入生オリエンテーションの実施内容	

九州医療科学大学

【3-2-g】	教育後援会保護者案内	
【3-2-h】	(稟議書) TA の採用について (生命医科学科)	
【3-2-i】	(稟議書) 学生アルバイト (SA) の雇用について	
【3-2-j】	障がいのある学生の支援 (HP での公表内容)	
【3-2-k】	令和 5 年度退学者の報告書集計	
【3-2-l】	成績不審者等への修学指導に係る申し合わせ【実施マニュアル】	
【3-2-m】	令和 5 年度休学者の報告書集計	
【3-2-n】	令和 5 年度転学部転学科者の報告書集計	
【3-2-o】	過去 3 か年 (2023, 22, 21) 異動者集計	
3-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-1】	第 3 期中期目標・中期計画書 (2023 年度～2027 年度)	【資料 F-9】と同じ
【3-3-2】	令和 6 年度事業計画	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-3】	キャリア支援に関する授業科目名一覧	
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-4】	九州医療科学大学委員会規程 (キャリアサポート委員会)	【資料 F-10】と同じ
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-5】	令和 6 年度講座・ガイダンス一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	2024 年度体験学習学生オリエンテーション資料	
【3-3-b】	現場実習を伴う資格に関係した科目一覧	
【3-3-c】	薬学研究会・動物生命薬科学科面談会	
【3-3-d】	UNIVERSAL PASSPORT 告知画面 スプレッドシート	
【3-3-e】	キャリアサポート委員会議事録	
【3-3-f】	公務員対策講座記録写真	
【3-3-g】	HW 出張相談窓口実施要領	
【3-3-h】	資格証明書	
【3-3-i】	奨学金情報	
【3-3-j】	キャリアサポートセンター公式 LINE 画面	
【3-3-k】	WorkCafe のべおか開催 (稟議書)・記録写真	
【3-3-l】	インターンシップ (稟議書)	
【3-3-m】	ビジネスマナー講座 実施アンケート	
【3-3-n】	大学ホームページ 卒業生への就職支援 該当 URL: https://www.phoenix.ac.jp/career/extension/support-for-graduates	
3-4. 学生サービス		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-1】	第 3 期中期目標・中期計画書 (2023 年度～2027 年度)	【資料 F-9】と同じ
【3-4-2】	令和 6 年度事業計画	
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-3】	九州医療科学大学委員会規程 (学生支援委員会)	【資料 F-10】と同じ
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-4】	九州医療科学大学課外活動における大学バス使用に関する申し合わせ	【資料 F-10】と同じ
奨学金に関する規則		
【3-4-5】	九州医療科学大学家賃補助制度に関する申し合わせ	【資料 F-10】と同じ

九州医療科学大学

【3-4-6】	「フィンドレー大学留学奨学金」実施要領	【資料 F-10】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	健康管理（学生相談）	
【3-4-b】	九州医療科学大学キャンパス・ハラスメント防止対策規程	【資料 F-10】と同じ
【3-4-c】	九州医療科学大学 ハラスメント防止ガイドライン（在学生用）	
【3-4-d】	大学ホームページ キャンパスハラスメント 該当 URL: https://www.phoenix.ac.jp/campuslife/campus-harassment	
【3-4-e】	ハラスメント防止（デジタルサイネージ写真）	
【3-4-f】	九州医療科学大学大地震対応マニュアル	
【3-4-g】	2025 学生生活の手引き p.6 交通安全	
【3-4-h】	消費生活トラブル	
【3-4-i】	備蓄品の状況	
【3-4-j】	自家用車通学許可申請書類	
【3-4-k】	自宅通学生数一覧	
【3-4-l】	特待生入試の取り扱い規程（内規、申し合わせ、2025 年度募集要項抜粋）	
【3-4-m】	家賃補助の概要	
【3-4-n】	災害等の被災者に対する特別援助措置の概要	
【3-4-o】	石井記念友愛社出身学生一覧	
【3-4-p】	延岡市大学入学奨学金の概要	
【3-4-q】	生理用品の無償設置の概要	
【3-4-r】	令和 6 年度 課外活動団体一覧	
【3-4-s】	令和 6 年度 ボランティア活動（実績詳細）	
【3-4-t】	延岡市防災フェスタの概要	
【3-4-u】	のべトク井（大学おうえん協議会）	
【3-4-v】	ラーニングサポートセンター（英語村）パンフレット	
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	学校法人順正学園有形固定資産の管理委任規程	【資料 F-10】と同じ
ICT 環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-2】	2025 年度 学生便覧 pp.114-115 ICT 環境	【資料 F-5】と同じ
図書館に関する規則		
【3-5-3】	九州医療科学大学附属図書館規程	【資料 F-10】と同じ
図書館利用案内		
【3-5-4】	2025 年度学生便覧 pp.111-113 図書館利用案内	【資料 F-5】と同じ
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-5】	学校法人順正学園 情報公開 校舎等の耐震化率	
臨地実務実習施設一覧（専門職大学のみ）		
【3-5-〇】	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】	学内 LAN 構成図（1 号棟系）	
【3-5-b】	学内 LAN 構成図（薬学部系統）	
【3-5-c】	2025 年度学生便覧 p.189 大学校舎・敷地配置図	【資料 F-5】と同じ
【3-5-d】	2025 年度学生便覧 p.190 講義室・実験室・研究室等配置表	【資料 F-5】と同じ
【3-5-e】	2025 年度学生便覧 pp.191-209 講義室・研究室等配置図	【資料 F-5】と同じ
【3-5-f】	1 号棟 9 号棟改修後の写真	
【3-5-g】	救急車カットモデルの写真	

【3-5-h】	バリアフリーの写真	
【3-5-i】	各種保守・点検業務の委託業者一覧	
【3-5-j】	2024 年度図書館ラーニング・コモンズ利用状況	
【3-5-k】	附属図書館（入館者数、蔵書数等）	
【3-5-l】	備蓄品の写真	
【3-5-m】	2025 年度 学生便覧 p. 210 AED 配置図	【資料 F-5】と同じ
【3-5-n】	消防関係の写真	
【3-5-o】	防犯カメラの写真	
【3-5-p】	学修行動・学生生活に関するアンケート結果報告書	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-1】	九州医療科学大学の 3 つのポリシーを示す URL https://www.phoenix.ac.jp/policy	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-2】	九州医療科学大学教育開発・研究推進中核センター規程	【資料 F-10】と同じ
【4-1-3】	九州医療科学大学教授会規程	【資料 F-10】と同じ
【4-1-4】	九州医療科学大学教授会規程細則	【資料 F-10】と同じ
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-5】	2025 年度 学生便覧 pp. 3-14 3 つのポリシー	【資料 F-5】と同じ
【4-1-6】	2025 年度履修系統図（DP と科目との関連を明示）	
学位規則、学位審査基準		
【4-1-7】	九州医療科学大学学位規程	【資料 F-10】と同じ
【4-1-8】	九州医療科学大学大学院医療薬学研究科博士課程論文指導及び審査規程	【資料 F-10】と同じ
【4-1-9】	九州医療科学大学大学院（通信制）学位論文審査規程	【資料 F-10】と同じ
【4-1-10】	九州医療科学大学大学院（通信制）社会福祉学研究科博士（後期）課程論文指導及び審査規程	【資料 F-10】と同じ
【4-1-11】	九州医療科学大学大学院（通信制）保健医療学研究科博士（後期）課程論文指導及び審査規程	【資料 F-10】と同じ
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-12】	九州医療科学大学学則	【資料 F-10】と同じ
【4-1-13】	九州医療科学大学履修規程	【資料 F-10】と同じ
【4-1-14】	九州医療科学大学社会福祉学部進級に関する規程	【資料 F-10】と同じ
【4-1-15】	九州医療科学大学鍼灸健康コースに関する規程	【資料 F-10】と同じ
【4-1-16】	九州医療科学大学社会福祉学部スポーツ健康福祉学科における救急救命士養成課程の履修に関する規程	【資料 F-10】と同じ
【4-1-17】	九州医療科学大学薬学部薬学科進級に関する規程	【資料 F-10】と同じ
【4-1-18】	九州医療科学大学薬学部動物生命薬科学科進級に関する規程	【資料 F-10】と同じ
【4-1-19】	九州医療科学大学生命医科学部生命医科学科進級に関する規程	【資料 F-10】と同じ
【4-1-20】	九州医療科学大学細胞検査士養成課程の履修規程	【資料 F-10】と同じ
【4-1-21】	九州医療科学大学臨床心理学部臨床心理学科進級に関する規程	【資料 F-10】と同じ
【4-1-22】	九州医療科学大学臨床心理学部臨床心理学科言語聴覚コースの履修に関する規程	【資料 F-10】と同じ
【4-1-23】	九州医療科学大学大学院学則	【資料 F-10】と同じ

九州医療科学大学

【4-1-24】	九州医療科学大学通信教育部規程	【資料 F-10】と同じ
【4-1-25】	九州医療科学大学通信教育部履修規程	【資料 F-10】と同じ
【4-1-26】	九州医療科学大学大学院（通信制）規程	【資料 F-10】と同じ
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-3】	九州医療科学大学教授会規程	【資料 F-10】と同じ
【4-1-4】	九州医療科学大学教授会規程細則	【資料 F-10】と同じ
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職大学のみ）		
【4-1-〇】	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	学修進捗状況（単位修得状況）に応じたレーダーチャート（例）	
【4-1-b】	ポリシーとの関連を明示するシラバス作成マニュアル抜粋	
【4-1-c】	単位認定基準等を示す学生便覧抜粋	
【4-1-d】	評価方法の明示とフィードバックのシラバス作成抜粋	
【4-1-e】	履修規程【学生便覧抜粋】	
【4-1-f】	ディプロマ・サプリメント様式サンプル	
【4-1-g】	2025 年度 学習のしおり【通信教育部】 pp. 114-117	
【4-1-h】	2025 年度 学習のしおり【通信教育部】 pp. 10-13	
【4-1-i】	2025 年度 学習のしおり【大学院（通信制）】 pp. 37-62	
4-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-1】	九州医療科学大学の 3 つのポリシーを示す URL https://www.phoenix.ac.jp/policy	
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-2】	九州医療科学大学教育開発・研究推進中核センター規程	【資料 F-10】と同じ
【4-2-3】	九州医療科学大学教授会規程	【資料 F-10】と同じ
【4-2-4】	九州医療科学大学教授会規程細則	【資料 F-10】と同じ
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-5】	2025 年度 学生便覧 pp. 3-14 3 つのポリシー	【資料 F-5】と同じ
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-6】	履修系統図（カリキュラムマップ）	
【4-2-7】	社会福祉学部モデルカリキュラム（履修モデル）	
【4-2-8】	薬学部モデルカリキュラム（履修モデル）	
【4-2-9】	生命医科学部モデルカリキュラム（履修モデル）	
【4-2-10】	臨床心理学部モデルカリキュラム（履修モデル）	
履修に関する規則		
【4-2-11】	九州医療科学大学履修規程	【資料 F-10】と同じ
【4-2-12】	九州医療科学大学鍼灸健康コースに関する規程	【資料 F-10】と同じ
【4-2-13】	九州医療科学大学社会福祉学部スポーツ健康福祉学科における救急救命士養成課程の履修に関する規程	【資料 F-10】と同じ
【4-2-14】	九州医療科学大学細胞検査士養成課程の履修規程	【資料 F-10】と同じ
【4-2-15】	九州医療科学大学臨床心理学部臨床心理学科言語聴覚コースの履修に関する規程	【資料 F-10】と同じ
【4-2-16】	九州医療科学大学通信教育部履修規程	【資料 F-10】と同じ
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-2】	九州医療科学大学教育開発・研究推進中核センター規程	【資料 F-10】と同じ
【4-2-3】	九州医療科学大学教授会規程	【資料 F-10】と同じ
【4-2-4】	九州医療科学大学教授会規程細則	【資料 F-10】と同じ
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-17】	令和 7 年度シラバスの作成について（依頼） ガルーン通知	

九州医療科学大学

【4-2-18】	2025 年度シラバス作成マニュアル	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-2】	九州医療科学大学教育開発・研究推進中核センター規程	【資料 F-10】と同じ
【4-2-3】	九州医療科学大学教授会規程	【資料 F-10】と同じ
教育課程連携協議会の議事録（専門職大学のみ）		
【4-2-○】	該当なし	
授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ）		
【4-2-○】	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-a】	スポーツ健康福祉学科のカリキュラムポリシー	
【4-2-b】	薬学科のカリキュラムポリシー	
【4-2-c】	動物生命薬科学科のカリキュラムポリシー	
【4-2-d】	生命医科学科のカリキュラムポリシー	
【4-2-e】	臨床心理学科のカリキュラムポリシー	
【4-2-f】	2025 年度新入生オリエンテーション資料 抜粋	
【4-2-g】	認定制度の申請内容【リテラシーレベル】	
【4-2-h】	「QOL と人間の尊厳」シラバス	
【4-2-i】	中核センター教育開発部門会議資料	
【4-2-j】	日向国地域体験学習の紹介【大学パンフレット抜粋】	
【4-2-k】	「医療・福祉連携講座」シラバス	
【4-2-l】	九州医療科学大学のカリキュラムマネジメント	
【4-2-m】	「UNIVERSAL PASSPORT」クリッカー仕様書	
【4-2-n】	2024 年度国語統一試験 最終結果分析	
【4-2-o】	2024 年度講義参観実施結果	
【4-2-p】	授業アンケート結果（サンプル）	
【4-2-q】	ラーニング・コモンズ利用案内（HP 抜粋）	
4-3. 学修成果の把握・評価		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	九州医療科学大学で求める学修成果を示す文書（ディプロマ・ポリシー）	
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-2】	各学科のディプロマ・サプリメント（サンプル）	
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-3】	九州医療科学大学 アセスメントポリシー	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-4】	九州医療科学大学教育開発・研究推進中核センター規程	【資料 F-10】と同じ
【4-3-5】	九州医療科学大学教授会規程	【資料 F-10】と同じ
【4-3-6】	九州医療科学大学教授会規程細則	【資料 F-10】と同じ
【4-3-7】	九州医療科学大学内部質保証規程	【資料 F-10】と同じ
【4-3-8】	九州医療科学大学自己点検・自己評価委員会規程	【資料 F-10】と同じ
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-9】	2023 年度_授業アンケート報告書	
【4-3-10】	2023 年度_学修行動・学生生活に関するアンケート報告書	
【4-3-11】	2023 年度_卒業時アンケート集計(2022 比較)	
【4-3-12】	2022 年度卒業生並びその就職先に対するアンケート集計結果	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-13】	令和 6（2024）年度 中核センター教育開発部門会議 議事録	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		

【4-3-a】	アセスメントポリシー改正の新旧対照表	
【4-3-b】	GPS-Academics 初年度受験結果に基づく FD 研修会資料	
【4-3-c】	学生に向けたアンケート実施計画抜粋	
【4-3-d】	サロンエリアでのデジタルサイネージでの周知とその内容	
【4-3-e】	授業アンケートの設問項目【学生回答用イメージ】	
【4-3-f】	授業アンケートの教員フィードバック依頼内容	
【4-3-g】	学修行動・学生生活に関するアンケートの設問	
【4-3-h】	学修成果に関する産業界との協議会議事録	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	九州医療科学大学 意思決定体制図	
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-2】	九州医療科学大学大学協議会規程	【資料 F-10】と同じ
【5-1-3】	九州医療科学大学学長裁定に関する内規	【資料 F-10】と同じ
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-3】	九州医療科学大学学長裁定に関する内規	【資料 F-10】と同じ
教授会に関する規則		
【5-1-4】	九州医療科学大学教授会規程	【資料 F-10】と同じ
【5-1-5】	九州医療科学大学教授会規程細則	【資料 F-10】と同じ
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-6】	教授会の開催日時・議題一覧	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-7】	九州医療科学大学学生賞罰規程	【資料 F-10】と同じ
事務局組織図		
【5-1-8】	九州医療科学大学事務局組織規程	【資料 F-10】と同じ
事務分掌に関する規則		
【5-1-9】	学校法人順正学園法人本部事務処理機関組織規程	【資料 F-10】と同じ
【5-1-8】	九州医療科学大学事務局組織規程	【資料 F-10】と同じ
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-10】	事務組織及び事務職員配置表	
教育課程連携協議会の規則（専門職大学のみ）		
【5-1-○】	該当なし	
教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職大学のみ）		
【5-1-○】	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	日本私立大学協会ガバナンスコード第 2.0 版	
【5-1-b】	九州医療科学大学学長選任規程	【資料 F-10】と同じ
【5-1-c】	九州医療科学大学副学長選任規程	【資料 F-10】と同じ
【5-1-d】	九州医療科学大学教育開発・研究推進中核センター規程	【資料 F-10】と同じ
【5-1-e】	九州医療科学大学学則第 59 条	
【5-1-f】	九州医療科学大学内部質保証規程	【資料 F-10】と同じ
【5-1-g】	2025 年度中核センター会議構成員一覧	
【5-1-h】	九州医療科学大学委員会規程	【資料 F-10】と同じ
【5-1-i】	2025 年度九州医療科学大学各種委員会等構成員	

5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	九州医療科学大学教員選考基準	【資料 F-10】と同じ
【5-2-2】	九州医療科学大学教員選考基準施行細則	【資料 F-10】と同じ
【5-2-3】	九州医療科学大学教員格付け審査基準と審査手続きに関する申し合わせ	【資料 F-10】と同じ
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-4】	九州医療科学大学教授会規程	【資料 F-10】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-2-a】	認証評価共通基礎様式 1（組織・設備等）	【データ編 共通基礎様式 1（組織・設備等）】と同じ
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
FD の方針・計画		
【5-3-1】	令和 6 年度事業計画	
FD の実施報告書		
【5-3-2】	2024 年度大学統一 FD 研修会	
【5-3-3】	令和 6 年度 FD 研修会実施報告書	
SD の方針・計画		
【5-3-1】	令和 6 年度事業計画	
SD の実施報告書		
【5-3-4】	令和 6 年度 SD 研修報告書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-3-a】	2023 年度授業アンケート報告書	
【5-3-b】	授業アンケート結果を参考とした教員顕彰（起案書）	
【5-3-c】	講義参観の実施案内	
【5-3-d】	講義参観に係る協議内容（議事録抜粋）	
【5-3-e】	令和 6 年度研修会実施状況（教育改革部会報告書）	
【5-3-f】	令和 6 年度自己点検・自己評価委員会総会資料	
【5-3-g】	SD 研修会資料（コンプライアンス研修）	
【5-3-h】	SD 研修会資料（ハラスメント防止研修）	
【5-3-i】	令和 6 年度学外研修会等参加一覧	
5-4. 研究支援		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-1】	令和 6 年度衛生委員会議事録（10 月、11 月）	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-2】	令和 6 年度事業計画	
研究倫理に関する規則		
【5-4-3】	九州医療科学大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する規程	【資料 F-10】と同じ
【5-4-4】	九州医療科学大学における研究インテグリティの確保に関する規程	【資料 F-10】と同じ
【5-4-5】	九州医療科学大学安全保障輸出管理規程	【資料 F-10】と同じ
【5-4-6】	九州医療科学大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針	【資料 F-10】と同じ
【5-4-7】	九州医療科学大学における公的研究費の使用に関する行動規範	
【5-4-8】	九州医療科学大学公的研究費取扱要領	
【5-4-9】	九州医療科学大学公的研究費に関するコンプライアンス規程	【資料 F-10】と同じ
【5-4-10】	九州医療科学大学公的研究費における不正使用の通報に関する規則	【資料 F-10】と同じ

九州医療科学大学

【5-4-11】	九州医療科学大学における公的研究費の不正防止計画	
【5-4-12】	九州医療科学大学不正防止計画・コンプライアンス教育・啓発活動等年間予定	
【5-4-13】	九州医療科学大学倫理委員会規程	【資料 F-10】と同じ
【5-4-14】	九州医療科学大学動物実験に関する規則	【資料 F-10】と同じ
【5-4-15】	九州医療科学大学遺伝子・核酸組換え実験安全管理規程	【資料 F-10】と同じ
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-16】	2024 年度版研究費使用マニュアル	
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-17】	令和 6 年度個人研究費について	
【5-4-18】	令和 6 年度九州医療科学大学研究経費助成の募集について	
【5-4-19】	令和 6 年度九州医療科学大学地域創生事業経費助成の募集について	
研究活動に対する RA など人的支援に関する規則		
【5-4-20】	九州医療科学大学研究補助者（リサーチ・アシスタント）採用基準	【資料 F-10】と同じ
【5-4-21】	九州医療科学大学研究分担者（ポスト・ドクター）採用基準	【資料 F-10】と同じ
【5-4-22】	九州医療科学大学における競争的研究費の直接経費から研究以外の業務に係る経費の支出（パイアウト制度）に係る規程	【資料 F-10】と同じ
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-23】	学内グループウェア 掲示 研究助成・補助金 共有スペース	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-24】	2024 年度外部からの入金一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-a】	大学ホームページ データベース電子ジャーナル 該当 URL: https://lib.jei.ac.jp/phoenix/database.html	
【5-4-b】	大学ホームページ QOL 研究機構 該当 URL: https://www.phoenix.ac.jp/outline/qol	
【5-4-c】	九州医療科学大学クオリティ オブ ライフ研究機構規程	【資料 F-10】と同じ
【5-4-d】	九州医療科学大学がん細胞研究所規程	【資料 F-10】と同じ
【5-4-e】	九州医療科学大学リポジトリ 該当 URL: https://phoenix.repo.nii.ac.jp/?page=1&size=20&sort=controlnumber	
【5-4-f】	大学ホームページ 研究活動における不正行為への対応に関する取り組み 該当 URL: https://www.phoenix.ac.jp/outline/prevention-02	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【6-1-1】	学校法人順正学園コンプライアンス推進規程	【資料 F-10】と同じ
【6-1-2】	公益通報等に関する規程	【資料 F-10】と同じ
情報公表に関する規則		
【6-1-3】	学校法人順正学園財務書類等の閲覧等に関する規程	【資料 F-10】と同じ
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【6-1-4】	https://www.phoenix.ac.jp/outline/disclosure	

私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【6-1-5】	https://www.phoenix.ac.jp/outline/disclosure	
【6-1-6】	https://junsei.ac.jp/edu/outline/disclosure	
内部統制システムの基本方針		
【6-1-7】	内部統制システム整備の基本方針	【資料 F-10】と同じ
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-8】	内部統制の組織体制図	
内部統制に関する規則		
【6-1-1】	学校法人順正学園コンプライアンス推進規程	【資料 F-10】と同じ
【6-1-2】	公益通報等に関する規程	【資料 F-10】と同じ
【6-1-7】	内部統制システム整備の基本方針	【資料 F-10】と同じ
【6-1-9】	学校法人順正学園理事会運営規則	【資料 F-10】と同じ
【6-1-10】	学校法人順正学園評議員会運営規則	【資料 F-10】と同じ
【6-1-11】	理事の職務及び決裁権限規程	【資料 F-10】と同じ
【6-1-12】	学校法人順正学園文書管理規程	【資料 F-10】と同じ
【6-1-13】	学校法人順正学園リスク管理基本規程	【資料 F-10】と同じ
【6-1-14】	学校法人順正学園個人情報保護規程	【資料 F-10】と同じ
【6-1-15】	学校法人順正学園監事監査規程	【資料 F-10】と同じ
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-16】	学校法人順正学園ハラスメント防止に関する規程	【資料 F-10】と同じ
【6-1-17】	九州医療科学大学キャンパス・ハラスメント防止対策規程	【資料 F-10】と同じ
個人情報保護に関する規則		
【6-1-14】	学校法人順正学園個人情報保護規程	【資料 F-10】と同じ
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-13】	学校法人順正学園リスク管理基本規程	【資料 F-10】と同じ
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-18】	九州医療科学大学消防計画	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	学校法人順正学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【6-1-b】	日本私立大学協会 私立大学ガバナンスコード＜第 2.0 版＞	
【6-1-c】	学内グループウェア掲示（電力使用量・電気料金前年度対比表）	
【6-1-d】	学内グループウェア掲示（空調稼働案内）	
【6-1-e】	人権啓発推進セミナー資料	
【6-1-f】	人権啓発に関わる図書の企画展示	
【6-1-g】	2025 学生便覧 p.210 AED 配置図	
【6-1-h】	九州医療科学大学大地震対応マニュアル	
6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-1】	法人の意思決定に関する組織図	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-2】	令和 7 年度第 1 回理事会議事録	
【6-2-3】	令和 7 年度第 2 回理事会議事録	
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-4】	学校法人順正学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【6-2-5】	学校法人順正学園評議員会運営規則	【資料 F-1】と同じ
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-6】	令和 7 年度第 1 回評議員会議事録	
【6-2-7】	令和 7 年度第 2 回評議員会議事録	

中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-8】	令和5年度第2回理事会議事録（中期計画承認）	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-3】	令和7年度第2回理事会議事録	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	学校法人順正学園理事会運営規則	【資料F-10】と同じ
【6-2-b】	令和6年度理事会、評議員会の開催状況	【資料F-11】と同じ
【6-2-c】	順正学園役員名簿	【資料F-11】と同じ
【6-2-d】	順正学園評議員名簿	【資料F-11】と同じ
【6-2-e】	学校法人順正学園協議会規程	【資料F-10】と同じ
【6-2-f】	九州医療科学大学教育開発・研究推進中核センター規程	【資料F-10】と同じ
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-1】	令和7年度第2回評議員会議事録	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-1】	令和7年度第2回評議員会議事録	
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-1】	令和7年度第2回評議員会議事録	
監事監査に関する規則		
【6-3-2】	学校法人順正学園監事監査規程	【資料F-10】と同じ
監事監査計画書		
【6-3-3】	令和7年度監事監査計画	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	学校法人順正学園協議会規程	【資料F-10】と同じ
【6-3-b】	九州医療科学大学協議会規程	【資料F-10】と同じ
【6-3-c】	理事会、評議員会の開催状況	
6-4. 財務基盤と収支		
予算編成方針		
【6-4-1】	令和7年度第一次収支補正予算依頼	
【6-4-2】	平成7年度事業計画	【資料F-7】と同じ
財務計画書		
【6-4-3】	学校法人順正学園中期財務計画	
外部資金導入の実績		
【6-4-4】	外部資金導入の実績	
資産運用に関する規則		
【6-4-5】	学校法人順正学園資産運用規程	【資料F-10】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	令和6年度計算書類	【資料F-12】と同じ
【6-4-b】	令和6年度事業報告	
6-5. 会計		
経理に関する規則		
【6-5-1】	学校法人順正学園経理規程	【資料F-10】と同じ
【6-5-2】	学校法人順正学園経理規程施行細則	【資料F-10】と同じ
【6-5-3】	順正学園備品、物品購入並びに契約等事務手続き要領	【資料F-10】と同じ
【6-5-4】	学校法人順正学園契約検討機関設置運営規程	【資料F-10】と同じ
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-5】	学校法人順正学園寄附行為第51条-第56条	【資料F-10】と同じ
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		

【6-5-6】	監査の実施状況	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-a】	(復命書) 日本私立大学協会大学経理部課長担当者研修会	

基準 A. 公私協力体制による地域活性化への取り組み

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学が持つ人的・物的資源の活用による地域貢献		
【A-1-1】	令和 6 年度社会貢献活動一覧	
【A-1-2】	大学におけるボランティア活動支援に関する全国実態調査(速報版)	
【A-1-3】	令和 5 年度順正学園ボランティアセンター活動実績報告書(第 4 章)	
【A-1-4】	令和 6 年度順正ジョイフルキッズクラブ活動報告書	
【A-1-5】	周辺自治体との連携協力協定書	
【A-1-6】	大学を活かした地域振興のための地域連携プラットフォーム規約	
【A-1-7】	コロナワクチン職域接種	
A-2. 大学が持つ教育・研究力による地域貢献		
【A-2-1】	令和 7 年度のべおか市民大学院募集概要	
【A-2-2】	第 24 回(2024 年度)九州医療科学大学公開講座募集要項	
【A-2-3】	九州医療科学大学オープンアカデミー募集要項	
【A-2-4】	令和 6 年度定住自立圏フィールド調査事業報告書	
【A-2-5】	令和 6 年度木城町連携推進事業報告書	
【A-2-6】	令和 6 年度のべおか子どもセンター活動報告書	
【A-2-7】	延岡市子ども発達支援システム事業報告書	
【A-2-8】	延岡市との薬用作物等に関する連携協定書	
【A-2-9】	東九州メディカルバレー構想概要	
【A-2-10】	令和 6 年度外部委員等派遣一覧	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。